

3 医療活動の実施

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38]

(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、災害発生時の急性期から慢性期にわたり、被災地において必要な医療サービスを迅速かつ安定的に提供できるよう、被災地にDMAT(災害派遣医療チーム)や医療支援チームを派遣するとともに、ドクターヘリ等を活用し、患者の搬送を行う。

ドクターヘリの運用については、後述の「大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリ運用方針」に基づき、広域連合が基地病院及び関係府県と運航調整を行う。

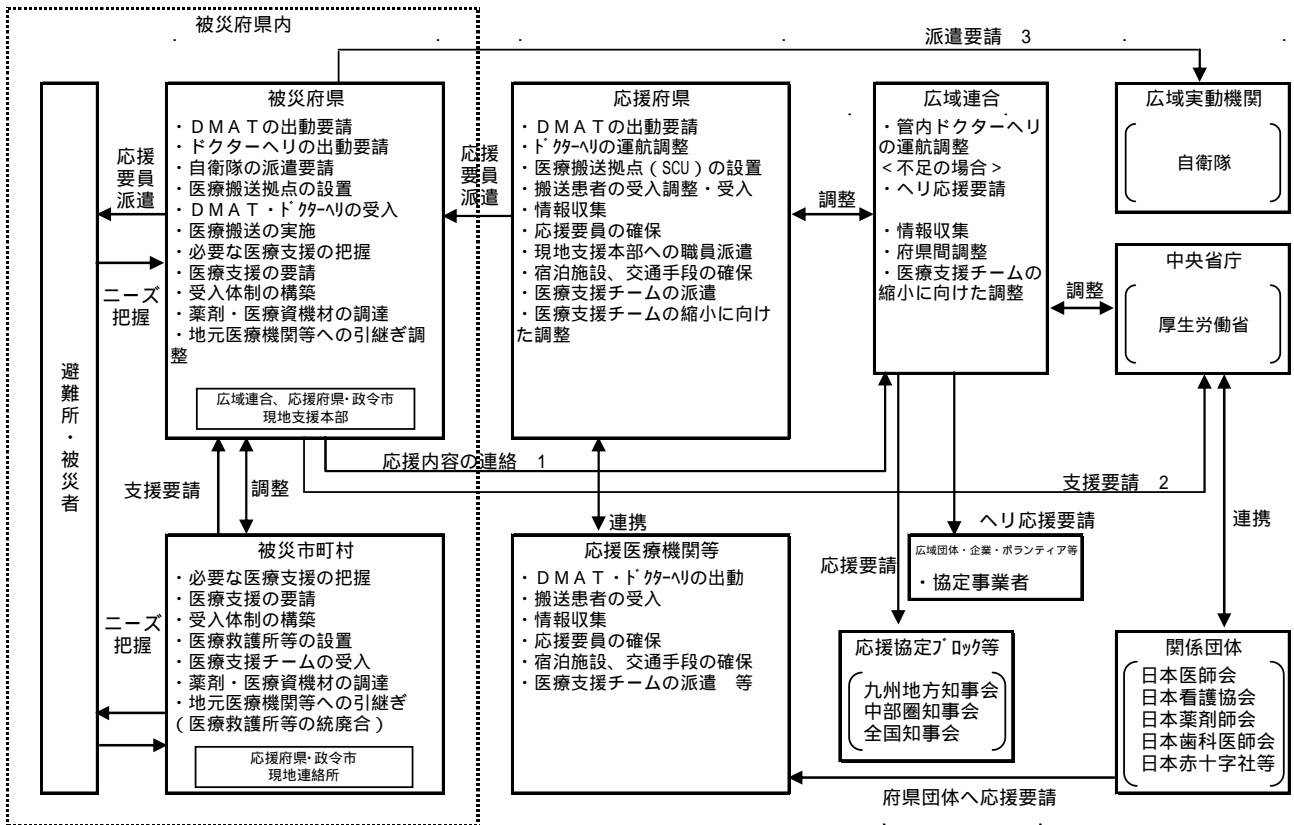
なお、ヘリコプターによる患者の搬送は、ドクターヘリ、自衛隊ヘリ以外に、消防防災ヘリによっても行われるが、消防防災ヘリの運航については、「2 救助・救急及び消火活動の実施」の中で行われるものであることから、本節では記載しない。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	急性期(概ね48時間以内)の医療救護活動に必要な応援要員(DMAT) 国の関与により派遣調整が行われる。 亜急性期(概ね48時間以降4週以内)の医療提供体制の確保に必要な応援要員(救護班:医師・看護師・薬剤師・調整員等) 現地のニーズ把握、医療支援チーム等の現地活動を後方支援するために必要な応援要員(現地連絡調整員)	診察に必要な医療機器 医薬品、医療資機材 診療に必要な備品 水、食料、毛布等 パソコン 携帯電話、衛星携帯電話等の通信機器 (手順は「8 生活物資の供給」参照)	被災地での救命治療 重症患者等の広域搬送(被災地内・外の医療施設への搬送) 被災地での医療サービスの提供 現地支援本部での各種支援 ドクターヘリの運用 自衛隊による救護班の派遣、医療搬送の実施 医療搬送拠点(SCU)の設置 国の関与により調整が行われる。
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	↓ 慢性期(概ね4週以降)の医療提供体制の確保に必要な応援要員(医師・看護師・薬剤師・理学療法士、歯科医師、調整員等) 被災地の医療支援を統括・調整するために必要な応援要員(災害時医療調整チーム)	↓	↓ 被災地の医療救護所等での診察、巡回診療等の医療サービスの提供 被災地での医療需給の調整 平時の医療提供体制への移行(地域の医療機関への引継)

第4章 応援・受援の手順
3 医療活動の実施

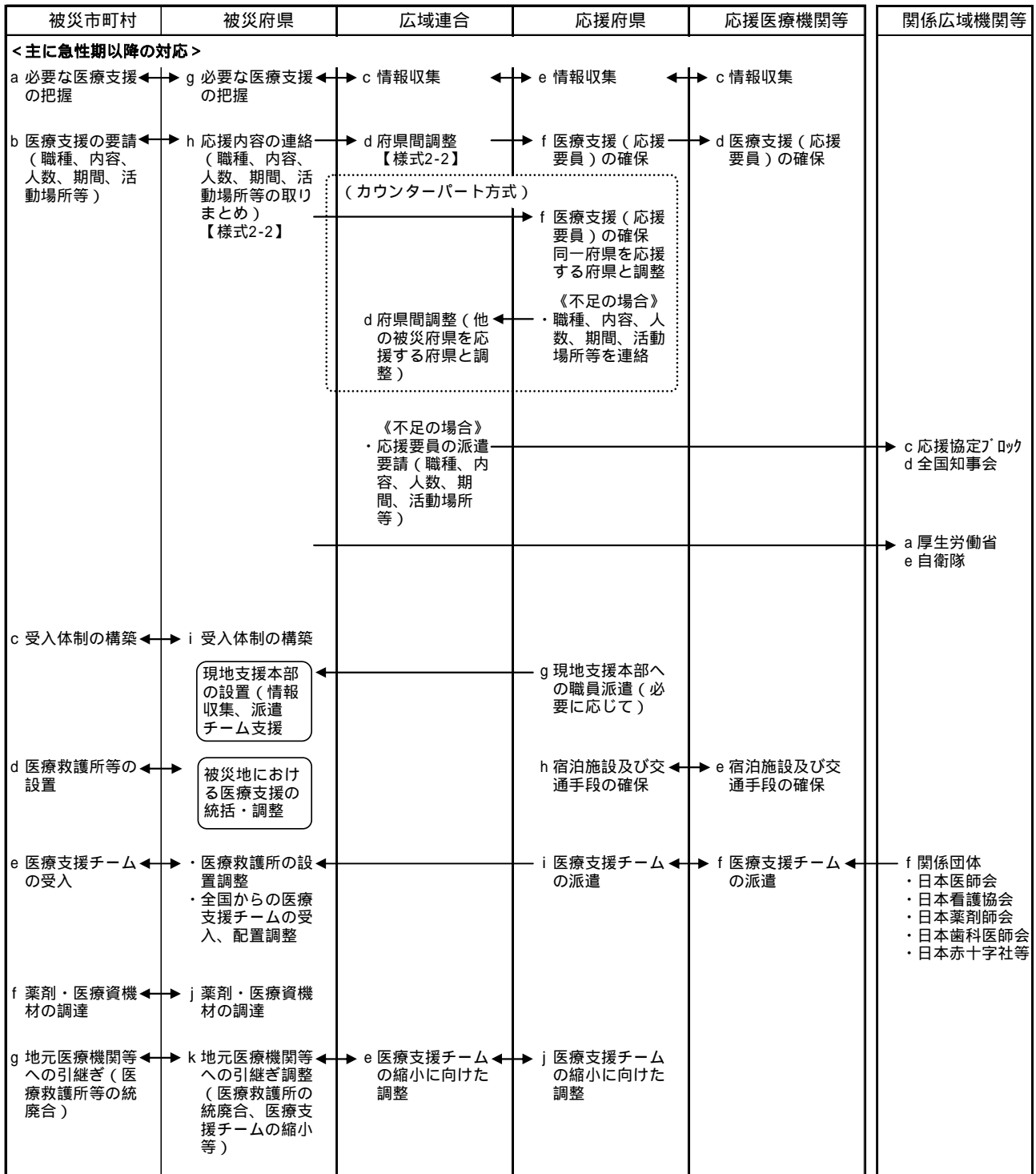
(3) フォーメーション



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。
- 自衛隊に対する要請は、自衛隊法第83条による、都道府県からの災害派遣要請を意味する。

(4) オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県	応援医療機関等	関係広域機関等
<主に急性期(概ね48時間以内)の対応>					
	a DMATの出動要請		a DMATの出動要請	(DMAT指定医療機関)	a 厚生労働省 (DMAT事務局)
	b ドクターヘリの出動要請	a 管内ドクターヘリの運航調整	b ドクターヘリの運航調整	(ドクターヘリ基地病院)	
	「被災地支援」と「地域の救急医療体制の確保」の両課題に対応				
		<不足の場合> b 運航要請			b 協定事業者 c 応援協定ブック d 全国知事会
	c 自衛隊(救護班・医療搬送)の派遣要請				e 自衛隊
	d 医療搬送拠点(SCU)の設置(被災府県内)		c 医療搬送拠点(SCU)の設置(応援府県内)		a 厚生労働省 (DMAT事務局)
	e DMAT、ドクターヘリ、自衛隊救護班・ヘリの受入			a DMAT、ドクターヘリの出動	
	f 医療搬送の実施		d 搬送患者の受入調整・受入	b 搬送患者の受入(災害拠点病院等、県医師会等関係団体)	



広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な医療支援の把握	医療機関の被災状況、入院患者や傷病者等の状況を確認し、当面必要な医療支援と当該業務の実施に必要な応援要員等に関する情報（職種・内容・人数・期間・活動場所、必要な医薬品及び資機材等）を把握する。 特に、透析や人工呼吸器等が必要な患者など緊急搬送患者の有無を把握する。
b 医療支援の要請	必要とする医療支援に関する情報（職種・内容・人数・期間・活動場所等）を被災府県に連絡する。
c 受入体制の構築	被災府県や地域の災害拠点病院等と連携し、全国からの医療支援を円滑に受け入れるための体制を整備する。
d 医療救護所等の設置	被災府県や地域の災害拠点病院等と連携し、被災地域の医療提供体制を確保するため、医療需要に応じて医療救護所等の設置を行う。
e 医療支援チームの受入	被災府県や地域の災害拠点病院等と連携し、被災地域に設置した医療救護所等において、全国から派遣された医療支援チームの受け入れを行う。
f 薬剤・医療資機材の調達	被災府県と連携し、医療支援活動に必要な薬剤・医療資機材の調達システムを確立する。 被災府県と連携し、各医療救護所等に必要な薬剤・医療資機材を調達・提供する。
g 地元医療機関等への引継ぎ	刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、被災府県と連携し、医療救護所等の統廃合を行い、地元医療機関等への引継ぎを行う。

被災府県の業務

項目	内容
a DMA Tの出動要請	発災後、直ちに被災状況を推測、把握し、管内のDMA T指定医療機関にDMA Tの派遣要請を行うとともに、厚生労働省（DMA T事務局）に対し、全国のDMA Tへの派遣要請を依頼する。
b ドクターヘリの出動要請	DMA Tの活動支援や重症患者等の搬送を行うため、基地病院にドクターヘリの出動を要請する。
c 自衛隊（救護班・医療搬送）の派遣要請	発災後、直ちに被災状況を推測、把握し、自衛隊に対し、救護班の派遣及びヘリコプターによる医療搬送を要請する。
d 医療搬送拠点の設置	厚生労働省（DMA T事務局）と調整を行い、ドクターヘリ等の参集拠点として、また、被災地域の重症患者等の被災地外への搬送拠点として、「医療搬送拠点（SCU：Staging Care Unit）」を設置する。
e DMA T、ドクターヘリ、自衛隊救護班・ヘリの受入	厚生労働省（DMA T事務局）と連携し、DMA Tやドクターヘリ等の受け入れを行う。 状況に応じ、全国から受け入れたDMA Tを管内の災害拠点病院等に再配置する。 自衛隊と連携し、救護班の受け入れを行うとともに、ドクターヘリと合わせて自衛隊ヘリによる医療搬送が効率的・効果的に行われるよう必要に応じて調整を行う。
f 医療搬送の実施	被災地での治療が困難な重症患者等について、治療可能な医療機関へ搬送するため、近隣府県と受入調整を行う。 地域内の医療機関や近隣府県に設置された「医療搬送拠点」等へ患者搬送を行う。
g 必要な医療支援の把握	急性期から中長期的な医療提供体制への円滑な移行を行うため、被災市町村と連携し、被災地における医療需要を把握する。 特に、透析や人工呼吸器等が必要な患者など緊急搬送患者の有無を把握する。

	握する。
h 応援内容の連絡	被災市町村及び被災府県が必要とする医療支援に関する情報(職種・内容・人数・期間・活動場所等)を取りまとめ、応援要請内訳書1(様式2-2)により、広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)へ連絡する。 必要に応じ、継続的な医療支援を厚生労働省、自衛隊に要請する。
i 受入体制の構築	被災地の医療支援を統括・調整機能を整備する。 被災地における医療救護所の設置について、被災市町村と協議・調整を行う。 全国からの医療支援の受入や医療救護所等への配置調整等を行う。
j 薬剤・医療資機材の調達	被災市町村と連携し、医療支援活動に必要な薬剤・医療資機材の調達システムを確立する。 被災市町村と連携し、各医療救護所等に必要な薬剤・医療資機材を調達・提供する。
k 地元医療機関等への引継ぎ調整	刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、被災市町村と連携し、医療救護所等の統廃合を行い、地元医療機関等への引継ぎを行う。

広域連合の業務

項目	内容
a 管内ドクターヘリの運航調整	基地病院及び応援府県と管内ドクターヘリの運航調整を行う。 「被災地支援」と「地域の救急医療体制の確保」の両課題に適切に対応できるよう、後述の「大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリ運用方針」に基づき、運航調整を行う。
b 運航要請	ドクターヘリが不足する場合、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定の締結事業者に予備機の活用によるドクターヘリの運航要請を行う。
c 情報収集	現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
d 府県間調整	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に派遣可能な職種、人数等を確認の上、応援計画内訳書1(様式2-2)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) 幹事府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に応援要員の派遣を依頼する。 構成団体・連携県で応援要員を確保できない場合は、各協定に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等の関係広域機関へ応援を要請する。
e 医療支援チームの縮小に向けた調整	地元医療機関等への引継ぎに向け、被災府県及び応援府県と医療支援チームの派遣縮小に向けた調整を行う。

応援府県の業務

項目	内容
a DMA Tの出動要請	厚生労働省(DMA T事務局)からの要請に基づき、管内のDMA T指定医療機関に対し、DMA Tの待機及び出動要請を行う。
b ドクターヘリの運航調整	基地病院及び広域連合と管内ドクターヘリの運航調整を行う。 ドクターヘリを運用している府県に限る。 「被災地支援」と「地域の救急医療体制の確保」の両課題に適切に対応できるよう、後述の「大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリ運用方針」に基づき、運航調整を行う。
c 医療搬送拠点の設置	厚生労働省(DMA T事務局)からの要請に基づき、同事務局及び広

第4章 応援・受援の手順
3 医療活動の実施

	域連合と協議・調整を行い、被災地からの搬送患者等の受入拠点として、「医療搬送拠点（SCU）」を設置する。
d 搬送患者の受入調整・受入	被災地からの搬送患者を円滑に受け入れるため、受入可能な医療機関の確保を行う（受入可能人数等の把握）。 医療搬送拠点等において、被災地からの搬送患者の受け入れを行う。
e 情報収集	現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
f 医療支援の確保	広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、医療機関や関係団体等に対し、被災地の医療支援に必要な応援要員の派遣依頼を行う。 切れ目のない被災地支援が可能となるよう、継続的な医療支援体制の確保を行う。
g 現地支援本部への職員派遣	必要に応じて、現地支援本部等に職員を派遣する。現地支援本部等に派遣された職員は、被災地のニーズ把握など情報収集を行い、広域連合・応援府県に情報提供するとともに、被災地における医療支援チームの活動支援を行う。
h 宿泊施設及び交通手段の確保	応援医療機関と調整の上、いずれかが被災地へ派遣する医療支援チームの宿泊施設を確保する。 被災地への交通手段を確保する。なお、交通手段の確保にあたっては、同一府県を応援する府県、管内市町村等と乗り合わせて往来する等、効率的に行う。 被災地における医療支援チームの交通手段を確保する。
i 医療支援チームの派遣	被災府県と調整を行い、被災地へ医療支援チームを派遣する。 派遣に当たっては、支援チームが消費又は使用する物資を携行させるなど、できる限り被災府県の負担とならないよう配慮する。
j 医療支援チームの縮小に向けた調整	地元医療機関等への引継ぎに向け、被災府県、広域連合及び応援医療機関等と医療支援チームの派遣縮小に向けた調整を行う。

応援医療機関等

項目	内容
a DMAT、ドクターヘリの出動	（DMAT指定医療機関） 応援府県の要請を受け、DMATの待機及び出動を行う。 （ドクターヘリ基地病院） 被災府県からの出動要請を受け、広域連合及び応援府県と運航調整を行い、被災地へドクターヘリの派遣を行う。 運航調整の結果、管内で待機することになったドクターヘリについては、広域連合管内全体の救急医療体制の確保を図るため、被災地支援に当たるドクターヘリの運航範囲を補完するなど柔軟な運航を行う。
b 搬送患者の受入	応援府県に対し、随時、受入可能人員の連絡を行う。 応援府県と調整を行い、被災地からの搬送患者の受け入れを行う。
c 情報収集	応援府県や関係団体等を通じて、被災地のニーズを把握し、情報を共有する。
d 医療支援の確保	応援府県の要請に基づき、被災地の医療支援に必要な応援要員の確保を行う。 切れ目のない被災地支援が可能となるよう、継続的な医療支援体制の確保を行う。
e 宿泊施設及び交通手段の確保	応援府県と調整の上、いずれかが被災地へ派遣する医療支援チームの宿泊施設を確保する。 被災地における医療支援チームの交通手段を確保する。

f 医療支援チームの派遣	応援府県と調整を行い、被災地へ医療支援チームを派遣する。派遣に当たっては、支援チームが消費又は使用する物資を携行させるなど、できる限り被災府県の負担とならないよう配慮する。
--------------	--

関係広域機関等の業務

項目	内容
a 厚生労働省（DMAT事務局）	被災状況を把握し、都道府県に対し、DMATの待機及び出動の要請を行う。 被災府県及び被災近隣府県等と協議・調整を行い、医療搬送拠点（SCU）の設置を行う。 DMATの搬送や広域医療搬送に必要な搬送手段の確保（自衛隊ヘリ等）を行う。 応援府県等と連携し、被災地で治療困難な重傷患者等の広域医療搬送を行う。
b 協定事業者	広域連合からの要請に基づき、基地病院と調整の上、予備機の活用によりドクターヘリを運航する。
c 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
d 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援府県を被災府県ごとに個別割り当てる対口支援方式を基本として被災府県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災府県を応援することとされた都道府県は、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
e 自衛隊	被災府県からの要請に基づき、救護班を派遣する。 被災府県からの要請又は緊急輸送に係る国の計画（例：東南海・南海地震応急対策活動要領に基づき国が定める緊急輸送計画）に基づき、ヘリコプターによる医療搬送を実施する。
f 関係団体	関係団体（日本医師会、日本看護協会、日本薬剤師会、日本歯科医師会、日本赤十字社等）は、被災府県の情報収集を行い、必要に応じて府県団体と調整し、医療支援を実施する。

<留意事項>

（消防機関と医療機関の連携）

- ・迅速な医療活動の実施による救命率の向上のためにも、救出・傷病者情報の共有、被災地への出動手段等、消防機関（救急隊員）と医療機関（医師・看護師等）が連携して救助・救急及び医療活動を実施することが重要である。

第4章 応援・受援の手順

3 医療活動の実施

<大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリの運航体制>

[関西広域連合広域医療局「関西広域救急医療連携計画（平成24年3月）」p.25～26より作成]

ドクターヘリは災害時のDMATの移動手段として、また、患者の搬送手段として大きな役割を果たすと同時に、地域の救急医療体制を確保する上で必要不可欠な搬送手段であることから、「被災地支援」と「地域の救急医療体制の確保」の両課題に適切に対応できるよう、被災状況を勘案しながら、次の方針に基づき、運航調整を行う。

なお、和歌山県ドクターヘリについては、広域連合に移管しないことを踏まえ、基地病院、和歌山県及び広域連合が、事案に則して緊密に連携して対処するものとする。

大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリ運用方針

災害現場に出動する場合は、原則として、基地病院は広域連合（広域医療局）と予め協議・調整を行う。

直ちに現地医療救護活動が必要な場合は、基地病院の判断により災害現場に出動できるものとするが、その際には、基地病院は速やかに広域連合（広域医療局）に状況報告を行う。

救護活動が超急性期（～48時間）を超える場合は、地域の救急医療体制の確保を図りながら、継続的な支援体制について、広域連合（広域医療局）が基地病院等と調整を行う。

《広域連合管外が被災した場合》

上記～によるほか、による。

全国から相当の支援が見込まれる場合は、広域連合管内ドクターヘリの運航について、広域連合（広域医療局）が基地病院、関係府県と調整を行う。

（ ）2機のヘリが被災地支援を行い、2機のヘリが広域連合管内の救急医療搬送の役割を担うことを基本とする（現行の4機体制を前提）

（ ）それぞれのヘリについては、基地病院の位置関係を考慮し、広域連合管内を効率的にカバーできる体制とする。

運航調整機能（コントロールセンター機能）の集約化

広域連合管内が被災した場合、複数のドクターヘリによる集中的な支援を効率的かつ効果的にを行うため、平常時は各基地病院に設置している「運航調整機能（コントロールセンター機能）」を集約化する。

(参考) 広域連合管内のドクターヘリ配置体制(平成24年10月31日現在)

基地病院	3府県ドクターヘリ (公立豊岡病院)	大阪府ドクターヘリ (大阪大学医学部附属病院)	和歌山県ドクターヘリ (和歌山県立医科大学附属病院)	徳島県ドクターヘリ (徳島県立中央病院)	未整備地域
滋賀県		県全域			
京都府	京丹後、宮津与謝、舞鶴、福知山、綾部、(京都中部)	京都市、乙訓、宇治、八幡、久御山、城陽市、京田辺、精華、相楽中部、京都中部			
大阪府		府全域			
兵庫県	美方、豊岡、養父、朝来、丹波			淡路島	県南部 現在はドクターヘリの運用を行っている消防防災ヘリがカバー
和歌山県			県全域		
鳥取県	東部、中部、西部				
徳島県				県全域	

< 参考 >

日本DMATの概要

DMATとは「災害急性期に活動できる機動性を持った トレーニングを受けた医療チーム」と定義されており、災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略してDMAT（ディーマット）と呼ばれている。

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災で災害医療について多くの課題が浮き彫りとなり、この教訓を生かし、“一人でも多くの命を助けよう”と、厚生労働省により、災害医療派遣チーム 日本DMATが平成17年4月に発足された。

平成13年度厚生科学特別研究「日本における災害時派遣医療チーム（DMAT）の標準化に関する研究」報告書より

出典：DMAT事務局ホームページ

【主な活動】

広域医療搬送

被災地内の空港等に患者搬送拠点としてのSCU（臨時医療施設）を立ち上げ、被災地で対応困難な重症患者を自衛隊機等により被災地外へ搬送する。DMATは、SCUでの活動や航空機内での医療を行う。

病院支援

被災地内で多くの傷病者が来院している病院に対し、混乱の制止、機能維持を図り、広報搬送の体制確保を行うとともに、トリアージ、診療など医療支援を行う。

域内搬送

ヘリコプターや救急車などによる傷病者の搬送で、現場から被災地内の医療機関、被災地内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地内の医療機関からSCUへの搬送及び被災地外のSCUから医療機関への搬送での医療支援を行う。

現場活動

災害現場や救助救出現場でレスキューと共に活動し、トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療などを行う。

【広域緊急医療の概念図】



出典：DMATパンフレット（DMAT事務局）

日本DMAT活動要領(平成24年3月30日改正)(抜粋)

用語の定義

1. DMAT

- ・ DMATとは、災害の発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームである。
- ・ DMAT1隊の構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本とする。
- ・ DMATは、本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を主な活動とする。また、本部業務のサポート、病院支援や情報収集等を担うロジスティクスも行う。なお、医療チームの参集状況に応じて、必要な場合には、初期の避難所救護所での活動のサポート等を考慮する。

2. DMAT登録者

- ・ DMAT登録者は、厚生労働省等が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を修了し、又はそれと同等の学識・技能を有する者として厚生労働省から認められ、厚生労働省に登録された者である。
- ・ DMAT登録者には、DMAT隊員証が交付される。
- ・ DMAT登録者は、災害の急性期にDMATとして派遣される資格を有する。

(略)

4. DMATの活動

- ・ DMATは、都道府県等の派遣要請を受け、DMAT指定医療機関から派遣され、活動を行う。
- ・ DMATの活動は、DMAT指定医療機関に所属しているDMAT登録者により実施される。

(略)

8. DMAT本部

- ・ DMAT本部とは、DMAT事務局、DMAT都道府県調整本部、DMAT活動拠点本部、DMAT・SCU本部、DMAT病院支援指揮所、DMAT現場活動指揮所、DMAT・SCU指揮所及びDMAT域外拠点本部をいう。
- ・ 都道府県は、災害時に、被災地域内のDMATに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMAT都道府県調整本部のほか、必要に応じて、DMAT活動拠点本部、DMAT・SCU本部等のDMAT本部を設置する。
- ・ DMAT都道府県調整本部は、都道府県災害対策本部の災害医療本部のもとに設置し、医療チームの派遣調整を行う派遣調整本部と連携し、情報の共有を行う。

(略)

12. 広域医療搬送

- ・ 広域医療搬送とは、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うために国が政府の各機関の協力の下で行う活動であり、自衛隊機等による航空搬送時の診療、SCUにおける診療、SCUの運営等を含むものである。
- ・ 広域医療搬送は、被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に広域医療搬送拠点を設置して行う。

13. 病院支援

- ・ 病院支援とは、被災地域内の病院に対する医療の支援をいう。
- ・ 多くの傷病者が来院している病院からの情報発信、当該病院でのトリアージや診療の支援、広域医療搬送のためのトリアージ等を含む。

14. 地域医療搬送(域内搬送)

- ・ 地域医療搬送とは、ヘリコプター、救急車等による搬送で、都道府県や市町村が行うものである。
- ・ 災害現場から被災地域内の医療機関への搬送、被災地域内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地域内の医療機関からSCUへの搬送及び被災地域外のSCUから医療機関への搬送を含む。

15. 現場活動

- ・ 現場活動とは、災害現場でDMATが行う医療活動をいう。
- ・ トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等を含む。

(略)

18. ロジスティクス

- ・ ロジスティクスとは、DMATの活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することをいう。
- ・ DMAT活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。
- ・ DMATのチームの一員としてのロジスティック担当者に加え、DMATロジスティックチームがロジスティクスを担う。

4 避難指示等の発令及び避難誘導

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.36]

(注) 本分野においては、被災市町村が速やかに実施するものであり、基本的には被災府県内で対応される分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

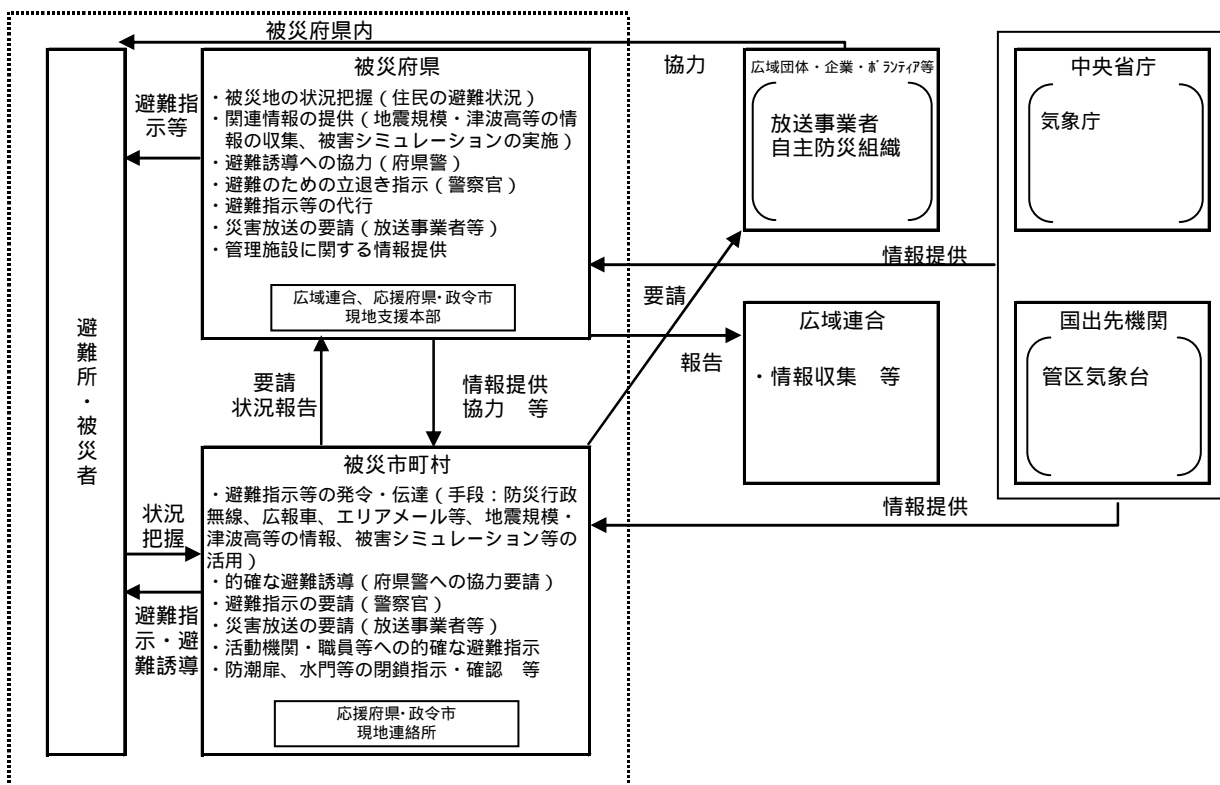
避難指示等の発令及びこれに伴う避難誘導は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、被災市町村が速やかに実施するものであり、府県内での対応が基本であるため、府県域を越える広域応援には至らない。

しかし、被災府県内で避難者の収容が困難な場合は広域避難を実施する必要があるため、広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、避難指示等の発令及び避難誘導に関する情報を収集し、広域避難の実施に備える。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)			避難指示等の発令情報の収集 避難者数、避難者の属性等の情報収集 人的・物的応援の準備
応急対応期 (避難所期)			
復 旧 期 (仮設住宅期)			

(3) フォーマーション



第4章 応援・受援の手順
4 避難指示等の発令及び避難誘導

(4) オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県	応援市町村	関係広域機関等
a 住民の避難状況の報告	a 被災地の状況把握	a 被災地の状況把握			
b 提供情報の活用 (地震規模・津波高等の情報、被害シミュレーション)	b 関連情報の提供 (地震規模・津波高等の情報、被害シミュレーション)				a 気象庁、管区気象台 (地震規模・津波高等の情報)
c 避難誘導にかかる協力要請(府県警察本部)	c 避難誘導への協力(府県警察本部)				
d 避難指示の要請 (警察官：立退き指示)	d 避難のための立退き指示(警察官)				
	e 避難指示等の代行				
e 災害放送の要請	f 災害放送の要請 (知事が必要と認める、又は市町村の要請)				b 放送事業者

被災市町村の業務

項目	内容
a 住民避難の状況報告	避難指示等の発令や住民の避難状況について被災府県に情報提供する。
b 提供情報の活用	被災府県から提供される地震規模、津波高、被害シミュレーション等の情報を活用し、避難指示等を行うとともに、適切な住民避難及び避難誘導を実施する。
c 避難誘導にかかる協力要請	府県警察本部に対し、避難誘導にかかる協力を要請する。
d 避難指示の要請	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、警察官又は海上保安官に対し、避難のための立退きの指示について要求する。
e 災害放送の要請	被災府県を通して、放送事業者等に対し、住民への警報・通知、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等に係る災害放送を要請する。

被災府県の業務

項目	内容
a 被災地の状況把握	被災市町村から、避難指示等の発令や住民の避難状況についての情報を把握する。
b 関係情報の提供	観測機関から地震規模、津波高等の情報を収集し、被災市町村へ提供する。 消防庁配付の簡易型地震被害想定システム等により被害シミュレーションを実施し、結果を被災市町村へ提供する。 必要に応じ被災市町村へ助言を行う。
c 避難誘導への協力	被災市町村から要請があった場合は、府県警察本部は、避難誘導につ

	いて協力する。
d 避難のための立退き指示	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、必要な避難のための立退きを指示する。
e 避難指示等の代行	災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって避難指示等を発令する。
f 災害放送の要請	知事が必要と認める場合、または市町村長から要請がある場合、放送事業者等に対して災害放送を要請する。

広域連合の業務

項目	内容
a 被災地の状況把握	被災府県から、被災地における避難指示等の発令や住民の避難状況についての情報を把握する。

応援府県の業務

項目	内容

応援市町村の業務

項目	内容

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 気象庁、管区气象台	地震規模や津波高等についての情報を提供する。
b 放送事業者（日本放送協会など）	災害放送を実施する。

<留意事項>

（マニュアル等の作成）

市町村は、次のことをあらかじめ定めておく必要がある。

- 避難勧告、避難指示等の発令基準
- 住民への伝達方法
- 避難所・施設の確保

構成府県は、災害時の避難に関するガイドライン等を作成し市町村への提示に努める。

マニュアル等の作成にあたっては次の中央防災会議の検討報告書が参考となる。

- 津波避難対策検討ワーキンググループ報告（平成24年7月 中央防災会議 防災対策推進検討会議 津波避難対策検討ワーキンググループ）
- 災害時の避難に関する専門調査会報告（平成24年7月 中央防災会議 災害時の避難に関する専門調査会）

5 広域避難の実施

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38、p.52、p.62]

(1) 基本方針

多くの地震・津波災害においては、直接的な災害現象から生命を守るために行う避難（一次避難）が、市町村域や府県域を越える広域避難に至るケースは希である。

しかしながら、南海トラフ巨大地震のような大規模な地震・津波により、市町村の一部が壊滅的な被害を受け、避難所となる施設も津波により被災し、避難者の生活環境が不十分な状態で長期化する可能性がある。このような場合は、市町村域や府県域を越える広域避難を実施して、早期に避難者の生活環境を整える必要がある。

このような広域避難を実施するにあたっては、府県・広域連合が、被災を免れた市町村と協働して、被災市町村を支援することが有効である。

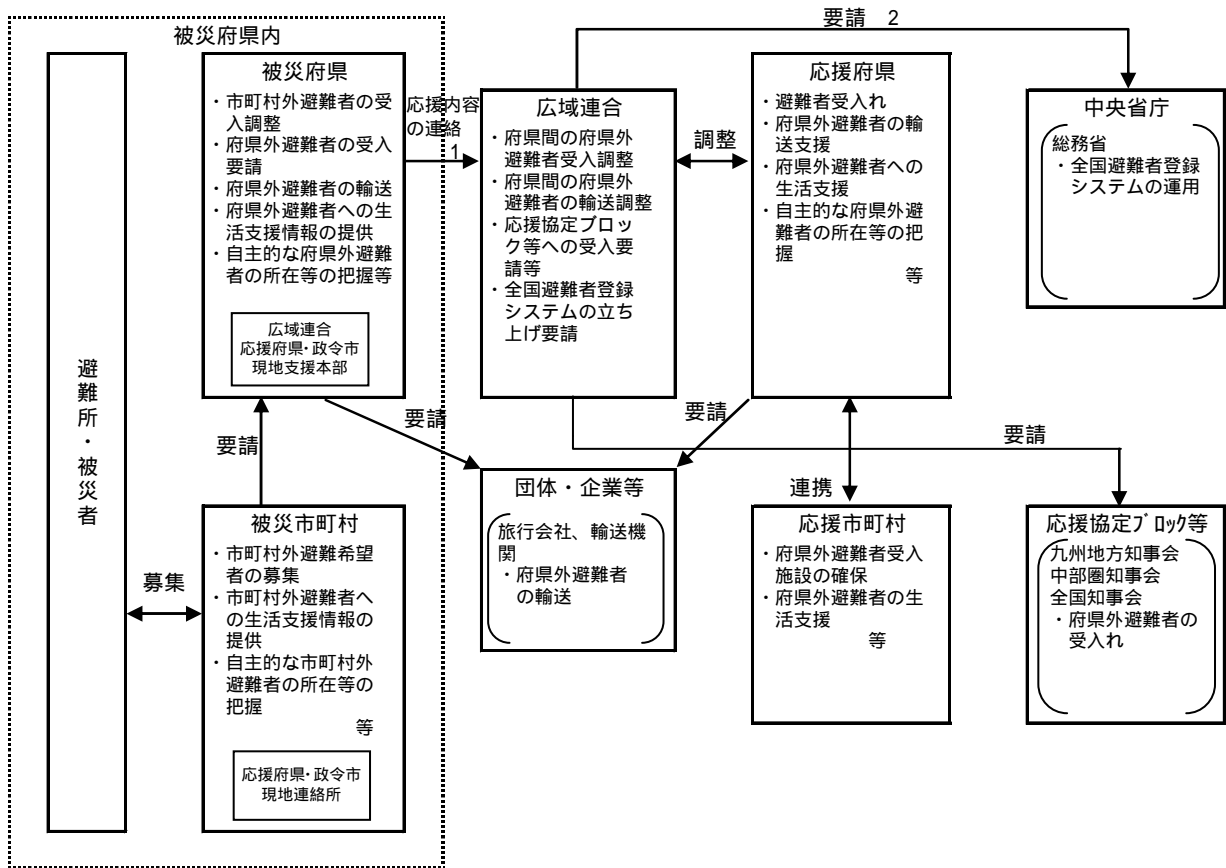
また、自主的に広域避難を行っている避難者に対しても、被災自治体と応援自治体等が連携し、避難先を把握し、生活支援等を行う必要がある。

以下、本節において、市町村域を越える広域避難を「市町村外避難」、府県域を越える広域避難を「府県外避難」という。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)			府県外避難者の受入調整 ・府県外避難者を収容する施設の提供 府県外避難者の輸送調整 府県外避難者への生活支援 自主的な府県外避難者の所在等の把握

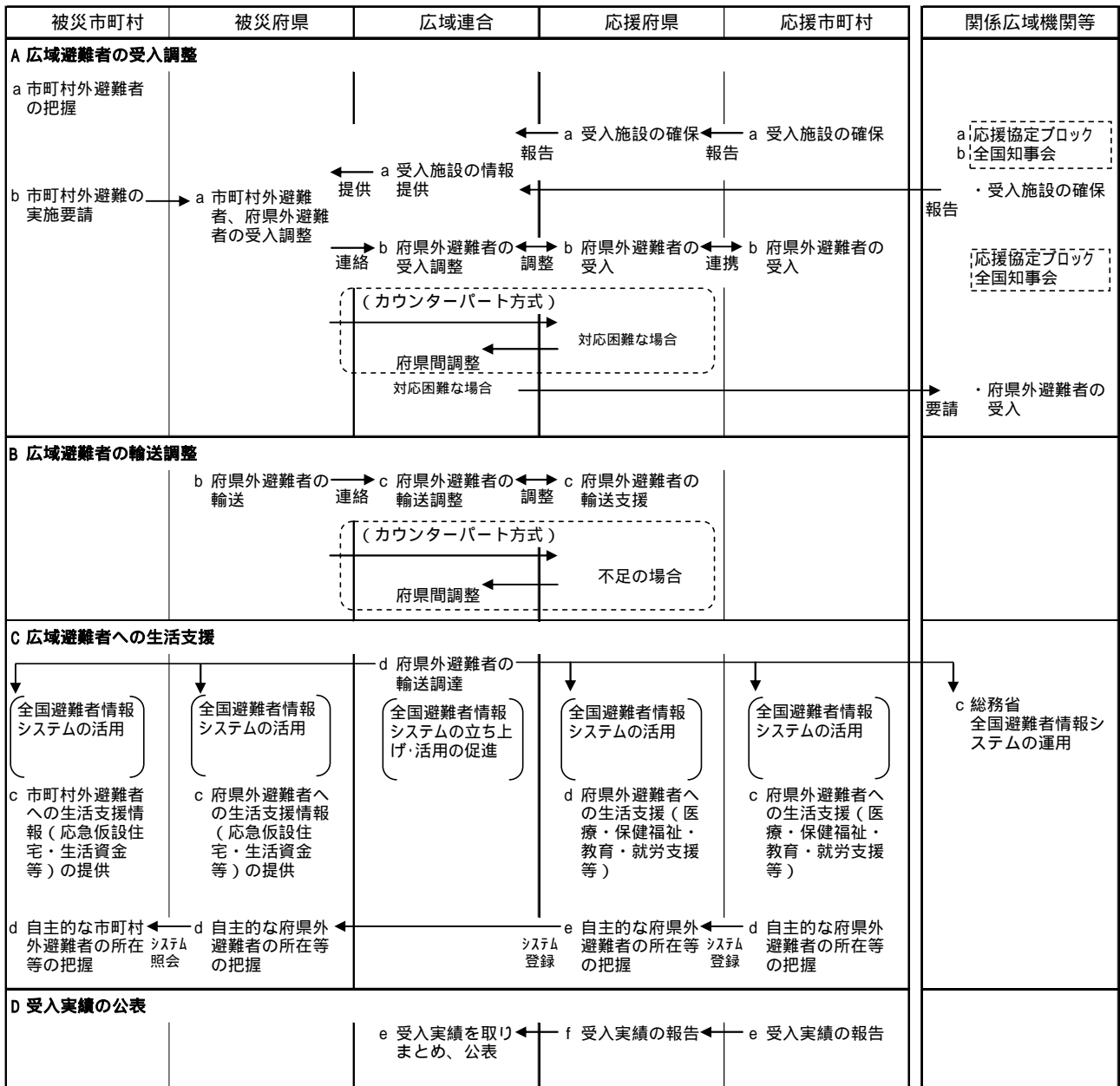
(3) フォーメーション



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地对策本部が設置された場合は、同本部を通じて要請する。

第4章 応援・受援の手順
5 広域避難の実施

(4) オペレーション



広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 市町村外避難者の把握	生活環境が悪化している(一次)避難所を把握し、市町村外避難が必要な者を把握する。その際、特に被災者の健康状態や、災害時要援護者に留意する。
b 市町村外避難の要請	同一府県内の他の市町村に対し、市町村外避難者の人数、性別、健康状態、援護の要否等を報告し、市町村外避難の要請を行う。 他の都道府県の区域における一時的な滞在の必要があるときは、被災府県に対し、府県外避難者の人数、性別、健康状態、援護の要否等を報告し、府県外避難の要請を行う。
c 市町村外避難者への生活支援情報の提供	全国避難者情報システム(概要参照)を活用して、市町村外避難者へ見舞金や応急仮設住宅等に関する情報を提供する。
d 自主的な市町村外避難者の所在等の把握	被災府県・広域連合を通じ、全国の都道府県・市町村に、自主的な市町村外避難者の所在等に関する調査を依頼する。その際、全国避難者情報システムを活用する。

被災府県の業務

項目	内容
a 市町村外避難者、府県外避難者の受入調整	被災市町村が、緊急的な災害対応に迫られ、市町村外避難の実施まで対応できない可能性があることに配慮し、被災府県が、府県内の被災していない市町村や旅行会社等と連携し、受入施設を確保し、被災市町村からの要請を促し、市町村外避難者の受入調整を実施する。 自府県内での避難が困難な場合は、応援要請内訳書3（様式2-4）により、広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）に避難が必要な被災者の人数を連絡する。
b 府県外避難者の輸送	受入施設への避難住民の輸送については、被災府県が、交通機関や旅行会社等の協力を得て実施する。被災府県のみでは輸送が困難な場合は、応援要請内訳書3（様式2-4）により、広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）に応援内容を連絡する。
c 府県外避難者への生活支援情報の提供	全国避難者情報システムを活用し、府県から府県外避難者への生活支援情報を被災住民に提供する。
d 自主的な府県外避難者の所在の把握	広域連合を通じ、全国の都道府県・市町村に、自主的な府県外避難者の所在等に関する調査を依頼し、その調査結果を被災市町村に提供する。その際、全国避難者情報システムを活用する。

広域連合の業務

項目	内容
a 受入施設の確保・調整	構成団体・連携県に、府県外避難者の受入を呼びかけ、応諾のあった団体の受入施設を整理のうえ、被災府県に情報提供する。構成団体・連携県以外の都道府県にも全国知事会等を通じて府県外避難者の受入れを呼びかける。
b 府県外避難者の受入調整	被災府県から府県外避難の受入調整の連絡を受けたとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、構成府県及び連携県に受入れ可能施設・人数・その他所要の条件を確認の上、応援計画内訳書3（様式2-4）を作成し、被災府県及び応援府県に連絡する。その際、災害時要援護者等については、障害や健康状態に配慮した施設へ入所できるよう計画する。 構成団体・連携県だけでは、受入れが困難な場合は、被災府県と協議のうえ、全国知事会等を通じ、関西圏域以外の都道県に受入を要請する。
c 府県外避難者の輸送調整	被災府県から府県外避難者の輸送に係る応援連絡を受けたとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援計画内訳書3（様式2-4）を作成し、被災府県及び応援府県に連絡する。その際、災害時要援護者等については、障害や健康状態に配慮した輸送ができるよう計画する。
d 府県外避難者への生活支援等	全国避難者情報システムの立ち上げを総務省に要請するとともに、構成団体を通じて市町村にその活用を働きかける。
e 受入実績の公表	応援府県等の広域避難者の受入れ実績を取りまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 受入施設の確保	管内市町村と連携し、公共施設を中心に、集客施設・体育館・ホテル・旅館・賃貸住宅等で、広域避難者の受入が可能な施設を確保し、広域連合に報告する。 その際、医療機関・社会福祉施設等とも連携し、災害時要援護者等の受入れ体制の構築に留意する。

b 府県外避難者の受入	<p>広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から府県外避難者受入れに係る応援内容の連絡を受けたとき又は府県外避難者が自主的に避難してきたときは、管内市町村と調整し府県外避難者を受け入れる。その際、避難者の健康状態や災害時要援護者の生活に留意する。</p> <p>カウンターパート方式の場合において、受入施設の不足、被災者の避難先に関する意向等により、同一府県を応援する府県・政令市で対応が困難な場合は、幹事府県がその旨を広域連合に連絡する。</p>
c 府県外避難者の輸送支援	<p>広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から府県外避難者の輸送に係る応援内容の連絡を受けたとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、構成府県及び連携県における輸送機関等の協力を得て、輸送手段を提供する等、被災府県に対する支援を行う。</p> <p>カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で輸送手段が不足する場合は、幹事府県がその旨を広域連合に連絡する。</p>
d 府県外避難者への生活支援	<p>受入市町村やボランティアと連携を図りながら、府県外避難者に対する医療・保健福祉・就労支援等のサービスの提供や、受入地域の住民との交流事業などを実施する。</p> <p>特に、府県外避難者への保健師等による健康状態の把握や、災害時要援護者の必要に応じた福祉施設への入所等、生命・身体に係る支援を優先して実施する。</p> <p>避難の長期化が見込まれる場合は、受入市町村の小中学校等への避難児童・生徒等の受け入れ体制を整備する。</p> <p>管内市町村に全国避難者情報システムの活用を働きかけ、避難元の府県及び市町村からの生活支援情報を受け取れる環境を整備する。</p>
e 自主的な府県外避難者の所在等の把握	<p>全国避難者情報システムを活用し、被災府県からの受入れ要請の中に含まれない、自主避難者についての情報(住所地、氏名等)を管内市町村から集約し、避難元府県を經由して避難元市町村に連絡する。</p>
f 受入実績の報告	<p>府県外避難者の受入れ状況を把握し、応援実績報告書3(様式4-3)により広域連合に受入れ状況を報告する。</p>

応援市町村の業務

項目	内容
a 受入施設の確保	<p>公共施設を中心に、集客施設・体育館・ホテル・旅館・賃貸住宅等で、広域避難者の受入が可能な施設を確保し、府県に報告する。</p> <p>その際、医療機関・社会福祉施設等とも連携し、災害時要援護者の受入れ体制の構築に留意すること。</p>
b 府県外避難者の受入	<p>府県から、受入要請を受けた場合、確保している施設に府県外避難者を受け入れる。その際、避難者の健康状態や災害時要援護者の生活に留意すること。</p>
c 府県外避難者への生活支援	<p>府県外避難者に対する医療・保健福祉・就労支援等のサービスの提供や、受入地域の住民との交流事業などを実施する。</p> <p>特に、府県外避難者への保健師等による健康状態の把握や、災害時要援護者の必要に応じた福祉施設への入所等、生命・身体に係る支援を優先して実施する。</p> <p>避難の長期化が見込まれる場合は、受入市町村の小中学校等への避難児童・生徒等の受け入れ準備を行う。</p> <p>全国避難者情報システムの端末整備等を活用し、生活支援情報を受け取れる環境を整備する。</p>

d 自主的な府県外避難者の所在等の把握	全国避難者情報システムを活用し、被災府県からの受入れ要請の中に含まれない、自主避難者についての情報（住所地、氏名等）を所管府県に報告し、避難元府県・避難元市町村に連絡する。
e 受入実績の報告	府県外避難者の受入れ状況を把握し、都道府県に報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、府県外避難者の受入が可能な施設を確保し、避難者を受け入れる。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、被災県に対する広域応援実施要領を作成して、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、府県外避難者の受入が可能な施設を確保し、避難者を受け入れる。
c 総務省	全国避難者情報システムを運用する。

<留意事項>

（コミュニティの維持）

広域避難にあたっては、被災前のコミュニティ単位で実施されるよう留意する。

（避難者情報の把握）

避難先においても避難元の地方公共団体からの支援を円滑に受けられるよう、避難者から提供された避難先の所在地等の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供する仕組みの円滑な運用・強化を図る必要がある。

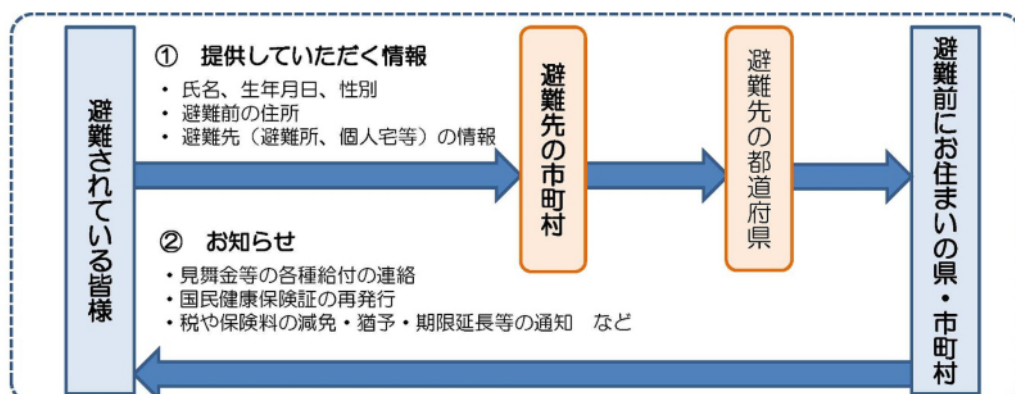
（避難者への情報提供等）

関係地方公共団体が所在を把握できる広域避難者に対しては、情報、支援物資、サービスの提供に支障が生じないように配慮する必要がある。

（より効率的な広域避難の実施方法の検討）

東日本大震災において行われた広域避難を参考に、今後の地震・津波災害に備え、関西圏域における広域避難の実施方法について、さらに検討する必要がある。広域連合において、広域避難にかかる避難施設、輸送手段等のあり方や具体的実施方法について検討を進める。

<参考：全国避難者情報システムの概要>



出典：総務省ホームページ（避難されている皆様へのお願い）

6 避難所の運営

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38]

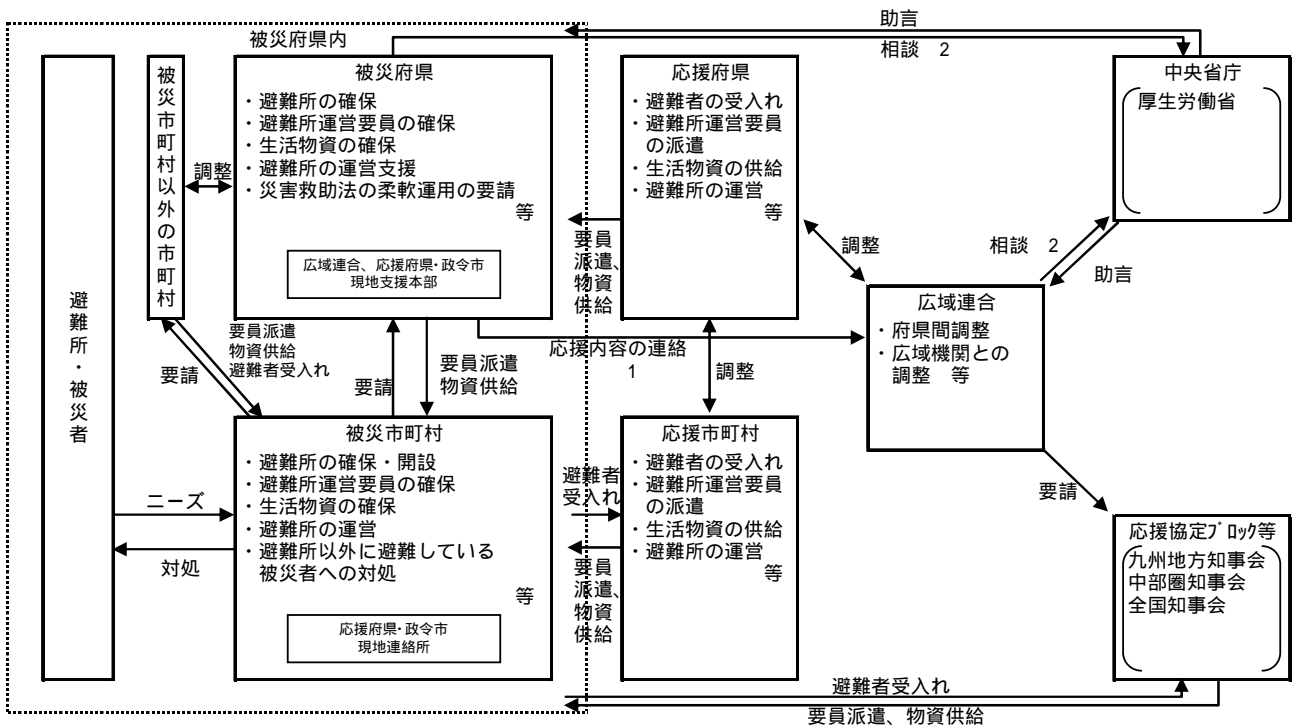
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。

(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	避難所運営要員の派遣 健康対策要員の派遣	生活物資等の供給	
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	生活衛生対策要員の派遣 防疫対策要員の派遣		避難者の受入れ(避難者収容施設の提供)

(3) フォーマーシオン



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて相談する。

(4) オペレーション



広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 避難所の確保・開設	避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。 避難所の充足・不足状況を把握する。 既定の避難所では収容できない場合、それら以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。 必要に応じて、福祉避難所を開設(または一般避難所の一部を福祉避難所として設定)し災害時要援護者の安全を確保する。 被災市町村内での避難者の収容が困難な場合は、近隣市町村又は被災府県に市町村外避難者の受入れを要請する。
b 避難所運営要員の確保	災害ボランティアの受入も含め、避難所運営要員を確保する。 避難所運営要員が不足する場合は、近隣市町村又は被災府県に避難所運営要員の派遣を要請する。
c 避難所の運営	避難所の管理・運営体制を速やかに整備する。 避難者、地域住民、自主防災組織、災害ボランティア等と協力して避難所を運営する。 可能な限り避難者中心の運営体制に移行していくよう配慮する。 避難者数、避難者の氏名、年齢、家族構成、健康状態等を把握するとともに、個人情報保護に留意しつつ、避難者台帳を作成する。 自宅など避難所以外で生活している被災者の氏名等や必要な支援に係る情報(食事の要・不要等)も可能な限り把握する。 避難者の状態(主な項目を以下に例示。)を把握し、必要な措置を講じるとともに、順次その改善を図る。

	<p>(主な項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の供与 ・トイレの設置 ・入浴施設の設置 ・避難者の健康状態の把握 ・避難所の衛生状態(炊事、洗濯、清掃、ごみ処理等の状況)の把握 ・気温、湿度等の把握と対策 ・プライバシーの確保 ・女性のニーズ(更衣室の設置、洗濯干し場設置等)への配慮 ・家庭動物のためのスペース確保 <p>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮する。特に、避難所での健康状態の把握、被災自治体借上げ住宅を含む応急仮設住宅への早期・優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。</p> <p>運営要員(応援府県・市町村から派遣された要員も含む。)間の情報共有を図り、避難所運営の改善を図るため、定期的に連絡会議を開催する。</p> <p>避難所間の連携・協力関係を構築するため、必要に応じて他の避難所と情報交換を行う。</p>
--	--

被災府県の業務

項目	内容
a 避難所の確保	被災市町村と連携し、避難所の充足・不足状況を把握する。被災市町村から避難者の受入要請があったときは、管内市町村と調整の上、被災府県内の施設を活用して避難所を確保する。被災府県内での避難者の収容が困難な場合は、広域連合に避難者の受入を要請する。(詳細は「5 広域避難の実施」を参照)
b 避難所運営要員の確保	管内市町村に協力を要請し、災害ボランティアの受入も含め、避難所運営要員を確保する。避難所運営要員が不足する場合は、応援要請内訳書1(様式2-2)により、広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)へ必要な避難所運営要員の人数等を連絡する。
c 避難所の運営支援	避難所の運営状況を把握し、被災市町村に対する助言、支援を行う。必要に応じて、厚生労働省に避難所の運営について助言を求める。

広域連合の業務

項目	内容
a 府県間調整	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に派遣可能人数を確認の上、応援計画内訳書1(様式2-2)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) 幹事府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に応援要員の派遣を依頼する。 構成団体・連携県で応援要員を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等の関係広域機関へ応援を要請する。
b 避難所の運営支援	避難所の運営状況を把握し、被災府県・市町村に対する助言、支援を行う。必要に応じて、厚生労働省に避難所の運営について助言を求める。

応援府県の業務

項目	内容
a 避難所運営要員の派遣	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援市町村と連携して避難所運営要員を派遣し、被災市町村の避難所運営を支援する。 運営要員間の情報共有を図り、避難所運営の改善を図るため、定期的に関催される連絡会議に参加する。
b 避難所の運営(避難者を受け入れた場合)	応援市町村と連携して、被災市町村と同様に避難所の管理・運営を行う。

応援市町村の業務

項目	内容
a 避難所運営要員の派遣	応援府県と連携して避難所運営要員を派遣し、被災市町村の避難所運営を支援する。 運営要員間の情報共有を図り、避難所運営の改善を図るため、定期的に関催される連絡会議に参加する。
b 避難所の運営(避難者を受け入れた場合)	応援市町村と連携して、被災市町村と同様に避難所の管理・運営を行う。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
c 厚生労働省	広域連合、被災府県・市町村に対し、避難所の運営に関する助言を行う。

<留意事項>

(通信手段の確保)

災害発生時の情報伝達手段を確保するため、市町村は指定している避難所にあらかじめ電話を設置するよう努める。

災害発生時に情報伝達手段を確保するため、被災市町村は、電気通信事業者に対して特設公衆電話の設置や携帯電話の貸出しについて働きかける。

(避難所の移転)

避難所が危険な地域内にある場合には、被災者の意向も確認しつつ、安全な地域に移すことを検討する。

(女性や災害時要援護者等への配慮)

女性のニーズ(更衣室の設置、洗濯干し場設置等)へ配慮する。

避難所の運営に当たっては、女性が責任者に加わり、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災

害時要援護者や子どもがいる家族等への配慮、男女共同参画の視点を重視すること。特に、避難所での健康状態の把握、被災自治体借上げ住宅を含む応急仮設住宅への早期・優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者に対しては、状況に応じて、福祉施設職員等の応援体制が整っている避難所を用意する。

(被災者の意向の把握)

被災者のニーズの変化に対応できるよう意向把握を実施する。また、声を出しにくい被災者の意見を集約できるよう相談スペースを設ける。

(被災者自身による避難所運営)

地域で助け合う被災者の日常生活を取り戻すことにも役立つことから、市町村等は、避難所の運営に関しては、役割分担を明確化し、市町村の職員、学校の教職員による運営から、被災者が相互に助け合う自治的な組織による主体的な運営にできるだけ早期に移行するよう、その立上げを支援する。

(指定避難所外の避難者への対応)

被災者が避難している指定避難所以外の施設についても警察の協力を得て把握し対応する。

在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対しても、国、地方公共団体、民間企業、民間団体等の関係組織が協力して適切な対応をとることで、情報、支援物資、福祉等のサービスの提供が行き届くようにする。

応急仮設住宅として供与される賃貸住宅(みなし仮設住宅)に入居された方々に対しても、国、地方公共団体、民間企業、民間団体等の関係組織が協力して適切な対応をとることで、情報、支援物資、福祉等のサービスの提供が行き届くようにする。

(応援側との連携)

被災者の救援は被災府県・市町村の責務であることから、応援府県・市町村に全てを任せるといった、いわゆる丸投げにならないよう留意する。

7 帰宅困難者の支援

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.57]

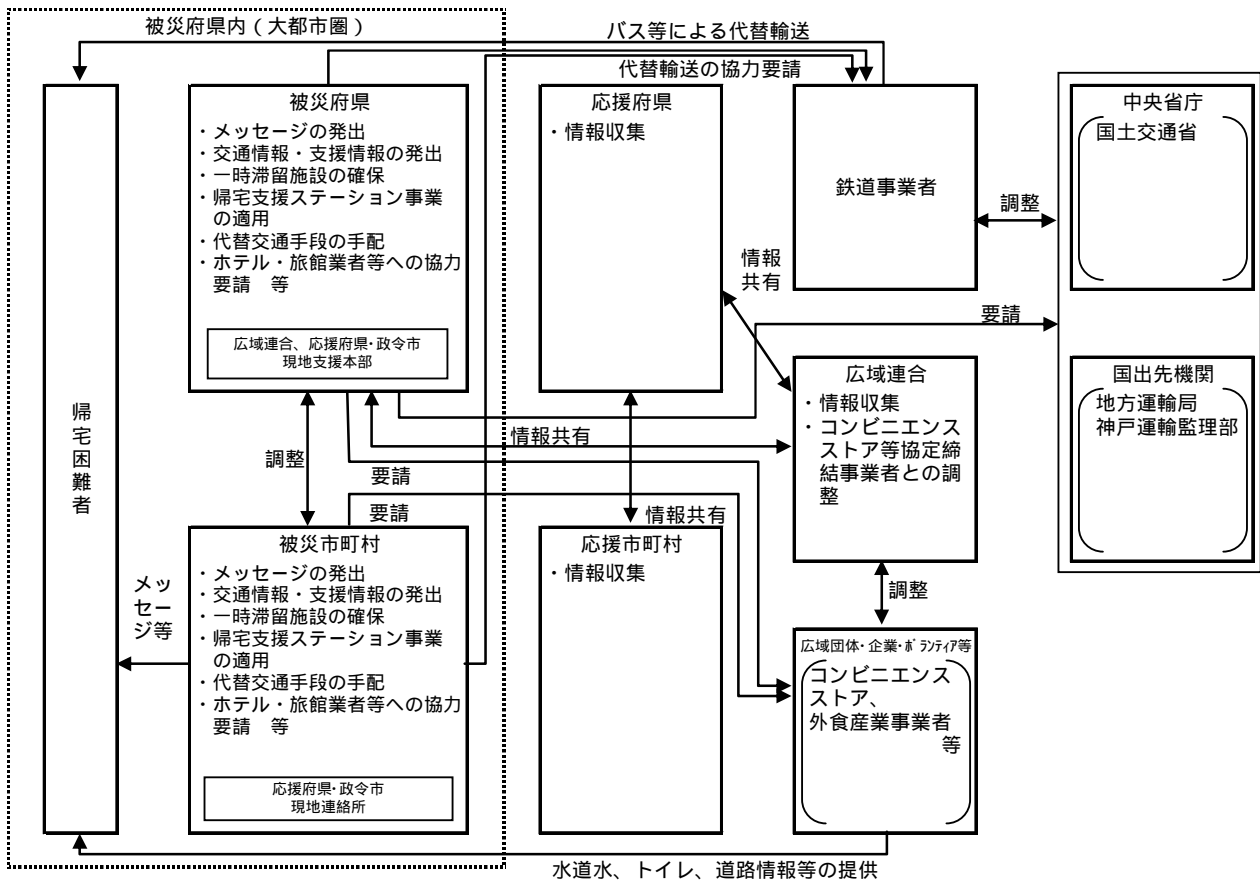
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、大規模広域災害時に交通が途絶し帰宅困難者が発生した場合は、連携県、市町村等と連携し、コンビニエンスストアや外食店等において災害時帰宅支援ステーションを展開して水道水やトイレを提供するなどの徒歩帰宅支援を行う。

(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			(災害時帰宅支援ステーション事業) 水道水及びトイレの提供 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等の提供
応急対応期 (避難所期)			
復旧期 (仮設住宅期)			

(3) フォーマーシオン



政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

第4章 応援・受援の手順

7 帰宅困難者の支援

(4) オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県	応援市町村	関係広域機関等
a メッセージの発出	a メッセージの発出	a 情報収集	a 情報収集	a 情報収集	
b 交通情報・支援情報の発出	b 交通情報・支援情報の発出				
c 一時滞留施設の確保	c 一時滞留施設の確保				
d 帰宅支援ステーション事業の適用(要請)	d 帰宅支援ステーション事業の適用(要請)	b 《必要に応じ》協定締結事業者との連絡調整			a 協定締結事業者(コンビニエンスストア等)
e 代替交通手段の手配	e 代替交通手段の手配				b 鉄道事業者
f 代替交通手段の確保に係る調整	f 代替交通手段の確保に係る調整				c 国土交通省、地方運輸局、神戸運輸監理部
g ホテル・旅館業者等への協力要請	g ホテル・旅館業者等への協力要請				

被災市町村(帰宅困難者大量発生市町村)の業務

項目	内容
a メッセージの発出	無理に帰宅せず、落ち着いた対応を求める等のメッセージを発出する。
b 交通情報・支援情報の発出	ホームページ等で交通情報や帰宅困難者支援情報を提供する。
c 一時滞留施設の確保	協定等に基づき、ターミナル駅周辺の駅や企業等に協力要請し、帰宅困難者が一時的に滞留できるスペースを確保する。
d 帰宅支援ステーション事業の適用(要請)	協定先のコンビニエンスストア等に帰宅支援ステーション事業の実施を要請する。(若しくは府県にコンビニエンスストア等に要請するよう依頼)
e 代替交通手段の手配	被災府県と調整し、鉄道事業者に代替輸送の協力を求める。帰宅困難者の誘導員を派遣する。
f 代替交通手段の確保に係る調整	被災府県に地方運輸局に代替交通手段に係る了解をとるよう調整する。
g ホテル・旅館業者等への協力要請	管内のホテル・旅館業者、旅行業者に対し、観光客への情報提供や安全な場所への誘導、さらに可能な場合には一時受入れを要請する。外国人支援を行うNPOや語学ボランティアに通訳等の協力を要請する。

被災府県(帰宅困難者大量発生府県)の業務

項目	内容
a メッセージの発出	無理に帰宅せず、落ち着いた対応を求める等のメッセージを発出する。
b 交通情報・支援情報の発出	ホームページ等で交通情報や帰宅困難者支援情報を提供する。
c 一時滞留施設の確保	府県の公共施設を開放し、帰宅困難者が一時的に滞留できるスペースを確保に協力する。
d 帰宅支援ステーション	被災市町村と調整し、協定先のコンビニエンスストア等に帰宅支援ス

ン事業の適用(要請)	テーション事業の実施を要請する。
e 代替交通手段の手配	被災市町村と調整し、鉄道事業者に代替輸送の協力を求める。又は、地方運輸局に代替輸送の調整を要請する。
f 代替交通手段の確保に係る調整	被災市町村と調整し、地方運輸局に代替交通手段の調整を要請する。
g ホテル・旅館業者等への協力要請	被災市町村と調整し、管内のホテル・旅館業者、旅行業者に対し、観光客への情報提供や安全な場所への誘導、さらに可能な場合には一時受入れを要請する。 被災市町村と調整し、外国人支援を行うNPOや語学ボランティアに通訳等の協力を要請する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	被災府県を通じて、帰宅困難者の発生状況等を把握し、情報を共有する。
b 協定締結事業者との連絡調整	必要に応じて、協定締結事業者との連絡調整を行い、災害時帰宅支援ステーションの展開を支援・調整する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	広域連合を通じて、帰宅困難者の発生状況等を把握し、情報を共有する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県を通じて、帰宅困難者の発生状況等を把握し、情報を共有する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 協定締結事業者	災害時における帰宅困難者支援に関する協定に参画する府県及び政令市からの協力要請に基づき、災害時帰宅支援ステーションを展開し、可能な範囲内において、帰宅困難者に対して、水道水、トイレ及び道路情報等の提供を行う。
b 鉄道事業者	被災市町村と連携を図り、帰宅困難者に避難場所を案内する。 行政機関からの要請に応じて、バス等による代替輸送を検討し、対応する。
c 国土交通省、地方運輸局、神戸運輸監理部	被災府県からの要請に基づき、鉄道事業者とバス等による代替輸送に係る調整を行う。

<留意事項>

(自助・共助の必要性)

大規模広域災害時には、72時間以内の人命救助が優先されるため、帰宅困難者対策は、自助、共助を含めた総合的な対策が必要である。

(企業等との連携)

自治体では、被災住民用の備蓄はしているが、帰宅困難者用の備蓄はないため、ターミナル駅周辺の民間企業等には、一斉帰宅の抑制とともに、従業員や利用客用の備蓄を啓発する必要がある。

8 生活物資の供給

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38、p.45、p.60]

(1) 基本方針

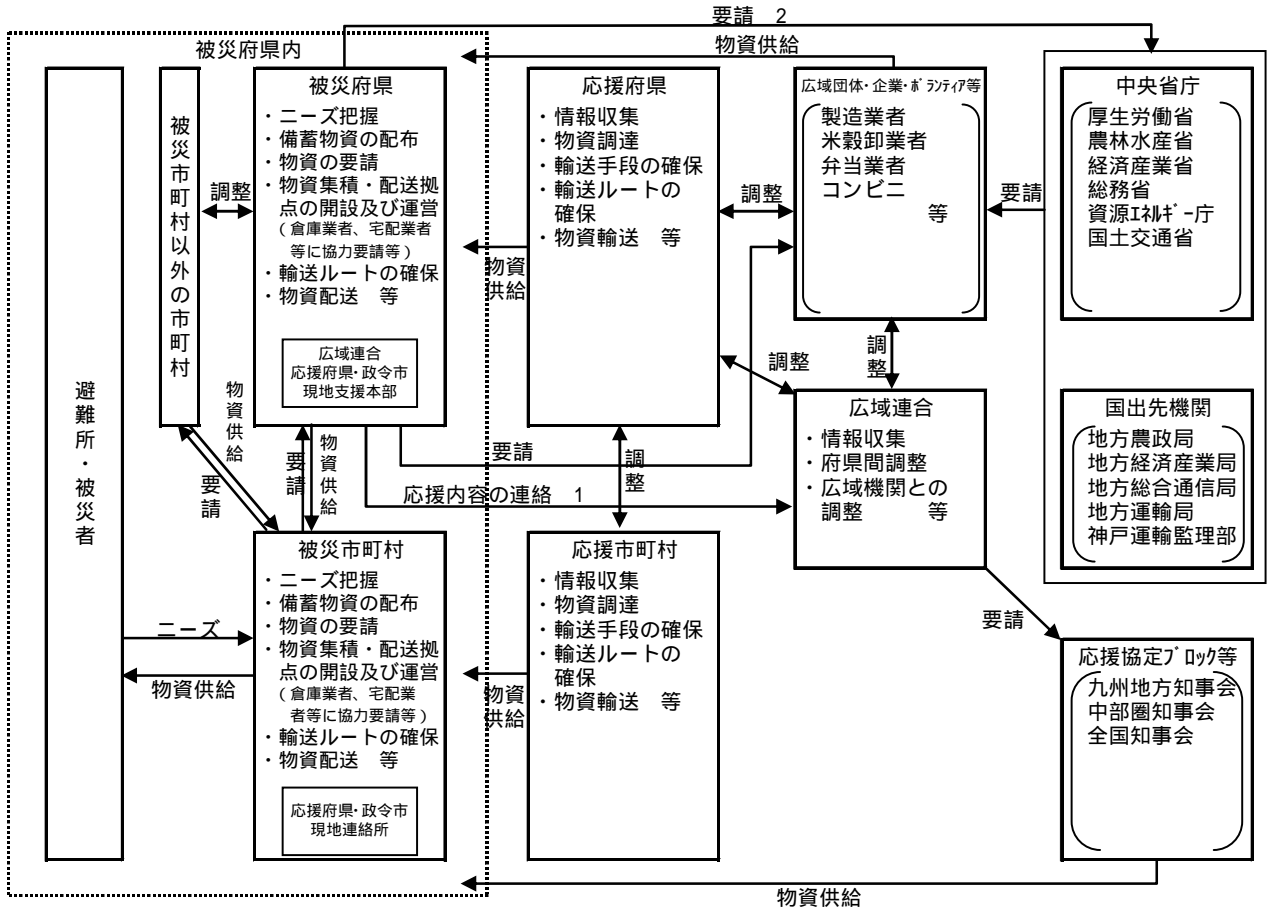
広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における食料や生活必需品等の需要を的確に把握し、備蓄物資や、関係機関・団体間のネットワーク等を活用して調達した救援物資を被災者まで迅速に供給する。

なお、本節では物資の供給に関する基本手順を定め、物資の集積・配送に関する詳細な手順については「大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル」で定める。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他																																			
初動期 (発災から概ね3日間)		<ul style="list-style-type: none"> 以下に例示する基本物資を中心に、被災地の需要に応じて、必要な物資を末端まで迅速に供給する。 主な基本物資(属性別) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">属性に関わらず必要な物資</th> <th>乳幼児</th> <th>女性</th> <th>災害時要援護者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アルファ化米 即席めん 精米 おにぎり 弁当 パン 缶詰 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 粉ミルク 離乳食 </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 流動食 透析用米飯 </td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活必需品</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 毛布等の寝具 下着類、防寒具等の衣料品 トイレットペーパー等の保健衛生用品 コンロ・鍋等炊事用具 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 紙おむつ ベビーバス ほ乳瓶 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 女性用下着 生理用品 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 紙おむつ ストーマ器具 補聴器 筆談器具 </td> </tr> <tr> <td>医薬品等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品、体温計、血圧計等 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資機材</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂 ブルーシート 自家発電機 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難所等における暖房用の燃料 自家発電機用の燃料 緊急車両用の燃料については「1-2 輸送経路・手段の確保」を参照 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	属性に関わらず必要な物資		乳幼児	女性	災害時要援護者	食料	<ul style="list-style-type: none"> アルファ化米 即席めん 精米 おにぎり 弁当 パン 缶詰 	<ul style="list-style-type: none"> 粉ミルク 離乳食 		<ul style="list-style-type: none"> 流動食 透析用米飯 	飲料水					生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> 毛布等の寝具 下着類、防寒具等の衣料品 トイレットペーパー等の保健衛生用品 コンロ・鍋等炊事用具 	<ul style="list-style-type: none"> 紙おむつ ベビーバス ほ乳瓶 	<ul style="list-style-type: none"> 女性用下着 生理用品 	<ul style="list-style-type: none"> 紙おむつ ストーマ器具 補聴器 筆談器具 	医薬品等	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、体温計、血圧計等 				資機材	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂 ブルーシート 自家発電機 				燃料	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等における暖房用の燃料 自家発電機用の燃料 緊急車両用の燃料については「1-2 輸送経路・手段の確保」を参照				
	属性に関わらず必要な物資		乳幼児	女性	災害時要援護者																																	
食料	<ul style="list-style-type: none"> アルファ化米 即席めん 精米 おにぎり 弁当 パン 缶詰 	<ul style="list-style-type: none"> 粉ミルク 離乳食 		<ul style="list-style-type: none"> 流動食 透析用米飯 																																		
飲料水																																						
生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> 毛布等の寝具 下着類、防寒具等の衣料品 トイレットペーパー等の保健衛生用品 コンロ・鍋等炊事用具 	<ul style="list-style-type: none"> 紙おむつ ベビーバス ほ乳瓶 	<ul style="list-style-type: none"> 女性用下着 生理用品 	<ul style="list-style-type: none"> 紙おむつ ストーマ器具 補聴器 筆談器具 																																		
医薬品等	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、体温計、血圧計等 																																					
資機材	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂 ブルーシート 自家発電機 																																					
燃料	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等における暖房用の燃料 自家発電機用の燃料 緊急車両用の燃料については「1-2 輸送経路・手段の確保」を参照																																					
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)		<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、ニーズに応じて必要な物資を逐次供給する。 (季節で変化するニーズに対応する物資例) 夏対策物品(冷房器具、虫除け等) 冬対策物品(暖房器具、防寒具等) (時期で変化するニーズに対応する物資例) 避難所期：仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂 仮設住宅期：家具、電化製品 物資受入拠点や避難所等の不要物資について有効利用を図るとともに、有効利用が難しい場合は、処分する。 	<ul style="list-style-type: none"> 応援府県内における物資集積・配送拠点の開設及び運営 																																			

(3) フォーメーション

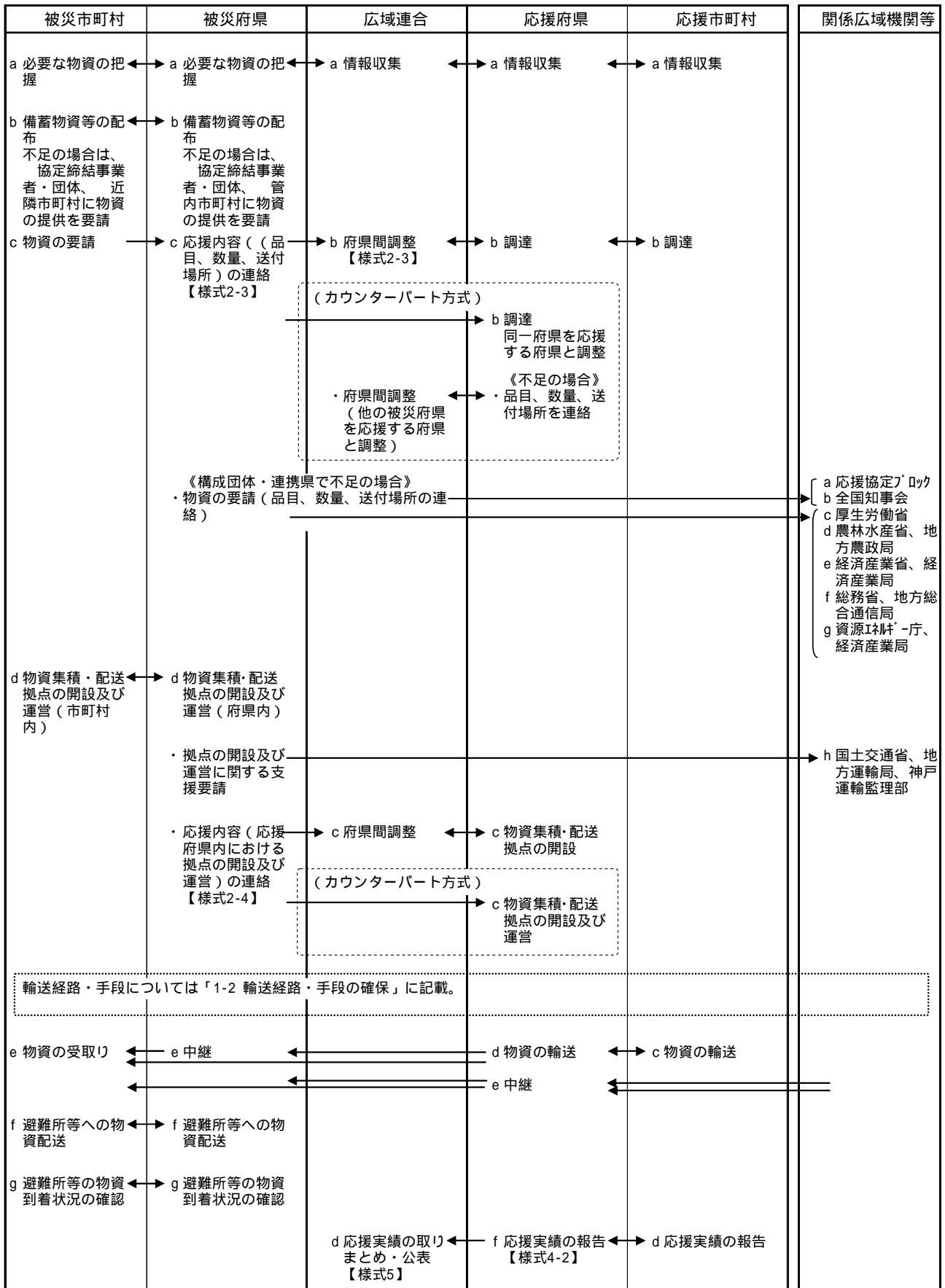


- 1 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 2 政府現地对策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

第4章 応援・受援の手順

8 生活物資の供給

(4) オペレーション



広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握	避難者数を確認し、必要な物資及びその数量を把握する。
b 備蓄物資等の配布	被災府県と連携し、備蓄物資を被災者に配布する。 災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体に対して物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。
c 物資の要請	物資の不足が見込まれる場合は、必要な物資に関する情報（品目、数量、送付場所）を被災府県へ連絡する。
d 物資集積・配送拠点の開設及び運営（市町村内）	物資集積・配送拠点の設置規模及び運用方法を決定する。 物資の集積及び配送のための要員を確保し、拠点を運営する。 物資集積・配送拠点の開設場所等の情報を被災府県に連絡する。 倉庫業者、宅配便事業者等に物資集積・配送拠点の開設及び運営について協力を要請する。
e 物資の受取り	物資集積・配送拠点に要員を待機させ、物資を受け取る。 倉庫業者と連携し、品目別に保管する。 必要に応じ、物資の受入れ、保管、仕分け、荷捌き、配送等について物流の専門知識を有する人材の派遣を民間事業者へ依頼する。
f 避難所等への物資配送	宅配便事業者と連携し、避難所等へ物資を配送する。
g 避難所等の物資到着状況の確認	被災府県と連携し、物資が末端の避難所等まで届いているかを確認する。

被災府県の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握	被災市町村と連携し、必要な物資及びその数量を把握する。
b 備蓄物資等の配布	被災市町村と連携し、備蓄物資を被災者に配布する。 災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体に対して物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。 物資の不足が見込まれる場合は、被災していない管内市町村に備蓄物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。
c 応援内容の連絡	府県内で物資の不足が見込まれる場合は、必要な物資に関する情報（品目、数量、送付場所）を取りまとめ、応援要請内訳書2（様式2-3）により広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）へ連絡する。 構成団体・連携県で物資の不足が見込まれる場合は、関係省庁へ生活物資の供給を要請する。
d 物資集積・配送拠点の開設及び運営（府県内）	物資集積・配送拠点の設置規模及び運用方法を決定する。 物資の集積及び配送のための要員を確保し、拠点を運営する。 物資集積・配送拠点の開設場所等の情報を応援府県に連絡する。 倉庫業者、宅配便事業者等に物資集積・配送拠点の開設及び運営について協力を要請する。 必要に応じ、国土交通省、地方運輸局に、関係事業者の斡旋など物資集積・配送拠点の開設及び運営に関する支援を要請する。 被災府県内の物資集積・配送拠点だけでは不足する場合は、応援要請内訳書3（様式2-4）により、応援府県内に同拠点の開設が必要である旨を広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）へ連絡する。
e 中継	必要に応じて、府県物資集積・配送拠点において物資を集積し、市町村物資集積・配送拠点等に配送する。 必要に応じて、物資の受入れ、保管、仕分け、荷捌き、配送等につい

第4章 応援・受援の手順
8 生活物資の供給

	て物流の専門知識を有した人材の派遣を民間事業者に依頼する。
f 避難所等への物資配送	宅配便事業者と連携し、必要に応じて、避難所等へ直接物資を配送する。
g 避難所等の物資到着状況の確認	被災市町村と連携し、物資が末端の避難所等まで届いているかを確認する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県・市町村と情報を共有する。
b 府県間調整 (物資)	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に物資調達可能数量及び輸送手段を確認の上、応援計画内訳書2(様式2-3)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) 被災府県からの要請物資が調達できない旨の連絡が幹事府県からあったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に物資の調達及び輸送を依頼する。 上記調整結果を被災府県へ連絡する。
c 府県間調整 (物資集積・配送拠点)	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援府県に同被災府県内における物資集積・配送拠点の開設及び運営を要請する。
d 応援実績の取りまとめ・公表	応援実績を取りまとめ、報道発表資料(様式5)により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 調達	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、自らの備蓄物資に加え、管内市町村、災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体等と調整し、物資を調達する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で要請物資を調達できない場合は、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
c 物資集積・配送拠点の開設及び運営	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内に物資集積・配送拠点を開設し、運営する。
d 物資の輸送	輸送経路・手段の確保ができ次第、物資を輸送する。
e 中継	必要に応じて、応援府県内に物資集積・配送拠点を開設して関西圏域外からの救援物資を一時保管し、被災府県・市町村の物資集積・配送拠点における物資の充足状況や滞留状況を確認しながら、物資の需給調整を行う。
f 応援実績の報告	物資の送付状況を適正に管理し、広域連合に応援実績報告書2(様式4-2)により送付状況を報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 調達	応援府県等から要請のあった物資を、自らの備蓄物資に加え、災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体等と調整し、調達する。
c 物資の輸送	輸送経路・手段の確保ができ次第、物資を輸送する。
d 応援実績の報告	物資の送付状況を適正に管理し、応援府県に送付状況を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、物資を調達し、被災地へ供給する。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる全国知事会の対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、物資を調達し、被災地へ供給する。
c 厚生労働省	被災府県からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
d 農林水産省、地方農政局	被災府県からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
e 経済産業省、経済産業局	被災府県からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
f 総務省、地方総合通信局	被災府県からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
g 資源エネルギー庁、経済産業局	被災府県からの要請に基づき、燃料について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
h 国土交通省、地方運輸局、神戸運輸監理部	被災府県からの要請に基づき、物資集積・配送拠点について、関係業界団体の協力を得る等により、その開設、運営の確保を図る。

<留意事項>

(連絡先リストの事前作成・協定締結)

物資を円滑に調達し被災者に供給できるよう、弁当業者や介護食業者など関係事業者の連絡先を予め整理しておくとともに、スーパーマーケットなどと生活物資の供給に関する協定を締結しておく。

(物流事業者のノウハウの活用)

支援物資の供給に際しては、被災地外からの輸送、集積拠点での管理・仕分け、個別避難所への配送に至るまで、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的な実施を図ること。その際、地方公共団体の人手を他の業務に振り向けられる効果も併せて考える。

(物資調達・輸送調整システムの整備)

各行政主体及び民間事業者団体等が連携し、物資を円滑に調達し供給する体制の構築を図るため、調達・輸送に必要とされる物資の単位や荷姿などの情報を共有する調整システムを整備する。

(物資集積・配送マニュアル)

被災市町村が、避難所の物資支援ニーズを把握できない場合、被災府県は可能な限り、避難所に府県職員を派遣し、物資支援ニーズを把握のうえ、「大規模広域災害における物資集積・配

送マニュアル」に記載する様式を用いて応援府県に連絡する。

(災害時要援護者等への配慮)

物資の備蓄、確保・輸送に際しては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者や子育て家庭、食事制限のある方等のニーズ、男女のニーズの違いに配慮すること。また、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図る。

(指定避難所外の避難者への対応)

指定避難所以外の場所で生活している被災者についても可能な限り把握し、指定避難所まで取りに来てもらうなどして必要な生活物資を供給する。

(孤立集落対策)

孤立集落が発生した場合は、ヘリコプターを活用して物資を輸送するとともに、衛星携帯電話等により通信手段を早急に確保する。

(災害救助法特別基準の設定協議)

被災府県は、状況に応じて、災害救助法に基づく食品給与費(1人1日当たり1,010円以内)の引き上げ等、特別基準の設定について厚生労働省に協議を行う。(参考:東日本大震災時の特別基準1人1日当たり1,500円以内)

(被災地の経済活性化への配慮)

救援物資を被災地又は被災地に少しでも近いところで調達するなど、可能な範囲で被災地の経済活性化にも留意する。

(被災自治体との通信手段の確保)

通信手段の途絶を想定し、応援府県はあらかじめ携帯電話会社と協議のうえ、携帯電話回線を利用したデータ伝送を検討しておくことが望ましい。

(プッシュ型の応援)

応援府県・市町村は、支援物資のニーズの情報が得られない被災地についても、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても支援物資を確保し送り込む「プッシュ型」支援の実施を遅滞なく判断する。

「プッシュ型」の支援については、供給過剰の防止を図りつつ、集積拠点より先の各避難所までの配送体制も考慮して円滑かつ確実に実施する。

「プッシュ型」の支援の継続が被災地での物資の滞留を招く懸念もあるため、現地の配送状況も考慮しつつ、要請に基づく「プル型」の支援への切替えを早く行う努力をする。

(個人からの救援物資の抑制)

府県民の寄付による救援物資については、善意によるものとはいえ、仕分け、被災者への配布が困難な物資の処分等で被災地に負担をかけるおそれがあることに鑑み、できるだけ義援金による支援を行うよう呼びかける。

個人が被災地に小口・混載の義援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災府県・市町村の負担になることから、特に必要で募集を要する品目を除き、個人からの義援物資については原則受け取らない。

9 給水

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p60]

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

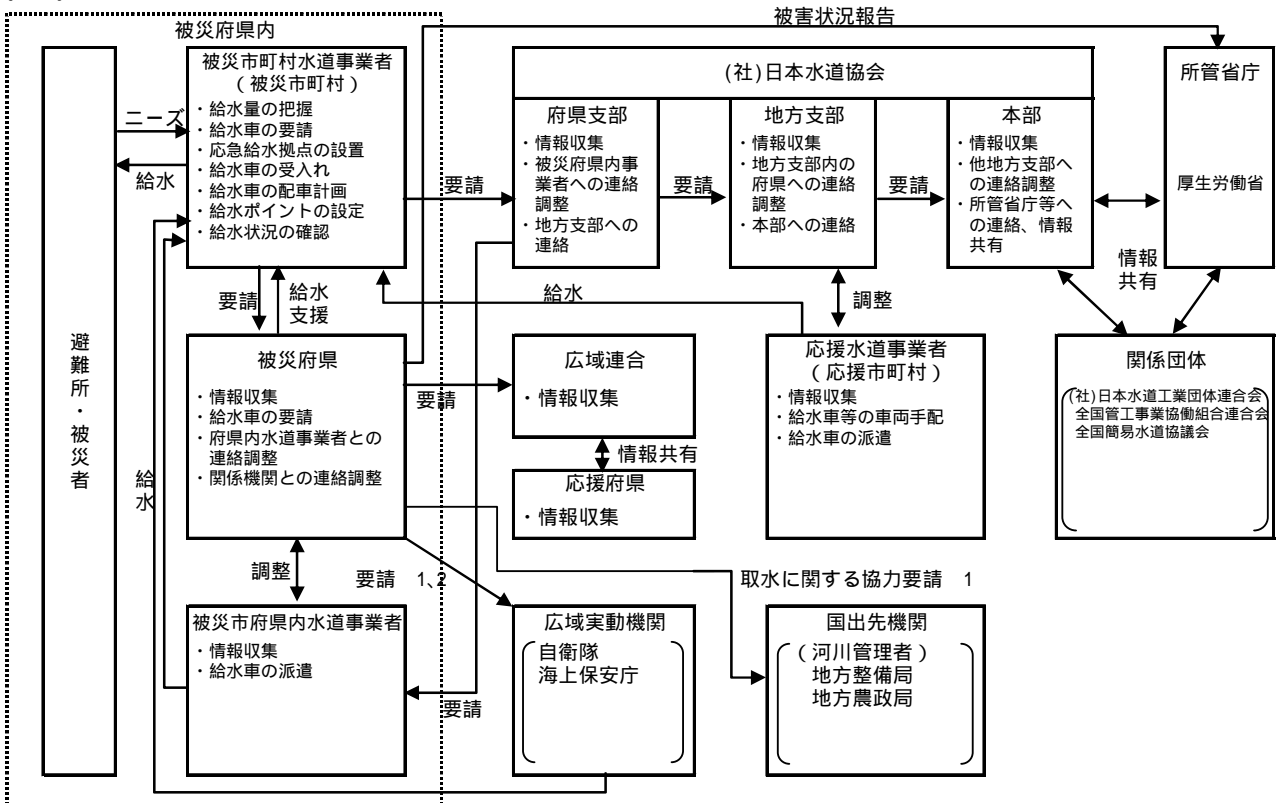
給水に関する応援・受援活動は、基本的に(社)日本水道協会の相互応援の枠組みにより実施される。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における断水状況や給水の充足状況に関する情報を収集し、(社)日本水道協会地方支部等の求めに応じ、必要な支援を行う。

(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	給水車等を用いた給水活動に従事する職員	給水車 (医療用水給水には加圧式が必要) 給水タンク車 ポリタンク ポリ袋 等	関係機関・団体との連絡調整 その他水の供給に必要な事項
応急対応期 (避難所期)			
復旧期 (仮設住宅期)			

(3) フォーメーション



1 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

2 自衛隊に対する要請は、自衛隊法第83条による、都道府県からの災害派遣要請を意味する。

第4章 応援・受援の手順

9 給水

(4) オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県	応援市町村	関係広域機関等
a 給水量の把握	a 情報収集	a 情報収集	a 情報共有	a 情報共有	a 厚生労働省 b (社)日本水道協会府県支部 c (社)日本水道協会地方支部 d (社)日本水道協会
b 給水車の要請 (給水場所、給水場所ごとの給水量等)	b 給水車の要請 (給水場所、給水場所ごとの給水量等)			b 給水車の手配、派遣	b (社)日本水道協会府県支部 c (社)日本水道協会地方支部 e 自衛隊 f 海上保安庁
c 応急給水拠点の設置					
d 給水車の受入					b (社)日本水道協会府県支部 c (社)日本水道協会地方支部 e 自衛隊 f 海上保安庁
e 給水状況の確認	c 取水の協力要請				g 国土交通省、地方整備局 農林水産省、地方農政局

被災市町村水道事業者（被災市町村）の業務

項目	内容
a 給水量の把握	断水区域、断水戸数、給水人口、復旧作業計画を把握し、必要な給水量のうち、保存飲料水による対応とは別に、給水車による給水が必要な区域、必要な給水量、給水場所、給水車の補給場所を把握する。
b 給水車の要請	必要な給水量と給水場所に関する情報（給水場所、給水場所ごとの給水量等）に基づき、被災府県もしくは(社)日本水道協会府県支部へ給水車を要請する。
c 応急給水拠点の設置	被災府県と連携し、住民等への給水場所、給水車への補給場所の開設・運営する。 給水、補給に係る作業要員を確保する。
d 給水車の受入	給水車の給水場所に要員を待機させ、給水車を受け入れ、住民等に供給する。 給水車への補給場所に要員を待機させ、給水車に飲料水を補給する。
e 給水状況の確認	飲料水が末端の断水となった住民等まで届いているかを確認し、届いていない場合は、速やかに給水車の手配等により給水を行う。

被災府県の業務

項目	内容
a 情報収集	被災市町村と連携し、必要な給水量及び給水に係る情報を把握する。

	管内市町村に給水に係る応援を要請する。 管内の水道施設の被害状況を取りまとめ、厚生労働省に報告する。
b 給水車の要請	自衛隊に対して給水応援を要請する。 海上保安庁に対して給水応援を要請する。
c 取水の協力要請	被災地での飲料水供給において必要な水量（水源）を確保するため、河川等からの取水について、柔軟な対応（一時的な許可水量を超えた取水、他用途水の水道用途への変更など）を地方整備局、農政局に要請する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	被災地のニーズを把握する。

応援市町村水道事業者（応援市町村）の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 給水車等の車両手配 給水車の派遣	(社)日本水道協会府県支部からの要請に基づき、給水車等を手配し、被災市町村に派遣する。

関係広域機関等の業務

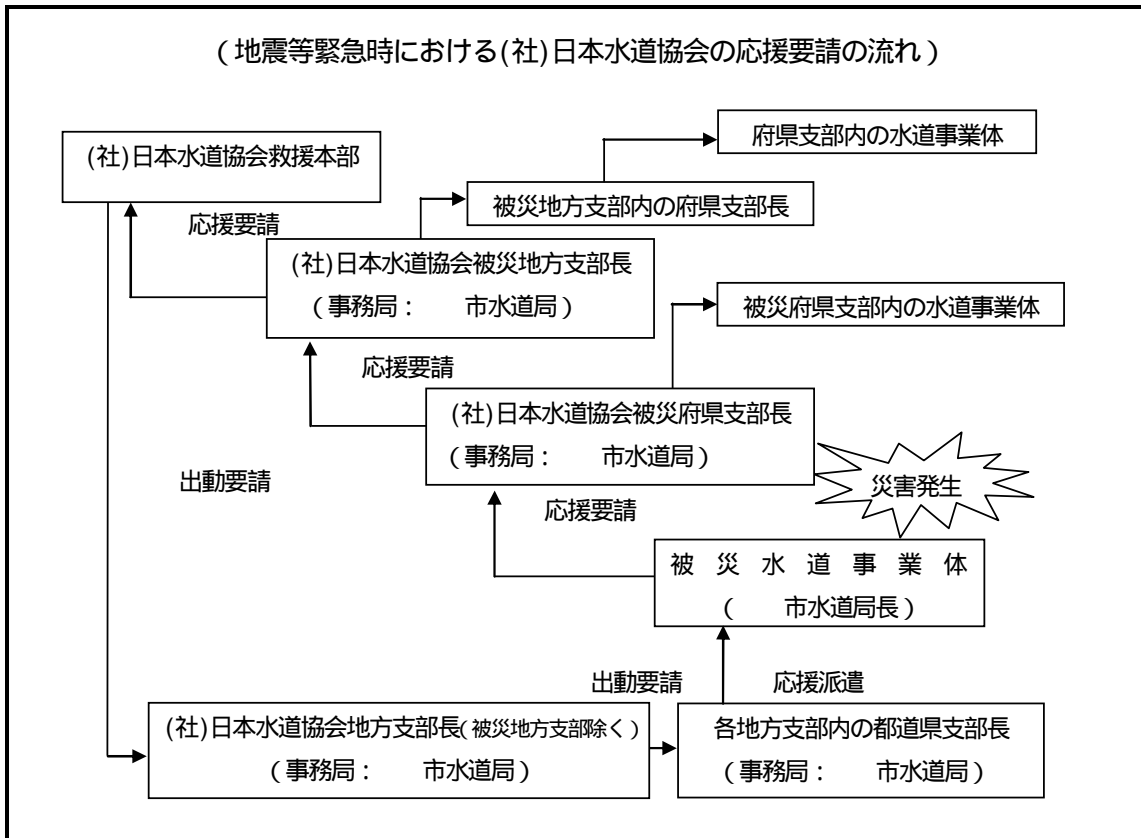
機関・団体名	内容
a 厚生労働省	被災府県からの報告に基づき、被害状況を公表する。 被災地支援について関係省庁に協力を要請する。
b (社)日本水道協会府県支部	被災市町村（水道事業者）からの要請に基づき、被災府県内の他の市町村（水道事業者）から給水車等を手配し、被災市町村に提供する。 (社)日本水道協会地方支部に応援府県支部との応援調整を要請する。
c (社)日本水道協会地方支部	被災府県の(社)日本水道協会府県支部からの要請に基づき、他の府県支部から給水車等を手配する。 (社)日本水道協会本部に他の地方支部との応援調整を要請する。 給水実績を取りまとめ、広域連合に報告する。
d (社)日本水道協会	被災地方支部からの要請に基づき、他の地方支部から給水車等を手配する。
e 自衛隊	被災府県からの要請に基づき、自ら保有する車両を用いて給水活動を実施する。
f 海上保安庁	被災府県からの要請に基づき、自ら保有する船舶を用いて給水活動を実施する。
g 国土交通省、地方整備局 農林水産省、地方農政局	被災府県からの要請に基づき、被災地に飲料水の供給を行うため、水利権に基づく河川等からの取水について協力を得る等により、水の供給の確保を図る。

<留意事項>

(社)日本水道協会による支援体制への協力)

- ・給水支援については(社)日本水道協会を主体とする支援体制を基本とし、府県、広域連合、各団体はその支援が円滑に遂行されるよう協力する。

< 参考 >



地方支部・府県支部	支部事務局
関西地方支部	大阪市水道局
大阪府支部	豊中市上下水道局
京都府支部	舞鶴市水道部
兵庫県支部	芦屋市水道部
奈良県支部	奈良市水道局
滋賀県支部	大津市企業局
和歌山県支部	和歌山市水道局
中国四国地方支部	広島市水道局
広島県支部	呉市水道局
岡山県支部	岡山市水道局
山口県支部	下関市上下水道局
鳥取県支部	鳥取市水道局
島根県支部	松江市水道局
香川県支部	高松市上下水道局
愛媛県支部	松山市公営企業局
徳島県支部	徳島市水道局
高知県支部	高知市水道局
中部地方支部	名古屋市上下水道局
愛知県支部	豊橋市上下水道局
三重県支部	津市水道局
静岡県支部	静岡市上下水道局
岐阜県支部	岐阜市上下水道事業部
福井県支部	福井市企業局
石川県支部	金沢市企業局
富山県支部	富山市上下水道局
長野県支部	長野市上下水道局
新潟県支部	新潟市水道局

(平成24年度現在)

10 被災者の健康対策の実施

10 - 1 保健・福祉

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.62]

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

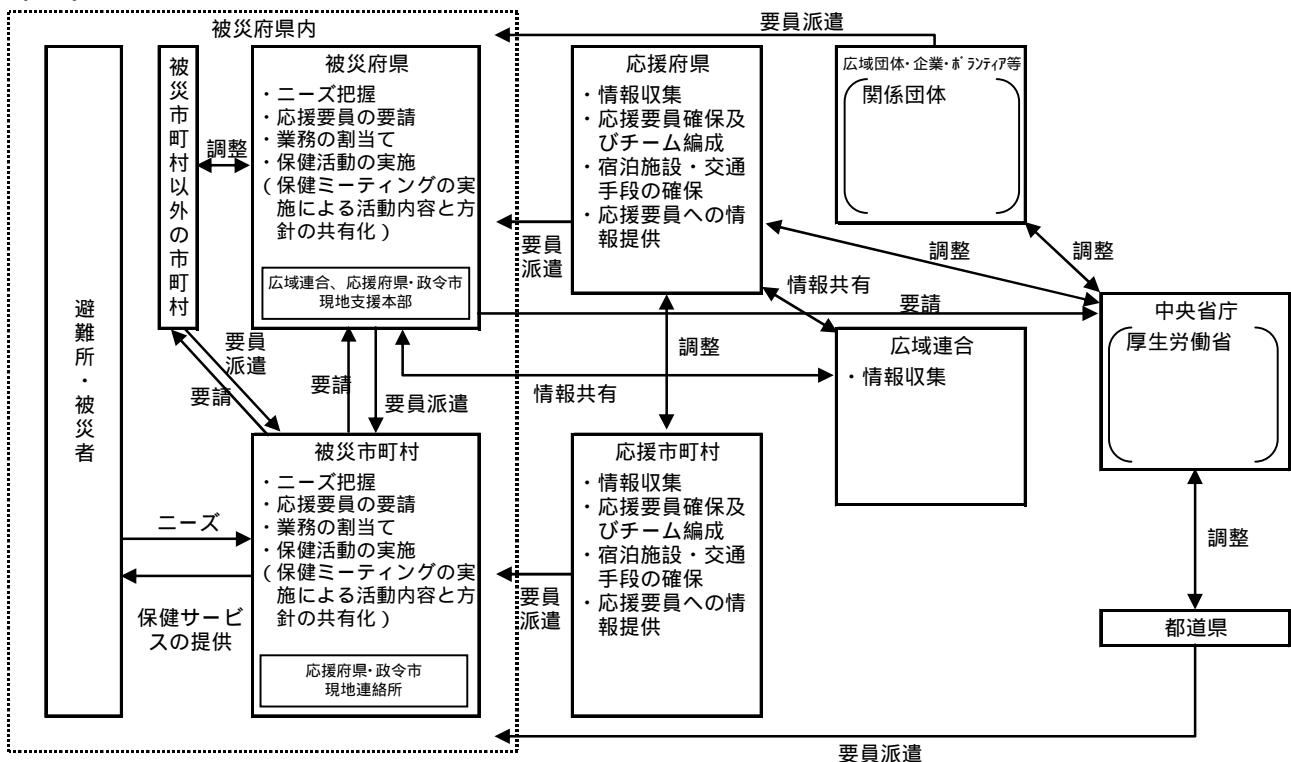
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者が健康で自立した生活を送ることができるよう被災者の健康相等を行う保健師や看護婦の派遣等の応援・受援活動を行う。
 なお、派遣調整については、厚生労働省により行われる。

(2) 応援内容

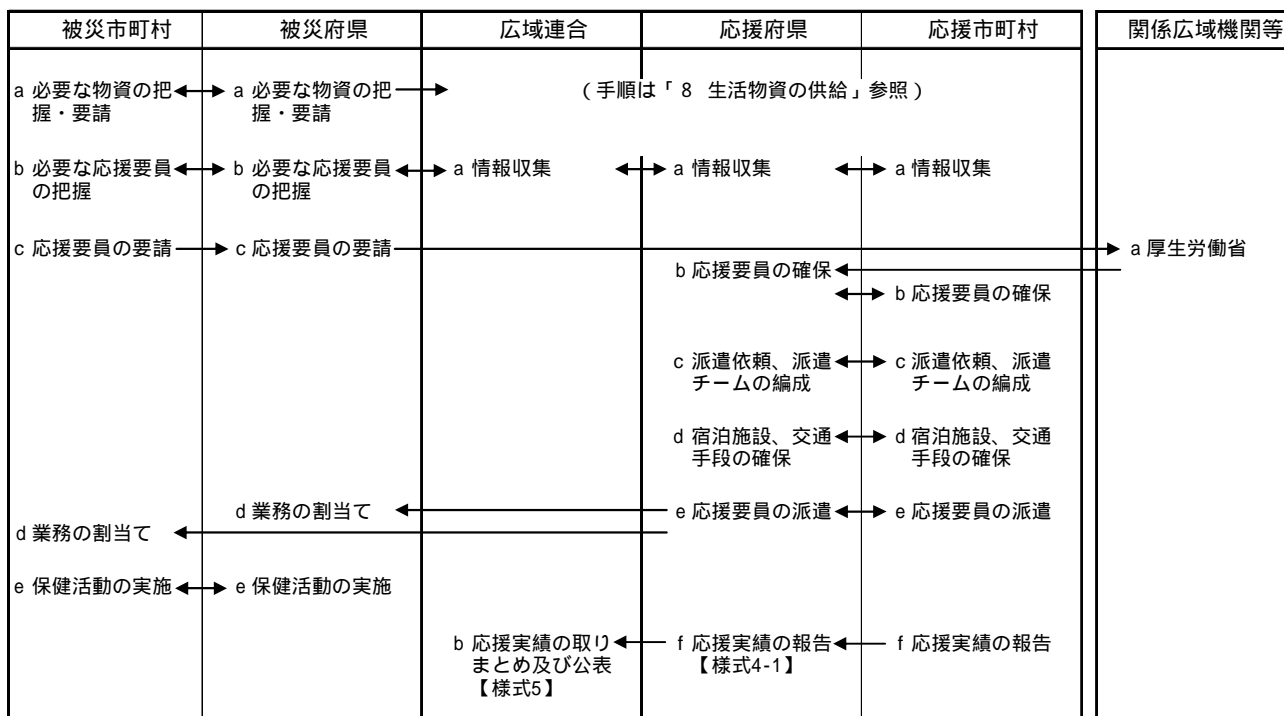
時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 国の関与により派遣調整が行われる要員 保健師、看護婦 (訪問・巡回相談時に必要な物品を持参) </div>	血圧計、体温計等の物品 健康教育用媒体・教材・リーフレット等 (手順は「8 生活物資の供給」参照)	
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	↓	↓	

(3) フォーマーシオン



政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握・要請	避難所の状況を把握し、避難所等での健康相談実施に必要な物資（血圧計等）及びその数量を把握する。 必要とする物資（血圧計等）に関する情報（品目、数量、送付場所）を被災府県へ連絡する。
b 必要な応援要員の把握	避難所の状況を把握し、避難所等での健康相談実施に必要な応援要員及びその人数を把握する。
c 応援要員の要請	必要とする応援要員に関する情報（職種、人数、派遣期間、派遣先）を被災府県へ連絡する。
d 業務の割当て	応援要員が交替すること等を踏まえ、業務が継続して効率的に実施されるよう、保健所長が被災府県と調整の上、応援要員に業務を割り当てる。
e 保健活動の実施	以下により被災者の健康対策を実施する。 被災状況、健康被害の状況、健康ニーズの把握 保健活動に必要な情報、資料、記録・報告様式等を準備し、応援要員に提供 災害時要援護者の安否確認と対応 避難所巡回健康相談 避難所における医療福祉ニーズの高い人の把握と医療チームや福祉 避難所の調整 感染症予防のための手洗い・うがい等の保健指導及び避難所の衛生管理（トイレ・生活空間の清潔） 保健所の助言を得て感染症患者発生時の感染拡大防止 二次健康被害防止のための保健指導 （生活不活発病、食中毒、転倒、エコノミー症候群 等） 避難所以外の家等への訪問による健康調査の実施 ミーティングの開催等による健康ニーズの情報の集約・共有・分析 介護保険サービス等事業所との仮設住宅の巡回健康相談、健康調査 仮設住宅でのコミュニティづくり、見守り体制の整備 通常の保健・福祉業務の再開

保健活動の計画策定	
被災府県の業務	
項目	内容
a 必要な物資の把握・要請	被災市町村と連携し、避難所等での健康相談実施に必要な物資（血圧計等）及びその数量を把握する。 被災市町村が必要とする物資（血圧計等）に関する情報（品目、数量、送付場所）をとりまとめ、応援要請内訳書2（様式2-3）により広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）へ連絡する。
b 必要な応援要員の把握	被災市町村と連携し、避難所等での健康相談実施に必要な応援要員及びその人数を把握する。
c 応援要員の要請	被災市町村及び被災府県が必要とする応援要員に関する情報（職種、人数、派遣期間、派遣先）をとりまとめ、厚生労働省に派遣調整を要請する。
d 業務の割当て	応援要員が交替すること等を踏まえ、業務が継続して効率的に実施されるよう、保健所長等は保健医療の関係機関や被災市町村と調整の上、応援要員に業務を割り当てる。
e 保健活動の実施	以下により被災者の健康対策を実施する。 被災状況、健康被害の状況、健康ニーズの把握と被災市町村との共有 保健活動に必要な情報、資料、記録・報告様式等の準備について、被災市町村へ助言・提供 災害時要援護者の安否確認と対応 避難所、被災家庭等、全数健康調査実施や集約への協力 感染症サーベイランスを実施し、感染拡大兆候を早期に把握するとともに、対策を実施 医療チームとの連携・調整 被災市町村における通常の保健・福祉業務の再開支援 被災市町村の保健活動の計画策定への参画・助言

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 応援実績のとりまとめ及び公表	応援府県の応援実績をとりまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 応援要員の確保	厚生労働省から応援要員の派遣要請があったときは、管内市町村及び府県看護協会と連携して応援要員を確保する。
c 派遣チームの編成	確保された応援要員をもとに、派遣人数・派遣時期・業務内容・派遣先等を考慮し、派遣チームを編成する。
d 宿泊場所、移動手段の確保	宿泊場所及び移動手段を確保する。移動に当たっては、同一府県を応援する府県、県内市町村等と乗り合わせて往来する等、効果的に行う。
e 応援要員の派遣	b から d の調整が整った場合は、応援要員を派遣する。 応援要員については、派遣時期を考慮し、県職員・市職員の組み合わせに配慮する。 派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り被災府県の負担とならないよう配慮する。 応援要員に、被災地の状況及び派遣先での役割についてオリエンテー

	<p>シオンするとともに、必要書類・資料等を配布する。 随時現地の情報を府県内市町村に提供する。 派遣された応援要員は、被災府県・市町村が実施する被災者の健康対策に従事するほか、以下により被災府県・市町村を支援する。 被災市町村の受援ニーズの把握 保健医療の連携調整業務への支援 被災府県・市町村における通常の保健・福祉業務の再開支援 ミーティングでの活動報告、情報提供（記録、リスト作成等） 被災市町村の保健活動の計画策定への助言 府県看護協会と連携し、まちの保健室開設への支援</p>
f 応援実績の報告	<p>応援状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）により応援実績を報告する。</p>

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	<p>応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。</p>
b 応援要員の確保	<p>応援府県から要請のあった応援要員を確保する。</p>
c 派遣チームの編成	<p>確保された応援要員をもとに、派遣人数・派遣時期・派遣先等を考慮し、派遣チームを編成する。</p>
d 宿泊場所、移動手段の確保	<p>宿泊場所及び移動手段を確保する。移動に当たっては、同一府県を応援する府県、市町村等と乗り合わせて往来する等、効果的に行う。</p>
e 応援要員の派遣	<p>b から d の調整が整った場合は、応援要員を派遣する。 派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り被災府県の負担とならないよう配慮する。 応援要員に、被災地の状況及び派遣先での役割についてオリエンテーションするとともに、必要書類・資料等を配布する。 派遣された応援要員は、被災府県・市町村が実施する被災者の健康対策に従事するほか、以下により被災府県・市町村を支援する。 被災市町村の受援ニーズの把握 被災府県・市町村における通常の保健・福祉業務の再開支援 ミーティングでの活動報告、情報提供（記録、リスト作成等） 被災市町村の保健活動の計画策定への助言</p>
f 応援実績の報告	<p>応援状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、応援実績を報告する。</p>

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 厚生労働省	<p>被災府県からの要請に基づき、全国都道府県に対して応援要員の派遣に係る協力要請を行い、応援先都道府県を割り当てる。</p>

<留意事項>

（厚生労働省との連携）

派遣要員は、厚生労働省からの要請を基に各府県内で調整し、確保できない場合は広域連合内で調整する。

（コミュニティ活動支援者との連携）

被災者の健康づくりには、保健医療福祉関係者だけでなく、高齢者の見守りや孤立予防等を目的としたコミュニティ活動の支援者と連携し、総合的な支援を行うことが不可欠である。

（通信機器、移動手段の確保）

現地での必要物資として、応援府県・政令市がパソコン、携帯（衛星）電話等の通信機器を準備する。

被災地への移動手段、及び被災地での移動手段（レンタカー、公用車、自転車等）を確保する。

10 - 2 栄養

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.62]

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

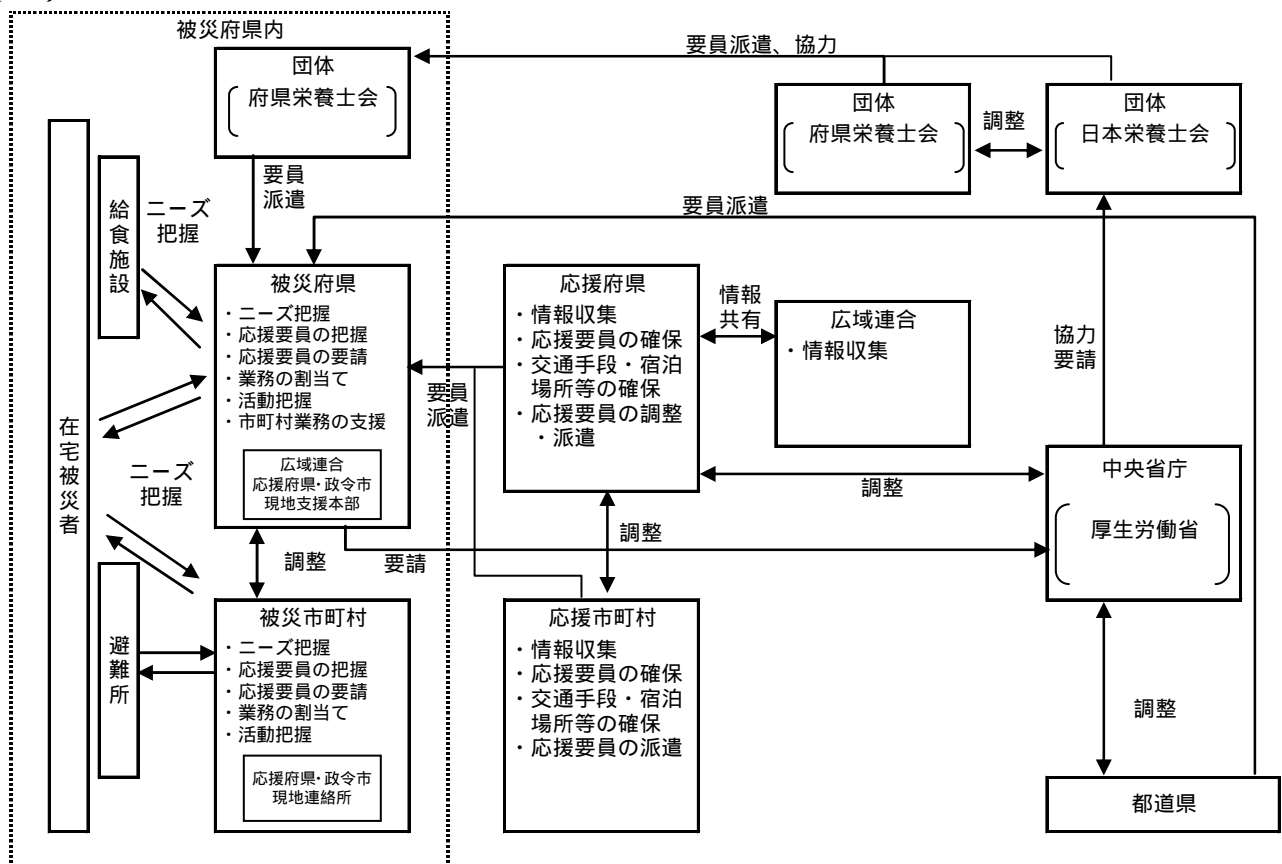
広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者自らが健康を回復・維持増進し、健康な食生活が送れるよう、栄養的に配慮された支援食の提供や炊き出しの実施体制の確保、食料や特殊食品の確保・分配、栄養指導等に当たる要員(管理栄養士)の派遣などの応援・受援活動を行う。

なお、派遣調整については、厚生労働省により行われる。

(2) 応援内容

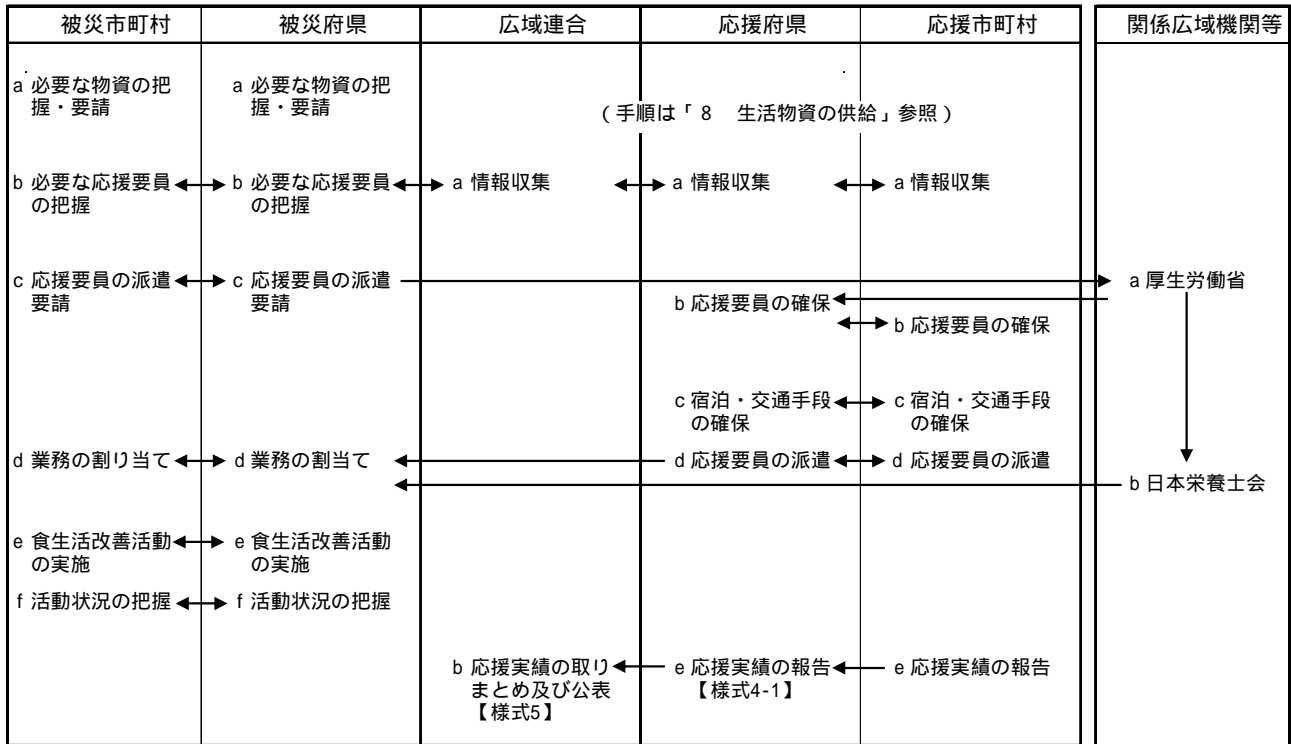
時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	国の関与により派遣調整が行われる要員 管理栄養士	離乳食、高齢者食、アレルギー食等 (手順は「8 生活物資の供給」参照)	
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)		離乳食・アレルギー食等を小規模で調理するための調理器具、熱源、衛生資材等 被災者の自炊用の調理器具等 仮設住宅の集会所等に、調理・喫食のための調理器具、熱源、衛生資材等 (手順は「8 生活物資の供給」参照)	

(3) フォーメーション



政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握・要請	栄養・食生活上の特別の配慮を要する人を確認し、必要な物資（離乳食、高齢者食等）の種類、数量、送付場所等を把握し、食料調達担当へ要望し、他の生活物資とあわせ、被災府県へ連絡する。離乳食・アレルギー等の小規模で調理するためや、避難所や仮設住宅等において被災者が調理するための調理器具や熱源、食品保管のための冷蔵庫等必要物資を把握し、物資調達担当から被災府県へ要請する。 仕出し業者など、支援食の製造可能な業者について管轄する保健所から情報を得る。
b 必要な応援要員の把握	避難所数、食料供給状況等の情報を収集し、食生活支援・栄養指導体制を整備するために必要な応援要員数を把握する。
c 応援要員の派遣要請	応援要員の役割、活動期間、活動地域、活動内容等を明確にして、必要な応援要員の人数を要請する。
d 業務の割り当て	応援要員の活動期間等を考慮し、応援要員に業務を割り当てる。
e 食生活改善活動の実施	以下により被災者の健康対策を実施する。 避難所及び在宅被災者の食生活・栄養状況の把握 支援食の内容や分配調整等について、食料調達担当への協力・指導助言 食料調達担当、ボランティアセンター等との連携により、避難所での継続的（計画的）な炊き出しのための指導・助言 避難所における支援食や炊き出しについての、避難所管理者・運営担当者、炊き出しボランティア等への指導・助言 栄養的配慮が必要な要援護者への支援、巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施
f 活動状況の把握	応援要員の活動状況や業務の進捗状況を把握する。

被災府県の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握・要請	栄養・食生活上の特別の配慮を要する人を確認し、必要な物資（離乳食、高齢者食等）の種類、数量、送付場所等を被災市町村と連携して把握し、食料調達担当者、府県栄養士会へ要請する。 離乳食・アレルギー等の小規模で調理するためや、避難所や仮設住宅等において被災者が調理するための調理器具や熱源、食品保管のための冷蔵庫等必要物資を被災市町村と連携して把握し、物資担当者へ要請する。 食品衛生担当と連携し、仕出し業者等支援食の製造可能な業者を把握する。
b 必要な応援要員の把握	被災市町村と連携し、必要な応援要員（管理栄養士）の人数を把握する。
c 応援要員の派遣要請	被災市町村と連携し、必要な応援要員（管理栄養士）の人数、活動期間、活動地域、活動内容等を取りまとめ、厚生労働省に派遣調整を要請する。
d 業務の割当て	被災市町村と連携し、応援要員に業務を割当てる。
e 食生活改善活動の実施	以下により被災者の健康対策を実施する。 被災市町村と連携し、避難所や在宅被災者の食生活・栄養状況の把握 被災市町村と連携し、支援食の内容や分配調整についての、食料調達担当への協力・指導助言 被災市町村と連携し、避難所における支援食や炊き出しへの、避難所管理者・運営担当者、炊き出しボランティアへの指導助言 被災市町村と連携し、栄養的配慮が必要な要援護者への支援、巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施 給食施設の状況把握（施設・設備、食材や調理人員の確保、入所者の健康状態等）及び給食再開・継続への指導・支援 市町村の通常業務の再開支援
f 活動状況の把握	応援要員の活動状況や市町村業務の進捗状況を把握し、適宜必要な支援、助言を行う。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 応援実績のとりまとめ及び公表	応援府県の応援実績をとりまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 応援要員の確保	厚生労働省から応援要員（管理栄養士）の派遣要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を確保する。
c 宿泊場所及び移動手段の確保	宿泊場所及び移動手段を確保する。移動に当たっては、同一府県を応援する府県、管内市町村等を含めて往來する等、効率的に行う。
d 応援要員の派遣	応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。派遣にあたっては、応援要員が使用する物資を携帯させる等、被災府県、市町村の負担を減らすよう配慮する。

	派遣前にはオリエンテーションを行い、現地の状況等について応援者へ情報提供しておく。
e 応援実績の報告	応援状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）により応援実績を報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握し、可能な支援内容について把握する。
b 応援要員の確保	派遣要請のあった応援要員を確保する。
c 宿泊場所及び移動手段の確保	宿泊場所及び移動手段を確保する。
d 応援要員の派遣	応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。派遣にあたっては、応援要員が使用する物資を携帯させる等、派遣先となる被災府県、被災市町村の負担を減らすよう配慮する。
e 応援実績の報告	応援状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、応援実績を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 厚生労働省	被災府県からの要請に基づき、都道府県と調整し、応援要員を確保する。 被災府県からの要請に基づき、日本栄養士会に応援要員の派遣等の協力を要請する。
b 日本栄養士会	厚生労働省からの要請に基づき、被災府県栄養士会の協力も得て被災地の情報収集を行い、応援府県及び応援府県栄養士会と調整し、応援要員を確保する。

<留意事項>

（コミュニティ形成への配慮）

応急仮設住宅での栄養指導に当たっては、個々の食生活の改善に止まらず、調理実習を交えた学習会や食事会の開催等により、入居者の交流やコミュニティの形成が促進されるよう配慮する。

（通信機器、移動手段の確保）

現地での必要物資として、応援府県・政令市がパソコン、携帯（衛星）電話等の通信機器を準備する。

被災地への移動手段、及び被災地での移動手段（レンタカー、公用車、自転車等）を確保する。

11 被災者の心のケアの実施

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.66]

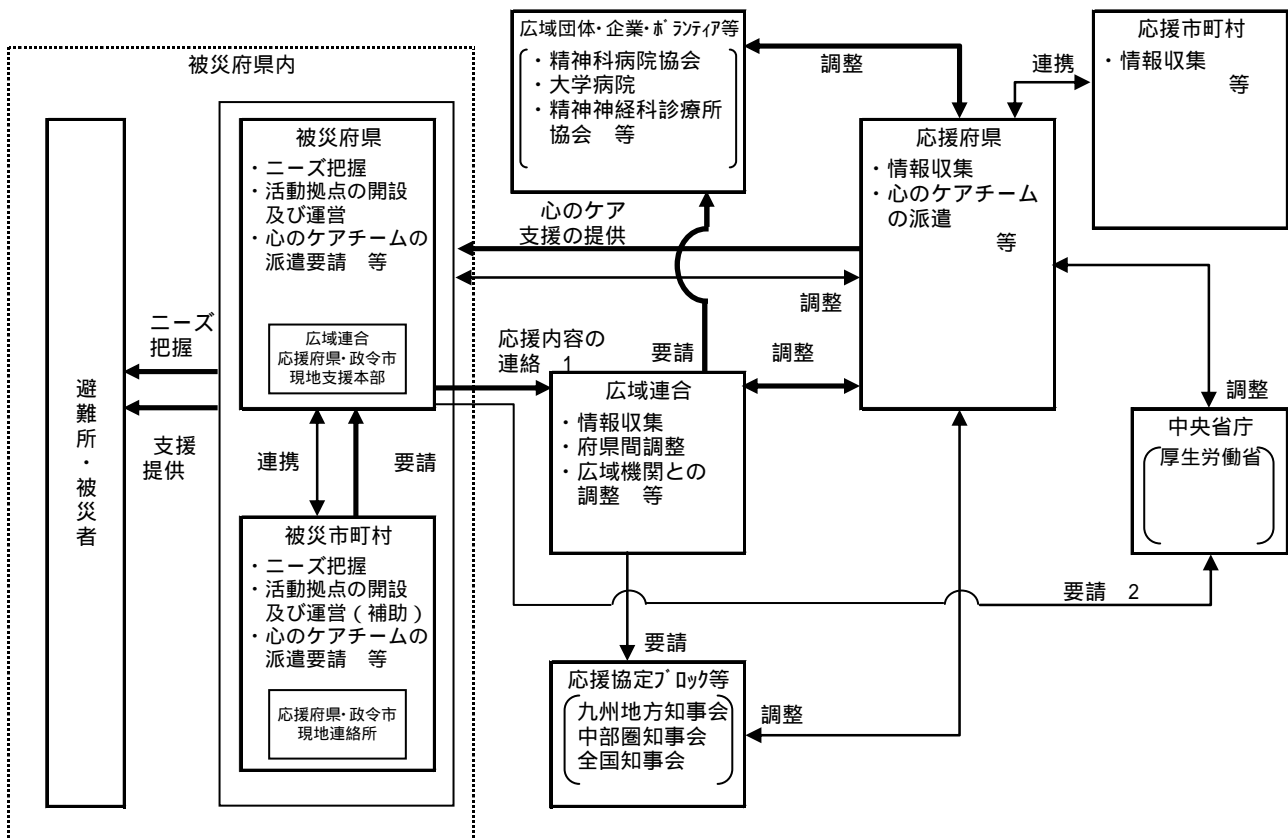
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県・市町村等と連携し、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防を行う。また、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神科救護所の設置及び精神障害者に対する保健・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	先遣隊の派遣 (精神科医、行政担当者等)		
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	心のケアチームの派遣 ・医師2名 ・看護師又は保健師2名 ・精神保健福祉士又は臨床心理士1名 ・事務職員1名 等		

(3) フォーマーシオン



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

第4章 応援・受援の手順
11 被災者の心のケアの実施

(4) オペレーション



広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 被災者数等の把握	被災者数、避難者数、災害時要援護者数を把握し、必要な心のケアチーム数及び活動方針について被災府県と調整する。
b 派遣要請	必要な心のケアチームによる救護活動を被災府県へ要請する。
c 活動拠点の開設及び運営	被災府県と連携し、心のケア支援の活動拠点（精神科救護所）を設置するとともに、運営要員を確保する。
d チーム受入	被災府県と調整し、応援府県から派遣される心のケアチームの活動地区を割り当てる。活動時には被災市町村の職員が同行することが望ましい。また、応援府県と調整し、第一陣のチームに対して被災状況、地勢、文化的特性、活動方針等をオリエンテーションする。心のケアチームは現地災害保健医療コーディネーターの指示のもとに活動する。
e 活動状況の報告	心のケアチームによる支援状況を逐一把握し、応援府県へ報告するとともに、支援体制、活動方針を調整する。

被災府県の業務

項目	内容
a 被災者数等の把握	被災市町村と連携し、被災者数、避難者数、災害時要援護者数を把握し、必要な心のケアチーム数及び活動方針を広域連合等へ連絡する。
b 応援内容の連絡	被災市町村が必要とする心のケアチームによる救護活動を応援要請内訳書1(様式2-2)により広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)へ連絡する。 構成団体・連携県で必要とする心のケアチームを確保できない場合は、厚生労働省に支援を要請する。
c 活動拠点の開設及び運営	被災市町村と連携し、心のケア支援の活動拠点(精神科救護所)を設置するとともに、運営要員を確保する。
d チーム受入	被災市町村と調整し、応援府県から派遣される心のケアチームの活動地区を割り当てる。 心のケアチームの活動は現地災害保健医療コーディネーターの指示のもとに活動する。
e 活動状況の確認	被災市町村からの活動状況報告を集約し、被災市町村ごとに支援活動の差が生じることのないように、支援活動の均一化を図る。必要に応じて、応援府県、広域連合等に対して追加チームの派遣を要請する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	被災府県から心のケアチームの派遣の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に派遣可能な人員を確認の上、応援計画内訳書1(様式2-2)により被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) 幹事府県から必要な人員の確保ができない旨の連絡があったときは他の被災府県を応援する幹事府県と調整し、必要な人員を確保する。 構成団体・連携県で必要とする心のケアチームを確保できない場合は、応援協定ブロック、全国知事会に応援を要請する。
c 応援実績の取りまとめ及び公表	応援府県の応援実績を取りまとめ、報道発表資料(様式5)により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 心のケアチームの人員確保	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から心のケアチームの派遣の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、心のケアチームの人員を関係機関・団体と調整し、確保する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で必要な人員を確保できないときは、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
c チーム派遣	a及びbの調整が整った場合は、心のケアチームを派遣する。 第一陣チームは被災府県、被災市町村からオリエンテーションを受ける。オリエンテーション時の情報及び日々の活動状況、今後の見通し

	などの引き継ぎ事項は同一応援府県間で行い、できる限り現地の負担を減らすこと。
d 応援実績の報告	心のケア支援の状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）により活動状況を報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 厚生労働省	被災府県から情報提供を受け、必要に応じて全都道府県に対し、広域応援を実施する旨を連絡し応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、人員を確保し、被災地へ派遣する。
b 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、心のケアチームの人員を確保し、被災地へ派遣する。
c 全国知事会	厚生労働省と調整し、必要に応じて広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、人員を確保し、被災地へ派遣する。

<留意事項>

（被災前のコミュニティの維持）

被災者の孤立化を防止し、心身の健康を確保していく上で被災前からの地域の人間関係の維持が重要な役割を果たすことから、応急仮設住宅にあってもこのような人間関係をなるべく維持できる工夫、避難先でのコミュニティ形成の支援等に配慮する。

（健康相談）

生活環境の変化による高齢者等の生活不活発病、生活習慣病の悪化・増加、こころの問題等健康上の課題が長期化することから、看護師・保健師等のチームによる個別訪問や身近な場所での巡回相談など健康相談をできる仕組みを構築する。

（総合的な心のケア対策）

住まいや仕事の確保、訪問等による個別相談、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的に対応する。

（被災自治体と応援自治体の連携体制づくり）

被災自治体の職員と応援要員が互いに気軽に相談できる体制づくりが必要である。

（応援要員の心のケア）

被災者に加え、応援要員の心のケアにも配慮する必要がある。応援要員は自らの心身の問題に気付きにくく、必要な休息や治療などが後回しになりがちであるため、自己管理や仲間同士の助け合いも含めて早期に対処することが重要である。

12 生活衛生対策の実施

12-1 し尿処理

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.62]

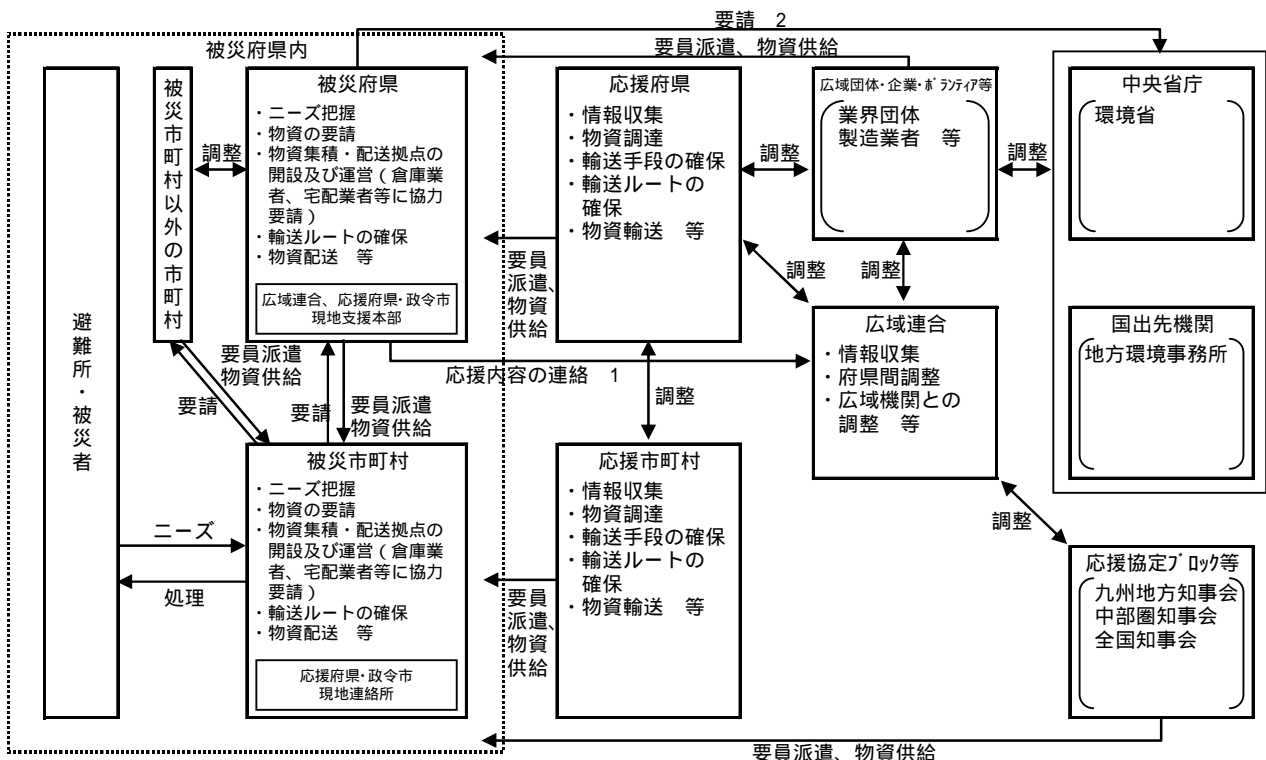
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、避難場所の生活環境を確保し、衛生状態の保持するために仮設トイレ等の供給や汲み取り車の派遣等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

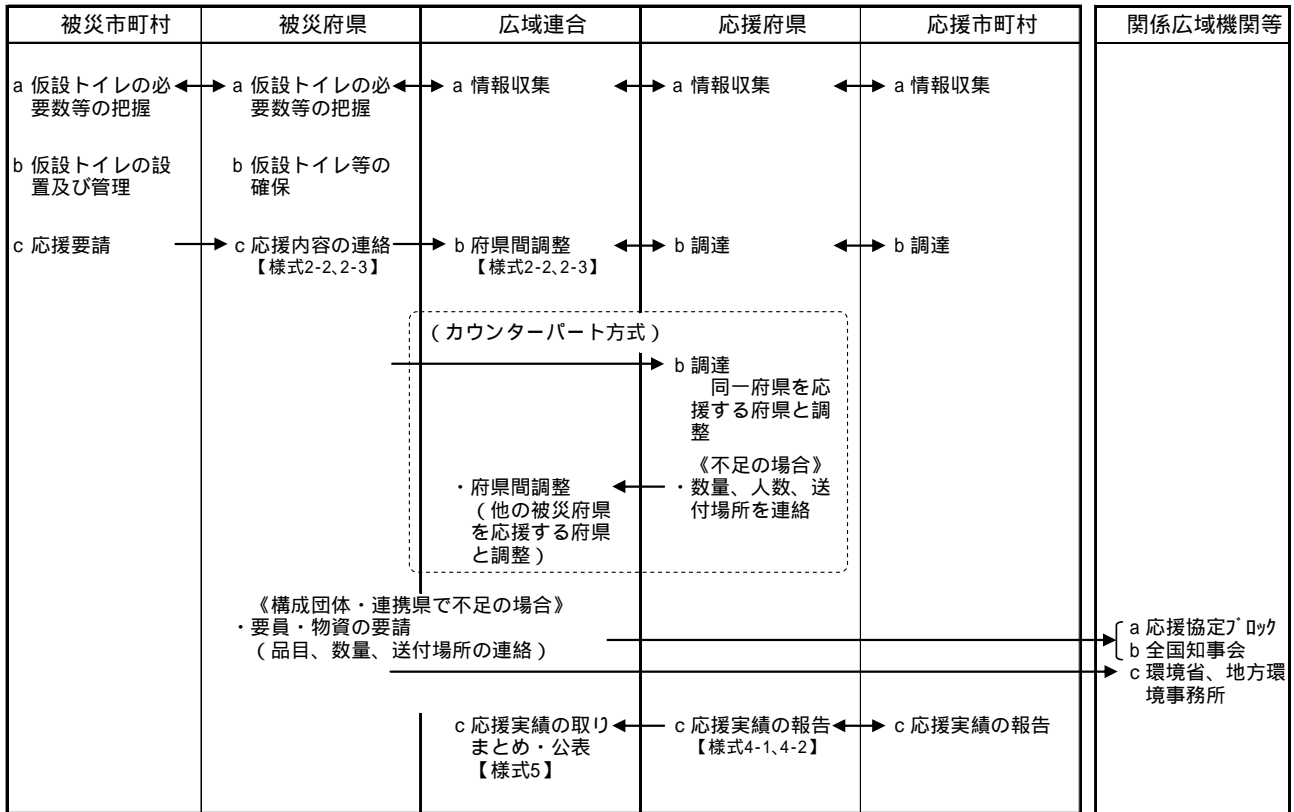
時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期)	仮設トイレ設置要員 汲み取り作業要員	仮設トイレ 消毒剤 汲み取り車	
復旧期 (仮設住宅期)			

(3) フォーマーション



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 仮設トイレの必要数等の把握	避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。
b 仮設トイレの設置及び管理	し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要に応じ、仮設トイレを避難所等に設置する。 仮設トイレの清掃等の管理体制を整備するとともに、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。 仮設トイレ、し尿の収集・運搬に当たる人員・車両、し尿処理施設の処理能力等が不足する場合は、近隣の市町村又は事業者に応援を要請し、処理体制を確保する。
c 応援要請	近隣の市町村又は事業者で応援体制が確保できない場合は、被災府県に応援を要請する。

被災府県の業務

項目	内容
a 仮設トイレの必要数等の把握	被災市町村と連携し、水道の復旧状況等を勘案の上、仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。
b 仮設トイレ等の確保	被災市町村と連携し、備蓄している仮設トイレを配布する。 仮設トイレ、し尿の収集・運搬に当たる人員・車両、し尿処理施設の処理能力等が不足する場合は、管内の市町村又は事業者に応援を要請し、処理体制を確保する。

c 応援内容の連絡	管内の市町村又は事業者で応援体制が確保できない場合は、応援要請内訳書1(様式2-2)及び同内訳書2(様式2-3)により広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)に応援内容を連絡する。構成団体・連携県で必要とする要員・物資を確保できない場合は、環境省、地方環境事務所に支援を要請する。
-----------	--

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、確保できる仮設トイレ、し尿の収集・運搬に当たる人員・車両の数量、し尿の受入れ先(処理施設)等を府県と調整の上、応援計画内訳書1(様式2-2)及び同内訳書2(様式2-3)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) 幹事府県から要員・物資等が不足する旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に要員・物資等の確保及び輸送を依頼する。 構成団体・連携県で必要とする要員・物資を確保できない場合は、各協定等に基づき、応援協定ブロック、全国知事会へ応援を要請する。
c 応援実績の取りまとめ・公表	応援府県の応援実績を取りまとめ、報道発表資料(様式5)により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 調達	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村、府県内企業等と調整し、仮設トイレ、し尿の収集・運搬に当たる人員・車両を調達するとともに、し尿処理の受入れ先を確保する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で要員・物資等を調達できないときは、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
c 応援実績の報告	要員の派遣及び物資等の供給の状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1(様式4-1)及び同報告書2(様式4-2)により、その状況を報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 調達	応援府県等から要請のあった仮設トイレ、し尿の収集・運搬に当たる人員・車両、し尿処理の受入れについて調整、調達する。
c 応援実績の報告	要員の派遣及び物資等の提供の送付状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、その状況を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、構成団体間で調整の上、要員の派遣及び物資等の供給を行う。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災府県に対する広域応援実施要領を作成し、都道県にその内容を連絡する。 上記の要領で被災府県を応援することとされた都道県は、要員の派遣及び物資等の供給を行う。
c 環境省、地方環境事務所	被災府県からの報告に基づき、被害・復旧状況を公表する。 被災地支援について関係省庁に協力を要請する。 し尿処理について必要な支援を行う。

<留意事項>

(協定締結等によるバキュームカーの確保)

災害時は多くの仮設トイレが必要とされる一方、下水道の普及に伴いバキュームカーの数が激減していることから、業界団体との協定締結等によるバキュームカーの確保が重要である。

(仮設トイレの種類)

仮設トイレが充足し、かつその使い勝手がよいことが、避難者、特に高齢者の健康維持にとって重要である。汲み取り不要で維持管理の容易なマンホールトイレなど設置場所の状況に合った新しいタイプのトイレの導入など、早急に十分な数の仮設トイレを設置する。また、その際、なるべく洋式タイプのトイレを採用する。

[参考] 仮設トイレの種類

【従来型】

タイプ	特徴
水洗型	・給水工事が必要で、屋内トイレと同じように屋外でも快適に使用できる。 ・汚物は公共下水道や浄化槽に流す。
簡易水洗型	・給水工事が必要で、屋内トイレと同じように屋外でも快適に使用できる。 ・汚物は便槽に溜めて汲み取る。
ポンプ式簡易水洗型	・給水工事が不要で、足踏みポンプでタンクより水を汲み上げて流す。 ・汚物は便槽に溜めて汲み取る。
非水洗型	・通称「ポットン便所」と呼ばれるトイレ。水が利用できない場所向け。 ・汚物は便槽に溜めて汲み取る。

【新型】

タイプ	特徴
マンホールトイレ(簡易型)	下水道管のマンホールの蓋を取ってその上に簡易に設置できる組立式のトイレ。
マンホールトイレ	下水道管のマンホールの蓋を取ると和式便器があり、そのまま利用できるトイレ。
公共下水道接続型仮設トイレ	仮設水洗トイレ用の下水道管をあらかじめ布設し、災害時にはその管に設置されたマンホール上部に仮設トイレを設置。プールの水等を利用して汚物を流す。

(仮設トイレの設置数の目安)

阪神・淡路大震災の経験をもつ神戸市の地域防災計画では、「指定収容避難所や広域避難場所においては、100人に1期の割合で仮設トイレを設置する。ただし、初動は250人に1基の割合で備蓄している仮設トイレやポータブルトイレ、下水道利用型仮設トイレで対応する。」とされている。

出典：神戸市地域防災計画 - 地震対策編 - (H24 神戸市防災会議)

12-2 入浴の確保

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.62]

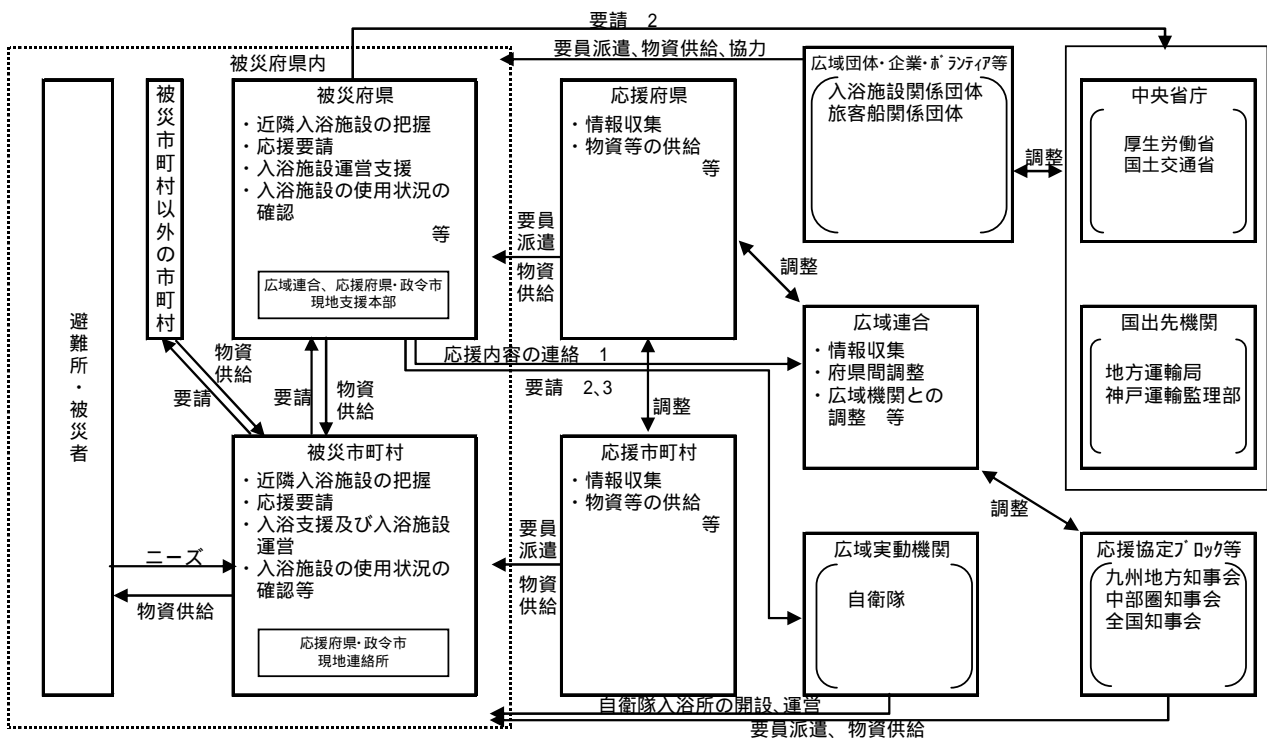
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における被災者の良好な衛生状態を保持するため、入浴の確保に係わる物資または職員による応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

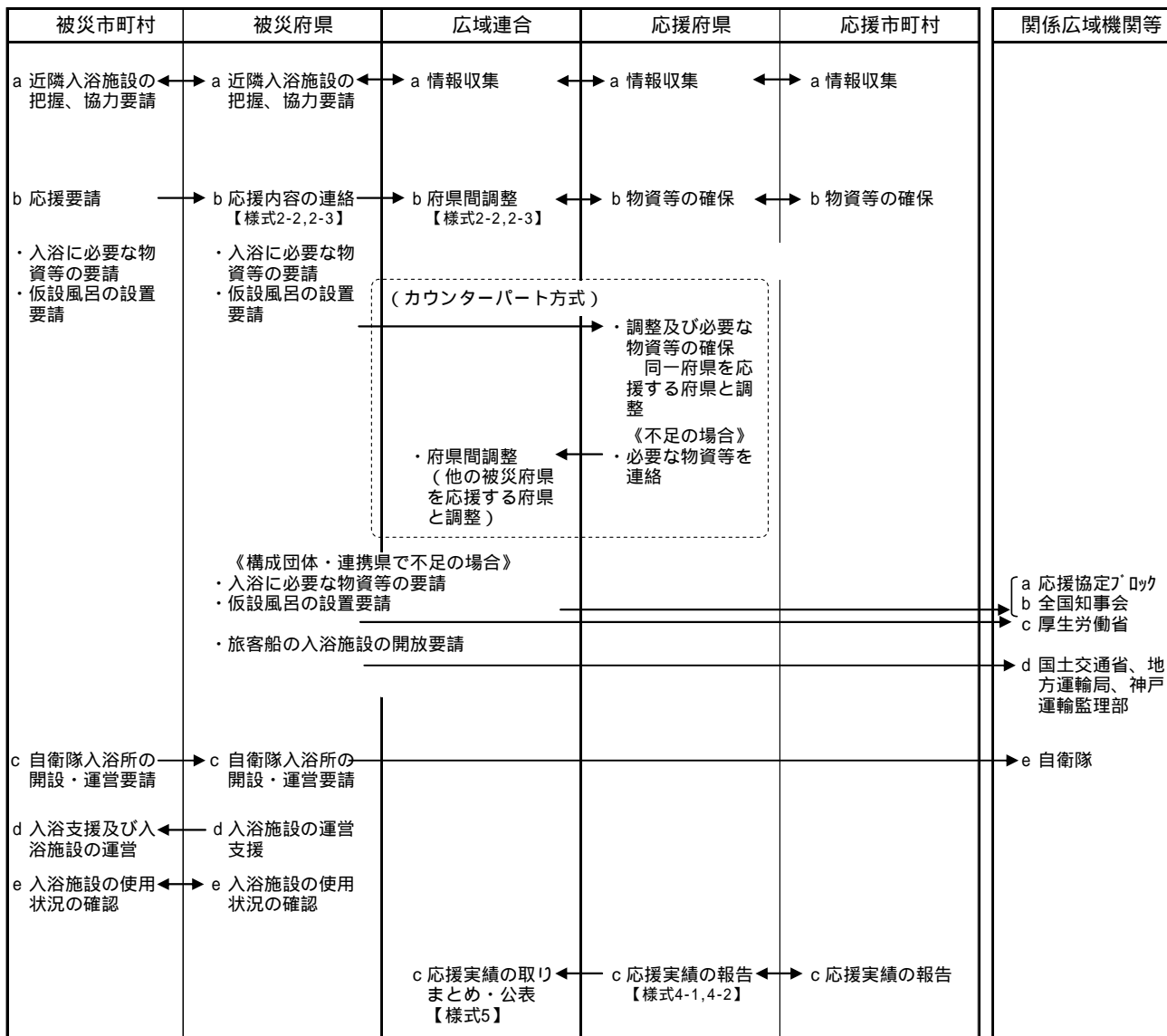
時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期)	周辺地域の施設の浴場の開放や、仮設風呂の設置要請に必要な職員	仮設入浴設備 ・ 仮設風呂等入浴設備 ・ タオル ・ シャンプー等の保健衛生用品 ・ 高齢者、乳幼児の入浴介助設備・器具(手すり、ベビーバス等)	
復旧期 (仮設住宅期)			

(3) フォーマーション



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。
- 自衛隊に対する要請は、自衛隊法第83条による、都道府県からの災害派遣要請を意味する。

(4) オペレーション



広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 近隣入浴施設の把握、協力要請	近隣の公衆浴場等、使用可能な入浴施設の状況を把握する。 近隣の使用可能な入浴施設に対して、被災者への開放要請を行う。 避難所等の場所及び避難者数を確認し、入浴に必要な物資・資機材の数量及び人員を把握する。
b 応援要請	入浴に必要な物資・資機材及び人員が不足する場合は、被災府県に応援要請を行う。
c 自衛隊入浴所の開設・運営要請	被災府県を通じて、自衛隊に自衛隊入浴所の開設・運営を要請する。
d 入浴支援及び入浴施設の運営	入浴施設に避難者を送迎する。 仮設風呂運営のための要員を確保し、仮設風呂を運営する。
e 入浴施設の使用状況の確認	被災府県と連携し、入浴施設の開放・使用状況、仮設風呂の使用状況を把握する。

被災府県の業務

項目	内容
a 近隣入浴施設の把握、協力要請	被災市町村と連携し、近隣の公衆浴場等、開放可能な入浴施設の状況を把握する。 府県公衆浴場業生活衛生同業組合へ、入浴施設の開放について協力を要請する。 被災市町村と連携し、入浴に必要な物資・資機材の数量及び人員を把握する。
b 応援内容の連絡	被災市町村が必要とする物資・資機材及び人員の確保について、管内の市町村又は事業者へ協力を要請する。 管内の市町村又は事業者で応援体制を確保できない場合は、必要な物資・資機材及び人員に関する情報を取りまとめ、応援要請内訳書1(様式2-2)及び同内訳書2(様式2-3)により広域連合(カウンターパート方式の場合：幹事府県)へ連絡する。 仮設風呂の設置場所を取りまとめる。 構成団体・連携県で必要とする要員・物資等を確保できない場合は、厚生労働省、国土交通省、地方運輸局、神戸運輸監理部に支援を要請する。
c 自衛隊入浴所の開設・運営要請	自衛隊に自衛隊入浴所の開設・運営を要請する。
d 入浴施設の運営支援	入浴施設に避難者を送迎する。 仮設風呂運営のための要員を確保等、運営を支援する。
e 入浴施設の使用状況の確認	被災市町村と連携し、入浴施設の開放・使用状況、仮設風呂の使用状況を把握する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に確保可能数量及び輸送手段を確認の上、応援計画内訳書1(様式2-2)及び同内訳書2(様式2-3)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) 幹事府県から要請のあった要員・物資等を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に要員・物資等の確保及び輸送を依頼する。 構成団体・連携県で必要とする要員・物資等を確保できない場合は、各協定等に基づき、応援協定ブロック、全国知事会に応援を要請する。
c 応援実績の取りまとめ・公表	応援府県の応援実績を取りまとめ、報道発表資料(様式5)により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 物資等の確保	広域連合(カウンターパート方式の場合：被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村、府県内企業等と調整し、要員及び物資・資機材を確保する。

	カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で要請のあった要員・物資等を確保できないときは、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
c 応援実績の報告	要員の派遣及び物資等の送付の状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1(様式4-1)及び同報告書2(様式4-2)により、その状況を報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 物資等の確保	応援府県等から要請のあった要員・物資等を確保する。
c 応援実績の報告	要員の派遣及び物資等の供給の状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、その状況を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、構成団体間で調整の上、要員の派遣及び物資等の供給を行う。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災府県に対する広域応援実施要領を作成し、都道県にその内容を連絡する。 上記の要領で被災府県を応援することとされた都道県は、要員の派遣及び物資等の供給を行う。
c 厚生労働省	被災府県からの要請に基づき、入浴に必要な物資の供給等について、関係機関・団体に協力を要請する。
d 国土交通省、地方運輸局、神戸運輸監理部	被災府県からの要請に基づき、入浴施設が不足の場合、旅客船の入浴施設の開放要請を関係事業者に対して行う。
e 自衛隊	被災府県からの要請に基づき、保有する資機材を用いて仮設風呂を設置する。

<留意事項>

(燃料・使用水の調達支援)

- ・入浴施設の運営にあたっては、別途、燃料・使用水を確保する必要があるため、それらの調達方法等についても配慮する必要がある。

13 防疫対策の実施

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.62]

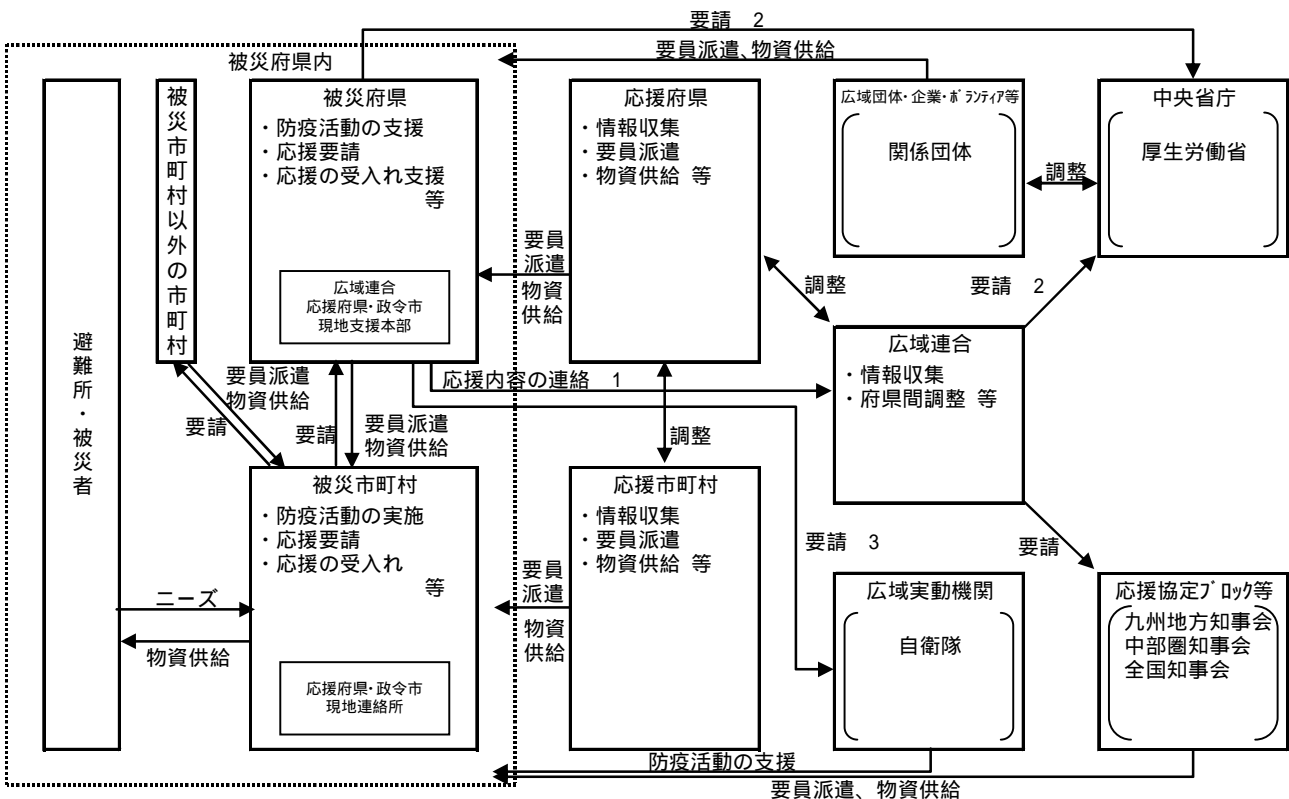
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における感染症のまん延を防止するため、被災者の健康観察や啓発を行う保健師の派遣や消毒薬の供給等の応援・受援活動を行う。また、害虫駆除のため、殺虫剤の入手等が円滑に行われるよう応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

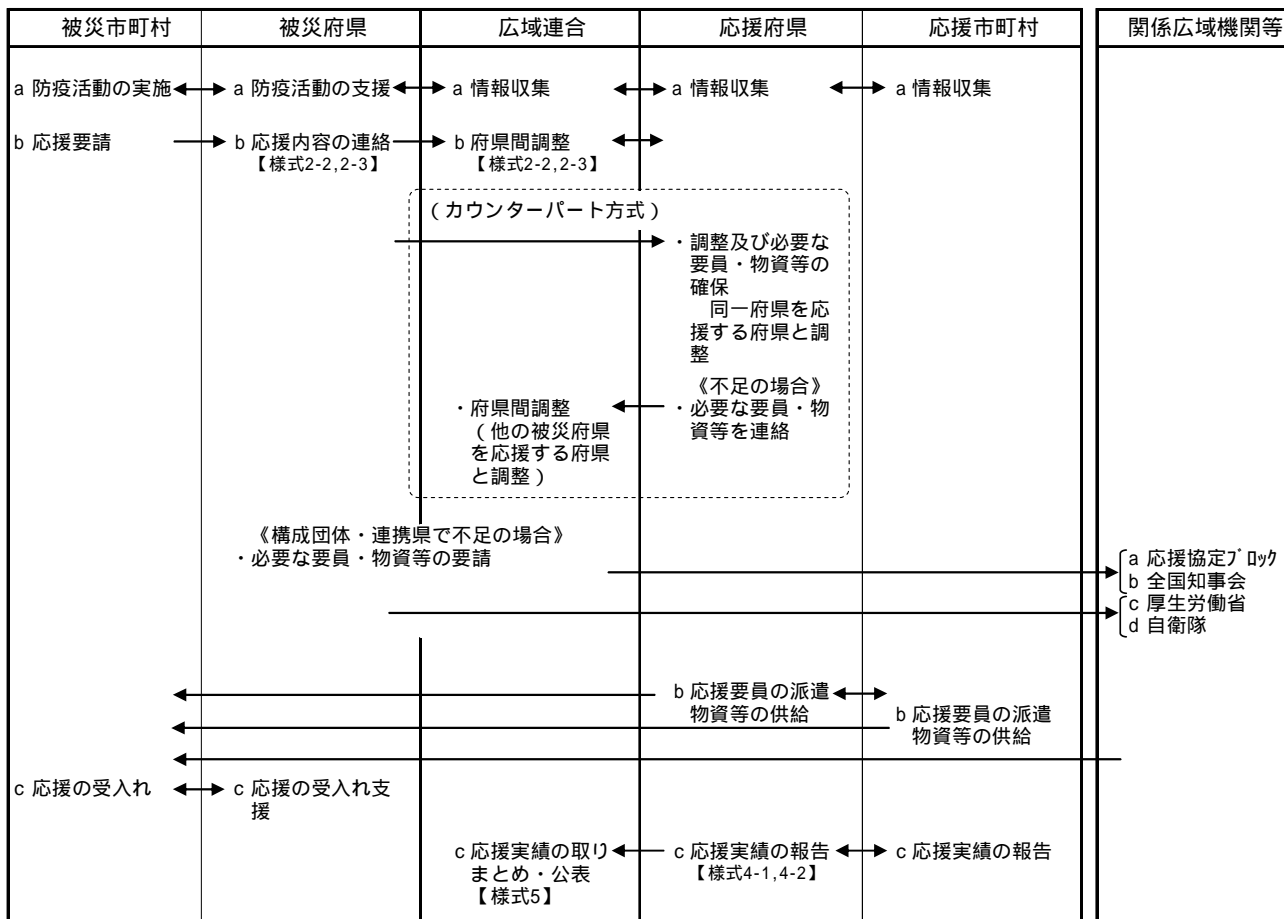
時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	消毒薬(石灰等)を被災者に配布する職員 被災者の健康観察、相談、啓発を実施する保健師	家屋内外の消毒薬(石灰等) 害虫駆除に必要な物資 ・殺虫剤、蚊帳、虫除け等 ・ナイロン手袋、マスク、消毒用ウェットティッシュ等	

(3) フォーマーシオン



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。
- 自衛隊に対する要請は、自衛隊法第83条による、都道府県からの災害派遣要請を意味する。

(4) オペレーション



広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 防疫活動の実施	感染症の予防に関する広報活動を行う。 被災者に消毒薬を配布するなどして、家屋、溝渠等の消毒を行う。 害虫駆除の対象地域を被災府県と調整して定め、事業者に依頼する等して、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。 避難所において避難者へ手洗い等の衛生指導を行うとともに、避難者の健康状況を把握する。 避難所において感染症が発生した場合は、発生状況の把握に努め必要に応じて感染予防対策を行う。
b 応援要請	消毒、害虫駆除に必要な事業者や物資が不足する場合は、近隣市町村又は被災府県に応援を要請する。 被災者の健康観察、相談、啓発を実施する専門職員が不足する場合は、近隣市町村又は被災府県に応援を要請する。
c 応援の受入れ	事業者、応援要員の執務スペースを確保し、適切に業務を割り当てる。 受け入れた物資を適切に管理・配分する。

被災府県の業務

項目	内容
a 防疫活動の支援	被災市町村へ職員を派遣し、被災市町村の防疫活動を支援する。 被災市町村と連携し、必要な要員及び物資の充足状況を把握する。 害虫駆除の対象地域を取りまとめる。

b 応援内容の連絡	被災市町村が必要とする要員及び物資の確保について、管内の市町村又は府県ペストコントロール協会等事業者に協力を要請する。 管内の市町村又は事業者で対応が困難な場合は、必要な要員及び物資に関する情報を取りまとめ、応援要請内訳書1(様式2-2)及び同内訳書2(様式2-3)により広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)へ連絡する。 管内の市町村又は事業者で対応が困難な場合は、必要に応じ、自衛隊に支援を要請する。 構成団体・連携県で必要とする要員・物資等を確保できない場合は、厚生労働省、自衛隊に支援を要請する。
c 応援の受入れ支援	被災市町村による、被災府県外からの応援要員及び物資の受入れを支援する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に確保可能数量及び輸送手段を確認の上、応援計画内訳書1(様式2-2)及び同内訳書2(様式2-3)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) 幹事府県から要員又は物資を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に要員派遣又は物資供給を依頼する。 構成団体・連携県で必要とする要員・物資等を確保できない場合は、各協定等に基づき、応援協定ブロック、全国知事会に応援を要請する。
c 応援実績の取りまとめ・公表	応援府県の応援実績を取りまとめ、報道発表資料(様式5)により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 応援要員の派遣、物資等の供給	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、要員・物資等を、管内市町村、府県内企業等と調整し、派遣・供給する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で要請のあった要員・物資等を確保できないときは、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
c 応援実績の報告	要員の派遣及び物資等の供給の状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1(様式4-1)及び同報告書2(様式4-2)により、その状況を報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 応援要員の派遣、物資等の供給	応援府県等から要請のあった要員・物資等を派遣・供給する。

c 応援実績の報告	要員の派遣及び物資等の供給の状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、その状況を報告する。
-----------	--

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、構成団体間で調整の上、要員の派遣及び物資等の供給を行う。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災府県に対する広域応援実施要領を作成し、都道県にその内容を連絡する。 上記の要領で被災府県を応援することとされた都道県は、要員の派遣及び物資等の供給を行う。
c 厚生労働省	被災府県からの要請に基づき、防疫活動に必要な要員の派遣及び物資等の供給について、関係機関・団体に協力を要請する。
d 自衛隊	被災府県からの要請に基づき、防疫活動を支援する。

<留意事項>

(消毒対象地域の住民の健康等への留意)

消毒及び害虫駆除の実施にあたっては、消毒等を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(感染症予防のための調査・保健指導)

腸管出血性大腸菌感染症、インフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症予防のための調査や保健指導を行う。

特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導に努める。

14 遺体の葬送

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.66]

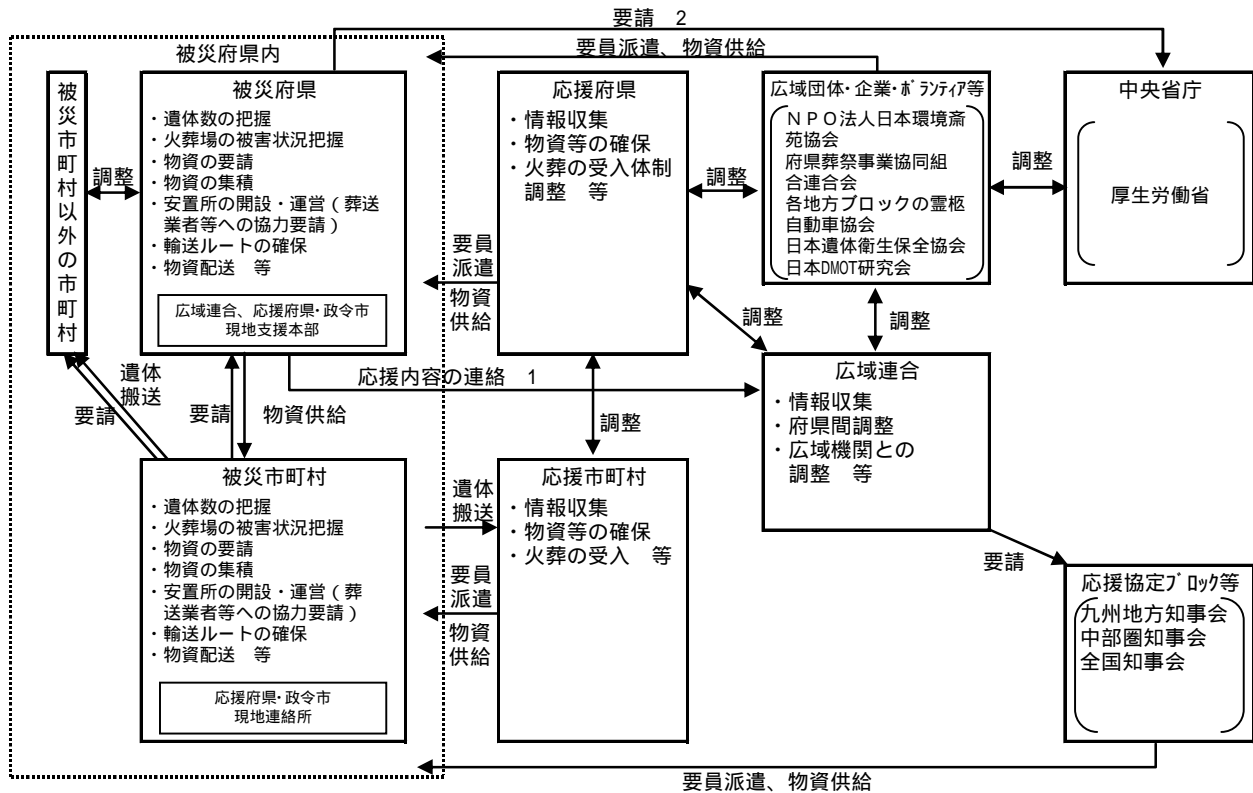
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、災害による犠牲者の遺体の処置・葬送が、遺族の意思に鑑み、迅速・的確に行われるよう、葬祭用品の調達、広域火葬の実施等に関する応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	広域火葬の実施、遺体の安置所の開設、運営に必要な職員	葬送用品(柩、納体袋、ドライアイス、その他火葬等に必要な燃料・物品) 搬送車(霊柩車、トラック)	その他遺体の葬送に必要な事項
応急対応期 (避難所期)	↓	↓	↓
復旧期 (仮設住宅期)			

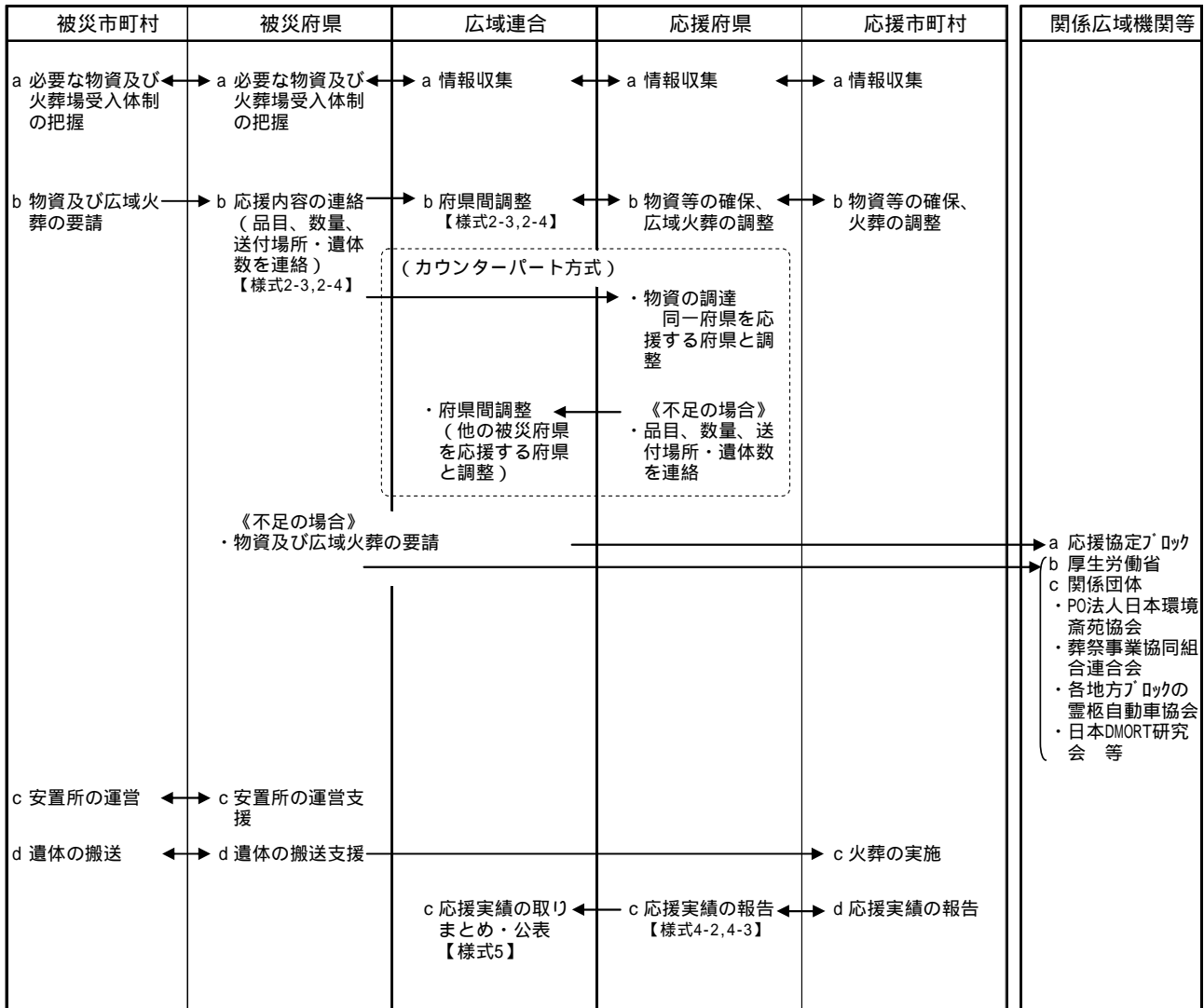
(3) フォーマーション



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

第4章 応援・受援の手順
14 遺体の葬送

(4) オペレーション



広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握及び火葬場受入体制の把握	遺体数を確認し、遺体の処置に必要な物資の数量を把握する。 自市町村内及び近隣市町村の火葬場で葬送の受入れが可能な遺体数を把握する。 遺体の安置所の開設場所を確保する。
b 物資及び広域火葬の要請	必要な物資が確保できない場合は、必要な物資に関する情報（品目、数量、送付場所）を被災府県へ連絡する。 自市町村内及び近隣市町村の火葬場で葬送の受入れが困難な場合は、広域火葬に必要な遺体数を被災府県に連絡する。
c 安置所の運営	遺体の処置に必要な要員・物資を確保し、安置所を運営する。
d 遺体の搬送	広域火葬を実施する場合は、被災府県と連携し、遺体の搬送に必要な輸送経路・手段を確保した上で、火葬場に遺体を搬送する。 遺体の搬送に必要な輸送経路・手段が確保できない場合は、被災府県に協力を要請する。

被災府県の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握及び火葬場受入体制の把握	被災市町村と連携し、遺体の処置に必要な物資の数量を把握する。管内市町村の協力を得て、管内の火葬場で葬送の受入れが可能な遺体数を把握する。
b 応援内容の連絡	管内市町村の協力を得て、被災市町村から要請のあった物資を確保し、被災市町村に供給する。 必要な物資が確保できない場合は、必要な物資に関する情報（品目、数量、送付場所）を取りまとめ、応援要請内訳書2（様式2-3）により広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）へ連絡する。管内の火葬場で葬送の受入れが困難な場合は、広域火葬に必要な遺体数を取りまとめ、応援要請内訳書3（様式2-4）により広域連合へ連絡する。 構成団体・連携県で対応が困難な場合は、厚生労働省、関係団体に支援を要請する。
c 安置所の運営支援	不足する要員を調整する等により、安置所の運営を支援する。
d 遺体の搬送支援	広域火葬を実施する場合は、被災市町村と連携し、遺体の搬送に必要な輸送経路・手段を確保した上で、火葬場に遺体を搬送する。遺体の搬送に必要な輸送経路・手段が確保できない場合は、広域連合に協力を要請する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	被災府県から要員の派遣、物資の調達及び広域火葬に係る応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援府県、関係団体等と調達可能な物資の数量や輸送経路・手段を調整の上、応援計画内訳書2（様式2-3）及び同内訳書3（様式2-4）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 （カウンターパート方式の場合） 幹事府県から要請のあった要員・物資等を確保できない旨や広域火葬を求める旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に要員・物資等の確保及び輸送を依頼する。 構成団体・連携県で対応が困難な場合は、応援協定ブロックに応援を要請する。
c 応援実績の取りまとめ・公表	応援府県の応援実績をとりまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。 府県内の火葬場の被災状況を確認し、受入可能数を把握する。
b 物資等の確保、広域火葬の調整	広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村、府県内企業等と調整し、要員及び物資を確保する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政

	<p>令市で要請のあった要員・物資を確保できないときは、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。</p> <p>管内市町村の受入可能数により広域火葬の調整を行い、連絡する。</p> <p>各地方ブロックの霊柩自動車協会へ遺体の輸送について協力を要請する。</p>
c 応援実績の報告	<p>要員の派遣・物資の送付状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書2（様式4-2）により、その状況を報告する。</p>

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	<p>応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。</p> <p>受入可能遺体数を把握する。</p>
b 物資等の確保、火葬の調整	<p>応援府県等から要請のあった要員を派遣し、物資を調達する。</p>
c 火葬の実施	<p>応援府県等から要請のあった遺体を受入れ、火葬する。</p>
d 応援実績の報告	<p>要員の派遣・物資の送付状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、その状況を報告する。</p>

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	<p>広域連合からの要請に基づき、構成団体間で調整の上、物資の供給を行う。</p>
b 厚生労働省	<p>被災府県からの要請に基づき、遺体の処置に必要な物資の供給、遺体の搬送等について、関係機関・団体に協力を要請する。</p>
c 関係団体	<p>NPO 法人日本環境斎苑協会、葬祭事業協同組合連合会は、被災府県からの要請に基づき、会員に対し協力要請を行い、被災地に必要な物資を供給する。</p> <p>各地方ブロックの霊柩自動車協会は、被災府県からの要請に基づき、被災市町村から火葬市町村まで遺体の搬送を行う。</p> <p>日本遺体衛生保全協会は、被災府県からの要請に基づき、遺体の処理を行う。</p> <p>日本 DMORT (Disaster Mortuary Operational Response Team : 災害死亡者家族支援チーム) 研究会は、被災府県からの要請に基づき、遺体安置所での遺族のケアの支援を行う。</p>

<留意事項>

(遺族の意思の尊重)

遺体の葬送にあたっては、遺族の意思を尊重した上で、迅速に行う。

(遺体の搜索期間等)

広域実動機関の遺体の搜索については、予め搜索期間や動員体制等について定め、時間の経過とともに十分に検討する必要がある。

[参考] 災害救助法施行令第9条に基づく厚生労働省告示の基準によれば、行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索の期間については、「災害発生の日から10日以内」とされており、災害発生の日から11日以上経過してもなお搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして厚生労働大臣(市町村長の場合は知事)に申請することとされている。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由

エ その他（延長することによって捜索されるべき遺体数等）

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）（抜粋）

第9条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準（ ）に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

（ ）平成12年3月31日厚生省告示第144号「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

15 被災建築物等の危険度判定

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.49]

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

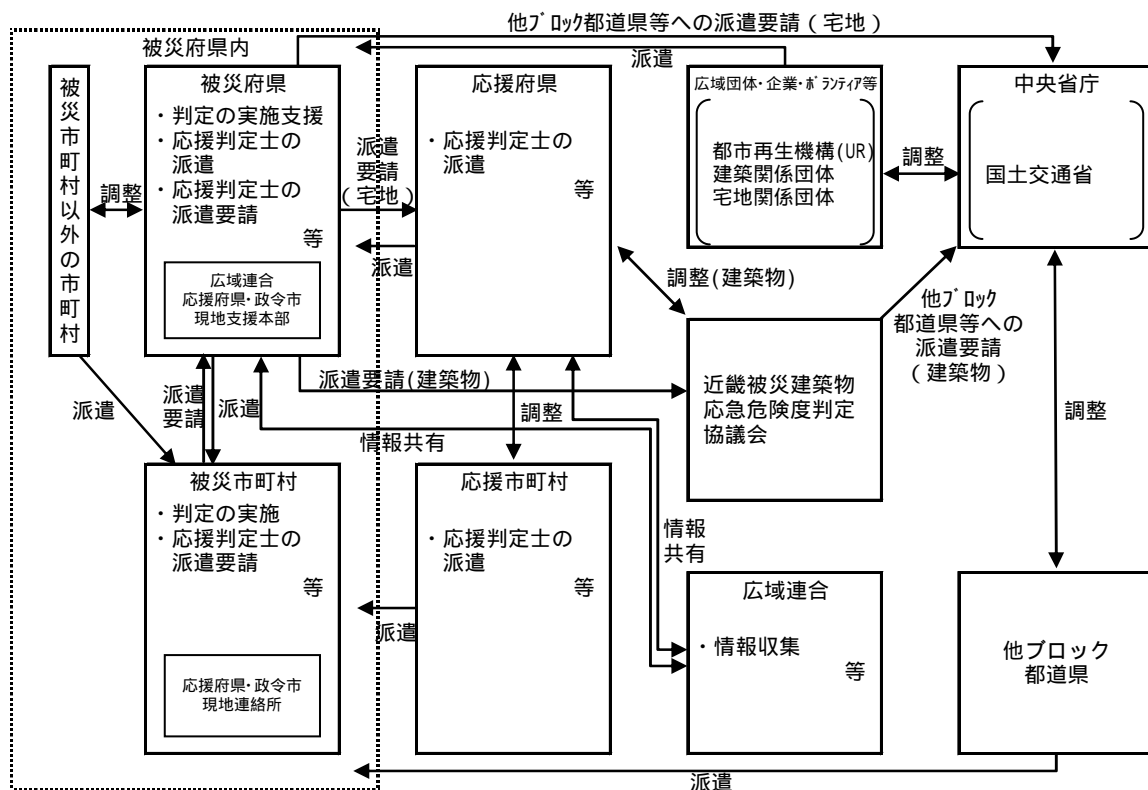
被災した建築物の倒壊や宅地の崩落から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の派遣が必要である。前者は近畿被災建築物応急危険度判定協議会、後者は国土交通省により派遣調整が行われる。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、情報収集に当たり、被災府県等の求めに応じ、必要な支援を行う。

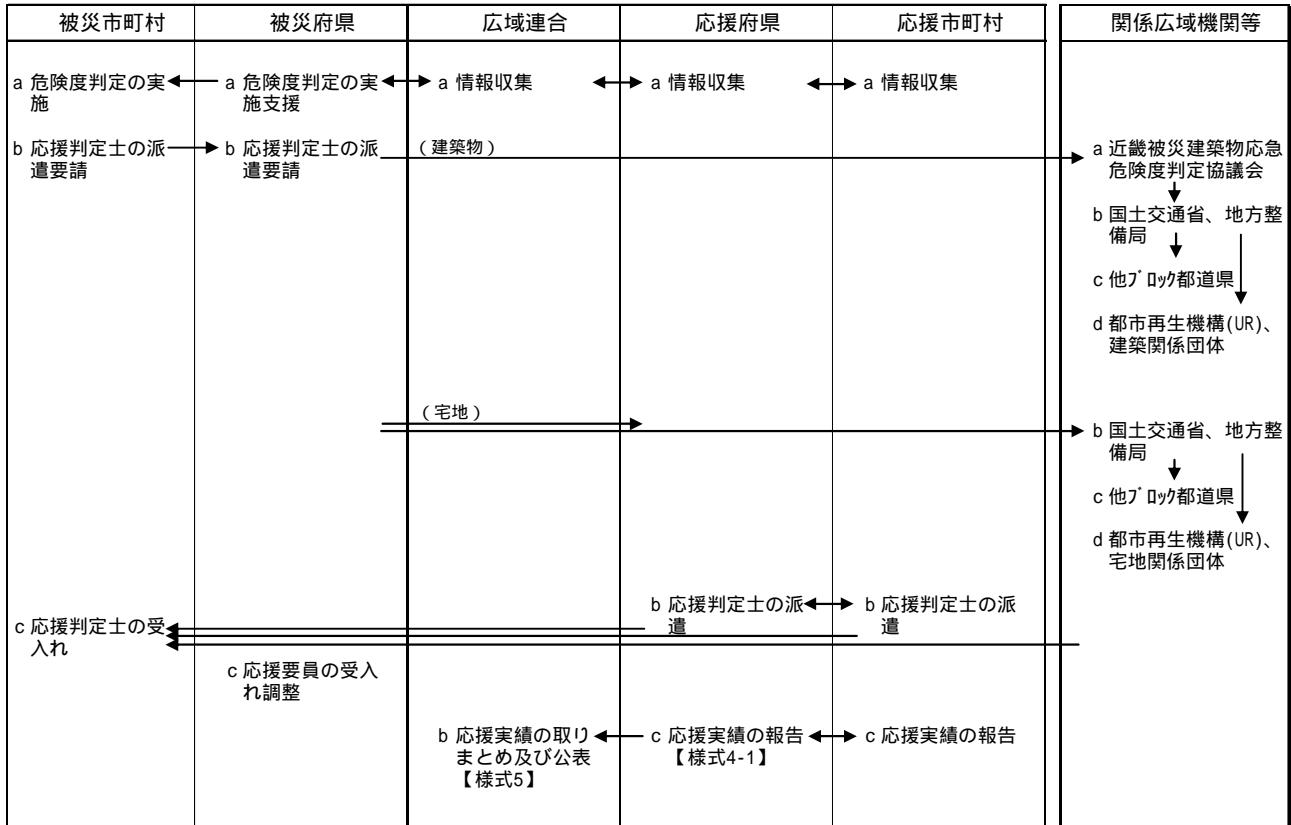
(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	国等の関与により派遣調整が行われる要員 被災建築物応急危険度判定士の派遣 被災宅地危険度判定士の派遣 (判定資機材を持参)		
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	↓		

(3) フォーマーション



(4) オペレーション



被災市町村の業務

項目	内容
a 危険度判定の実施	被災状況を把握し、判定の実施の要否を決定する。 被災府県へ支援を要請する。 実施本部、判定拠点を設置する。 判定実施計画を作成する。 住民へ判定実施を広報するとともに、住民相談窓口を設置する。 判定資機材を準備する。 判定士へ参集を要請し、受け入れる。 判定を実施し、その結果を集計する。
b 応援判定士の派遣要請	判定士が不足する場合は、被災府県に応援判定士の派遣を要請する。
c 応援判定士の受入れ	応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。 応援判定士が交替すること等を考慮しながら、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。

被災府県の業務

項目	内容
a 危険度判定の実施支援	被災状況を把握する。 支援実施計画(応援判定士の派遣、判定資機材の提供等)を作成する。 応援判定士を派遣する。
b 応援判定士の派遣要請	被災市町村で判定士が不足する場合は、管内市町村に応援判定士の派遣を要請する。 管内で判定士(建築物)が不足する場合は、近畿被災建築物応急危険度判定協議会に判定士(建築物)の派遣を要請する。 管内で判定士(宅地)が不足する場合は、応援府県又は国土交通省に

	判定士（宅地）の派遣を要請する。
c 応援要員の受入れ調整	応援市町村の派遣申し出を取りまとめ、管内市町村への応援要員の振り分けの調整を行う。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 応援実績の取りまとめ及び公表	応援府県の応援実績を取りまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所等を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 応援判定士の派遣	被災府県等から応援判定士の派遣要請があったときは、管内市町村と連携し、応援判定士を派遣する。
c 応援実績の報告	派遣状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）により派遣状況を報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 応援判定士の派遣	応援府県等から要請のあった応援判定士を派遣する。
c 応援実績の報告	派遣状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、派遣状況を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 近畿被災建築物応急危険度判定協議会	被災府県からの要請に基づき、協議会構成団体（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）と調整し、応援判定士（建築物）を被災市町村へ派遣する。 構成団体・連携県で応援判定士（建築物）を確保できない場合は、国土交通省、地方整備局へ派遣を要請する。
b 国土交通省、地方整備局	近畿被災建築物応急危険度判定協議会又は被災府県からの要請に基づき、他ブロック都道府県、都市再生機構（UR）等と調整し、応援判定士を被災市町村へ派遣する。
c 他ブロックの都道府県	国土交通省又は地方整備局からの要請に基づき、応援判定士を被災市町村へ派遣する。
d 都市再生機構（UR）、建築関係団体、宅地関係団体	国土交通省又は地方整備局からの要請に基づき、応援判定士を被災市町村へ派遣する。

< 留意事項 >

（既存マニュアルに基づく判定）

被災建築物応急危険度判定の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定必携（2010年12月全国被災建築物応急危険度判定協議会）に基づき、適切に実施する。

被災宅地危険度判定の実施にあたっては、被災宅地危険度判定業務実施マニュアルに基づき、適切に実施する。

16 応急仮設住宅の整備・確保

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.68]

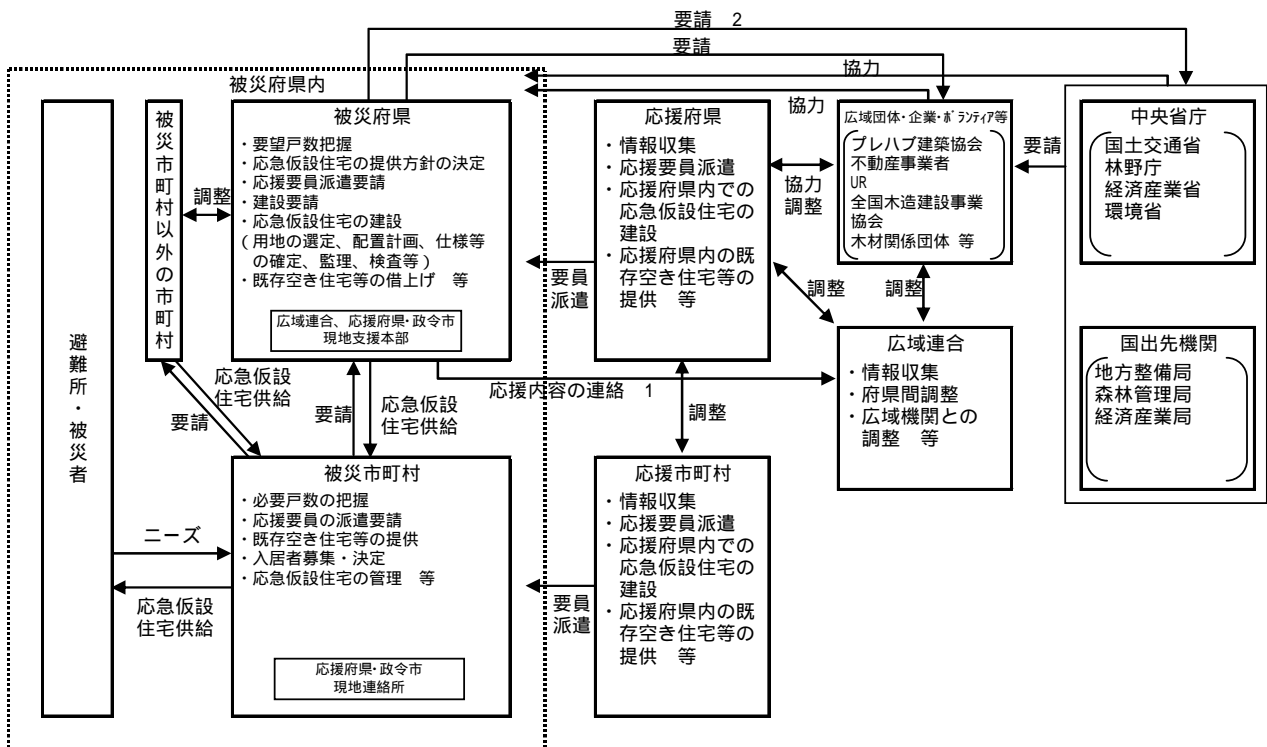
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、住宅を失った被災者に対する住生活の早期確保を図るため、関係団体等と連携し応急仮設住宅の迅速な整備・確保に係る職員等の派遣、建設用地の貸与等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	<p>工事監理や検査等の要員など応急仮設住宅建設に必要な職員の派遣</p> <p>借上げ住宅による応急仮設住宅提供に係る事務の支援を行う職員の派遣</p> <p>応急仮設住宅の入居に係る事務の支援を行う職員の派遣</p>		<p>建設用地の貸与</p> <p>既存空き住宅等提供</p>

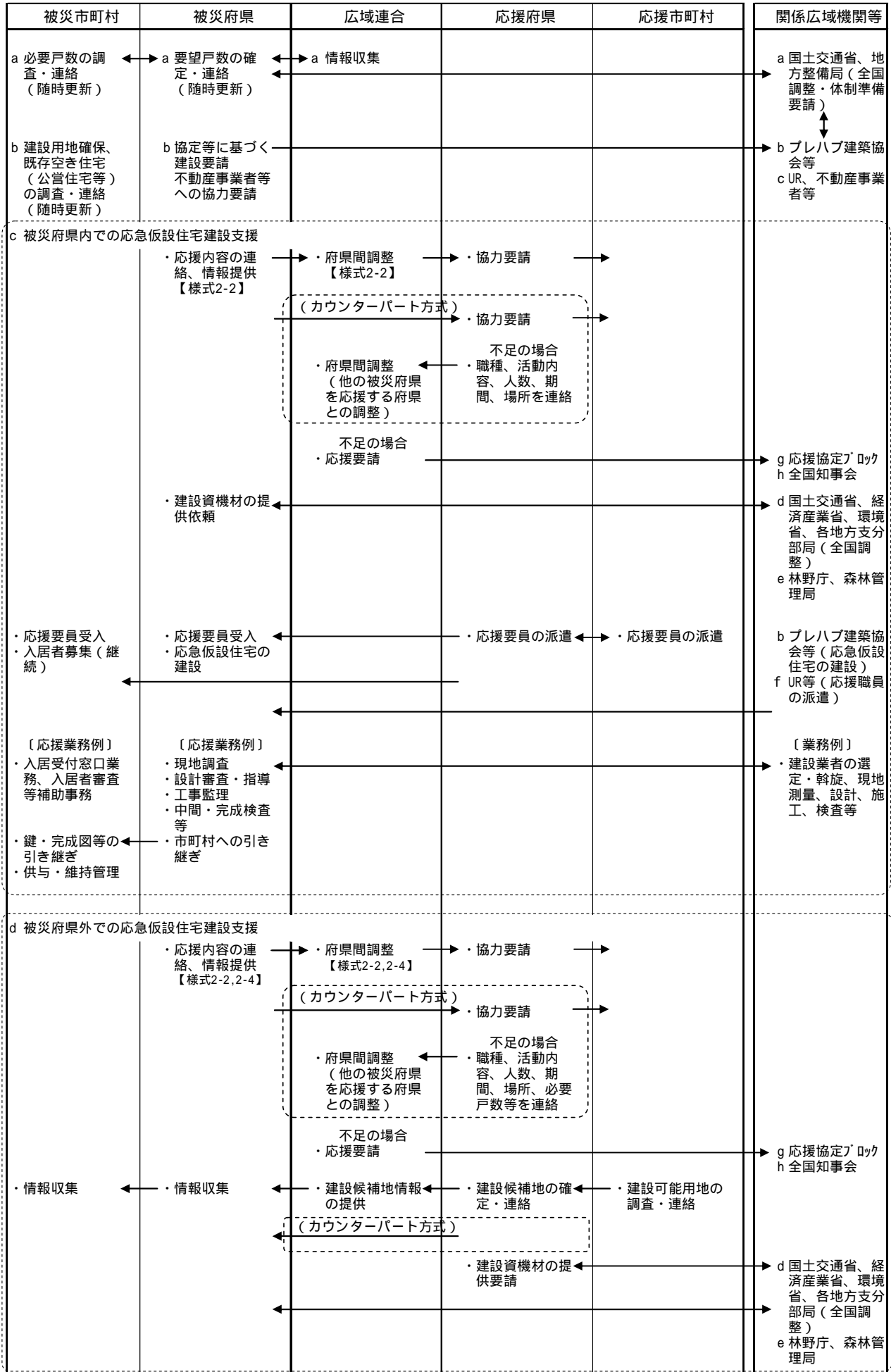
(3) フォーマーション

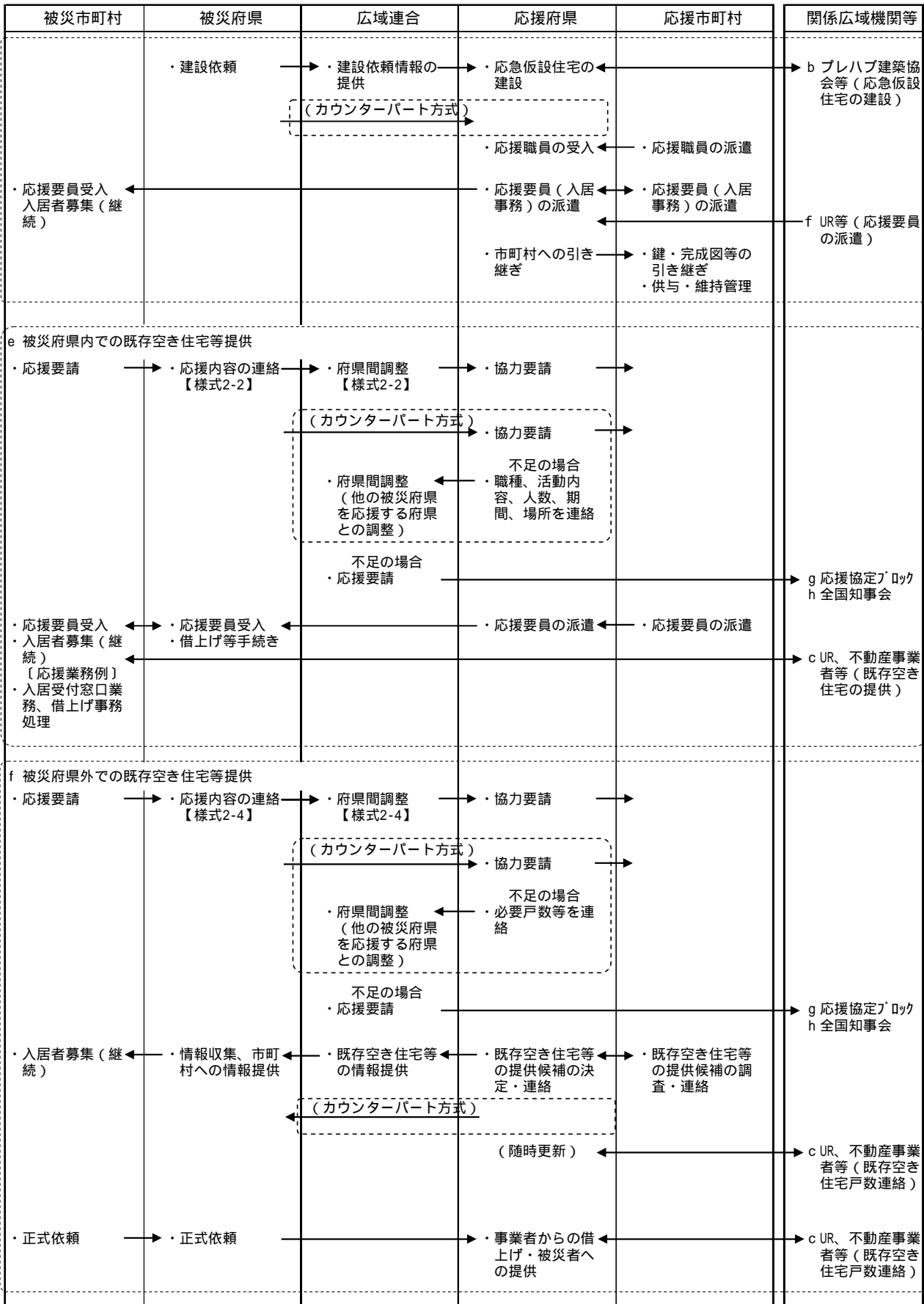


- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

第4章 応援・受援の手順
16 応急仮設住宅の整備・確保

(4) オペレーション





広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 必要戸数の調査・連絡（随時更新）	避難者へのヒアリング等により、応急仮設住宅の必要（見込み）戸数を調査・推計し、被災府県に報告する。 なお、随時再調査を行い、より正確な必要戸数を把握し、被災府県に報告する。
b 建設可能用地の確保（随時更新）	建設候補地の被災状況、使用可能性等の調査を行うとともに、避難者の意向等を聴取又は想定の上、選定された候補地を被災府県に連絡する。 既存空き住宅（公営住宅・民間住宅）の被災状況、使用可能性等の確認を行い、応急仮設住宅として使用可能な既存空き住宅を被災府県に連絡する。
c 被災府県内での応急仮設住宅での受入	他自治体からの応援要員を受け入れ、入居事務等を分担する。 早期に入居者の募集を開始するとともに、完成後の速やかな供与に備え、高齢者・障害者等の個々の世帯の必要度に応じた募集方法や入居管理の方針を検討・決定する。入居者の募集を継続して実施する。 応急仮設住宅の建設完了後、被災府県から引継ぎを受け、被災者に供与する。 引継ぎを受けた応急仮設住宅の維持管理を行う。
d 被災府県外での応急仮設住宅への居住調整	建設候補地の情報収集を行い、被災者の意向との調整を行う。 他自治体からの応援要員を受け入れ、入居事務等を分担する。 入居者の募集を継続して実施する。
e 被災府県内での既存空き住宅等提供	既存空き住宅等の必要戸数等に応じて、応援要員の派遣を要請する。 他自治体からの応援要員を受け入れ、入居事務等を分担する。 入居者の募集を継続して実施する。
f 被災府県外での既存空き住宅の提供	被災府県内の応急仮設住宅の不足戸数や被災者の意向等を踏まえ、応援府県の既存空き住宅による応急仮設住宅提供を依頼する。 入居者の募集を継続して実施する。 入居決定物件について、応急仮設住宅提供を被災府県へ正式に依頼する。

被災府県の業務

項目	内容
a 要望戸数の確定・報告（随時更新）	被害状況からの推計や被災市町村の要望戸数を踏まえて、応急仮設住宅の必要（見込み）戸数を確定させ、広域連合等へ報告する。 なお、随時再調査を行い、より正確な必要戸数を確定させ、広域連合等へ報告する。
b 協定等に基づく建設要請 不動産事業者等への協力要請	応急仮設住宅の建設や既存空き住宅の提供に向け、協定等に基づきプレハブ建築協会や不動産事業者等へ協力を要請する。

c 被災府県内での応急仮設住宅建設支援	<p>建設規模等を踏まえ、応急仮設住宅建設業務に係る必要な応援要員の人数等を広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)に連絡する。</p> <p>他自治体やUR等からの応援要員を受け入れ、業務を分担する。</p> <p>なお、建設工事の段階に応じて、建築、機械・設備・電気、土木等の各職種の派遣時期等の調整を行う。</p> <p>プレハブ建築協会等へ建設戸数を提示し、建設事業者の斡旋要請を行う。</p> <p>必要に応じて応急仮設住宅建設資機材の提供について関係省庁と調整を行う。</p> <p>協定団体等の協力を得て、建設候補地の現地確認を行い、建設用地を確定する。</p> <p>協定団体等に建設用地の配置計画等を求め、その内容を確認する。</p> <p>定められた仕様に加えて、被害や避難者の状況に応じて追加仕様等の検討を行う。</p> <p>協定団体から斡旋を受けた建設事業者等と、配置計画案などの協議を行い、工期予定や見積等を徴収し、建設指示(発注に相当)を行う。</p> <p>工事の進捗管理を行い、工事の節目に可能な範囲で検査を行う。</p> <p>検査は、緊急性を要する仮設建築物であることを踏まえ、合理的に行う。</p> <p>検査終了後、引渡しを受け、管理者となる市町村へ引き継ぐ。</p>
d 被災府県外での応急仮設住宅建設支援	<p>被災府県内の建設候補地の状況等を踏まえ、応援府県での必要な応急仮設住宅の建設数等を広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)に連絡する。</p> <p>被災府県外の建設候補地情報及び国土交通省の調整情報等を収集し、応援府県へ建設依頼戸数を検討する。</p> <p>応援府県での建設依頼戸数を確定し、広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)へ建設依頼を行う。</p> <p>入居事務等に係る必要な応援要員の人数等を広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)に連絡する。</p>
e 被災府県内での既存空き住宅等提供	<p>既存空き住宅等の提供予定戸数を踏まえ、借上げ手続きや入居事務等に係る必要な応援要員の人数等を広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)に連絡する。</p> <p>他自治体からの応援要員を受け入れ、借上げ手続きや入居事務等を分担する。</p> <p>借上げ契約手続き等を実施する。</p>
f 被災府県外での既存空き住宅の提供	<p>被災府県内の応急仮設住宅の不足戸数や被災者の意向等を踏まえ、応援府県の既存空き住宅による応急仮設住宅提供を広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)に依頼する。</p> <p>応援府県の既存空き住宅等提供候補情報を、市町村に提供し、調整を行う。</p> <p>入居決定物件について、応急仮設住宅提供を応援府県へ依頼する。</p>

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	被災府県の応急仮設住宅の必要(見込み)戸数を確認し、応援体制の検討を開始する。
b 情報収集	応急仮設住宅の提供方針、建設候補地等の情報をもとに応援要請内容を想定し、応援府県等との調整を開始する。
c 被災府県内での応急仮設住宅建設支援	被災府県からの応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援計画内訳書(様式2-2)を

	作成し、応援要員の必要人数等を応援府県等へ連絡する。
d 被災府県外での応急仮設住宅建設支援	被災府県からの応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援計画内訳書(様式2-2,2-4)を作成し、必要戸数、応援要員の必要人数等を応援府県等へ連絡する。応援府県の建設候補地の情報をもとに建設計画を作成し、被災府県に情報提供を行う。 被災府県からの建設依頼に基づき、応援府県へ建設依頼を行う。
e 被災府県内での既存空き住宅等提供	被災府県からの応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援計画内訳書(様式2-2)を作成し、応援要員の必要人数等を応援府県等へ連絡する。
f 被災府県外での既存空き住宅の提供	被災府県からの応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援計画内訳書(様式2-4)を作成し、必要戸数等を応援府県等へ連絡する。 応援府県の既存空き住宅等の情報をもとに提供計画を作成し、被災府県へ情報提供を行う。

応援府県の業務

項目	内容
c 被災府県内での応急仮設住宅建設支援の場合	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援市町村に連絡する。 広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)からの応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応急仮設住宅建設業務に係る職員を被災府県に派遣する。 広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)からの応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応急仮設住宅への入居事務等に係る応援要員を被災市町村に派遣する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で対応が困難な場合は、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
d 被災府県外での応急仮設住宅建設支援	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)からの応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援市町村に連絡する。 応援市町村からの建築可能用地情報をもとに建設候補地を選定し、広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)へ連絡する。 プレハブ建築協会等へ建設戸数を提示し、建設事業者の斡旋要請を行う。 必要に応じて応急仮設住宅建設資機材の提供について関係省庁と調整を行う。 協定団体等の協力を得て、建設候補地の現地確認を行い、建設用地を確定する。 協定団体等に建設用地の配置計画等を求め、その内容を確認する。 定められた仕様に加えて、被害や避難者の状況に応じて追加仕様等の検討を行う。 協定団体から斡旋を受けた建設事業者等と、配置計画案などの協議を行い、工期予定、見積等を徴収し、建設指示(発注に相当)を行う。 工事の進捗管理を行い、工事の節目に可能な範囲で検査を行う。 検査は、緊急性を要する仮設建築物であることを踏まえ、合理的に行う。

	<p>入居事務等の支援に係る応援要員を派遣する。 検査終了後、引渡しを受け、管理者となる市町村へ引き継ぐ。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で対応が困難な場合は、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。</p>
e 被災府県内での既存空き住宅等提供	<p>広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)からの応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援市町村に連絡する。 借上げ事務及び入居事務等に係る応援要員を派遣する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で対応が困難な場合は、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。</p>
f 被災府県外での既存空き住宅の提供	<p>広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)からの応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援市町村に連絡する。 応援市町村からの既存空き住宅等情報をもとに提供候補物件を選定し、広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)に連絡する(随時更新)。 被災府県からの依頼に基づき、UR、不動産事業者等との、借上げ手続きを行い、被災者に応急仮設住宅として提供する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で対応が困難な場合は、その旨を広域連合へ連絡する。</p>

応援市町村の業務

項目	内容
c 被災府県内での応急仮設住宅建設支援	<p>応援府県等から要請があった場合、応急仮設住宅建設業務に係る職員を被災府県に派遣する。 応援府県等から要請があった場合、応急仮設住宅への入居事務等に係る応援要員を被災市町村に派遣する。</p>
d 被災府県外での応急仮設住宅建設支援	<p>使用可能性や避難者の意向等を踏まえ、建設可能用地リストを作成し、応援府県に情報提供を行う。 応援府県等から要請があった場合、応急仮設住宅建設業務に係る職員を応援府県に派遣する。 応援府県等から要請があった場合、応急仮設住宅への入居事務等に係る応援要員を被災市町村に派遣する。 応急仮設住宅の建設完了後、応援府県から引継ぎを受け、被災者へ供与する。 引継ぎを受けた応急仮設住宅の維持管理を行う。</p>
e 被災府県内での既存空き住宅等提供	<p>入居事務及び借上げ事務等を応援する職員を派遣する。</p>
f 被災府県外での既存空き住宅の提供	<p>使用可能性や避難者の意向等を踏まえ、応急仮設住宅として使用可能な既存空き住宅リストを作成し、応援府県に情報提供を行う。</p>

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 国土交通省、地方整備局	<p>被災府県等の情報を収集し、広域連合と調整の上、全国からの応援要員の派遣に向けた調整を開始する。 プレハブ建築協会等関係団体および事業者へ体制準備要請を行う。 厚生労働省、財務省と応急仮設住宅の仕様、単価等について調整を行う。 被災府県等の情報を収集し、広域連合と調整の上、全国の応援要員の派遣に向けた調整を行う。</p>

b プレハブ建築協会等	<p>被災府県及び国土交通省からの要請に基づき、体制の準備を行う。 被災府県が決定した応急仮設住宅の建設予定に基づき、協定団体からの斡旋が想定させる事業者に、建設準備を依頼する。 協定に基づき、斡旋事業者の選定・斡旋を行う。 建設候補用地の現地確認に同行し、建設可能性について助言する。 確定した建設用地の配置計画案等を作成し、被災府県へ提示する。 被災府県からの建設指示に基づき、詳細設計及び建設工事を行う。 各社、各団地の工事の進行管理等を行い、必要に応じて被災府県と協議を行う。 被災府県の検査に先立ち、事前検査を行う。</p>
c UR、不動産事業者等	<p>被災府県及び国土交通省からの要請に基づき、体制の準備を行う。 既存空き住宅等の提供可能戸数の調査を行う。 既存空き住宅等の提供可能戸数を、被災府県に連絡する。 被災府県が要請した既存空き住宅等を応急仮設住宅として提供準備を開始する。 被災府県が要請した既存空き住宅等を、応急仮設住宅として借上げ手続きを行い、提供する。 (被災府県外での既存空き住宅の提供のため) 既存空き住宅等の提供可能戸数を、応援府県に情報提供する。</p>
d 国土交通省、経済産業省、環境省、各地方支分部局	<p>府県からの要望に応じて応急仮設住宅建設資機材の提供に係る調整を行う。</p>
e 林野庁、森林管理局	<p>被災府県からの要請により、国有林からの木材供給や関係団体への木材供給要請等を行う。</p>
f UR等	<p>被災府県からの要請により、応急仮設住宅建設業務に係る職員を被災府県に派遣する。</p>
g 応援協定ブロック	<p>広域連合からの要請に基づき、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。</p>
h 全国知事会	<p>広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道県は、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。</p>

<留意事項>

(仮設住宅建設候補地リストの随時更新)

府県・市町村において平常時に随時建設候補地リストの更新を行う。

(迅速な仮設住宅の確保)

被災者が早急に入居できるよう、協定先の団体の協力を得て、迅速に仮設住宅を確保する。

(既存空き住宅の提供方法)

既存空き住宅(みなし仮設住宅)の提供方法については、東日本大震災の実績等も踏まえ、今後さらなる検討が必要である。

(環境に応じた仮設住宅)

建設地の環境に応じた応急仮設住宅の仕様をあらかじめ検討しておくことが重要である。

(例：寒冷地仕様 等)

(木材の積極利用)

応急仮設住宅の建設に当たっては、地域資源である木材と地域活力の積極的利用が図られるよう全国木造建設事業協会等の活用による木造応急仮設住宅の建設についても検討を行う。

(コミュニティ形成への配慮)

応急仮設住宅の玄関が向かい合わせとなる配置や集会所の設置等によりコミュニティの形成に配慮する必要がある。

応急仮設住宅の斡旋に当たっては、被災前のコミュニティを維持できるように配慮する。

応急仮設住宅の入居者同士のつながりを深め、共同生活のルールづくりが円滑に進むように、入居者による自治組織の立ち上げと運営を支援する必要がある。

入居者のコミュニティづくりの拠点として集会所の設置が有効である。集会所の運営に入居者が参画するのは当然であるが、入居者中心の体制では入居者の退去により徐々に運営を確保できなくなるおそれがあるので、社会福祉協議会など地域の団体が関与して一定レベルの運営が維持できるように配慮する必要がある。

(効率的・効果的な住宅の確保)

避難所から応急仮設住宅へ移る流れに加えて、自宅の再建、災害公営住宅の整備、民間賃貸住宅の活用等を組み合わせた、被災者の資力やニーズも踏まえた公平で効率的・効果的な住まいの確保策を検討する。また、災害時に応急的に建設された住宅が、将来にわたって有効に活用されるような方策について検討する。

17 社会基盤施設の緊急対策及び復旧

17-1 全般

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38, p.64, p.82]

道路、鉄道、港湾、漁港、空港・ヘリポート、海岸、河川、砂防施設、治山施設、林業用施設、農地・農業用施設、集落排水施設の緊急対策及び復旧は、基本的に同じ動きであるため、集約して記載。特定分野のみに該当する記載については、適宜書き分ける。

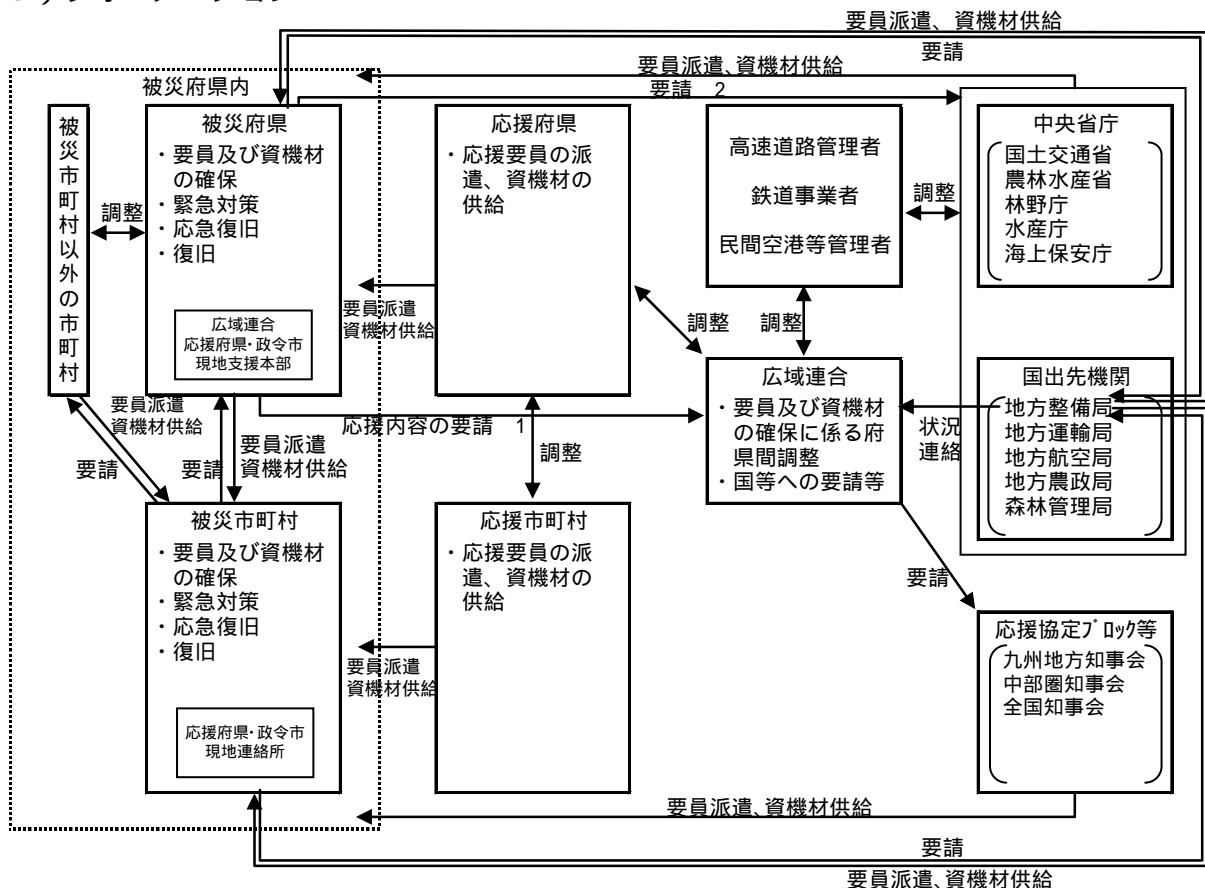
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、施設等を早期に復旧するとともに被害の拡大及び二次災害を防止するため、施設等の緊急点検及び被災施設等の復旧に必要な資機材の供給や職員の派遣等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	緊急対策要員(土木職、農業土木職等)の派遣	緊急対策用資機材の供給 (双眼鏡、ハンマー等の点検用具、デジタルカメラ等の記録用具などの点検器具)	
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	応急復旧要員(土木職、農業土木職等)の派遣 復旧要員(土木職、農業土木職等)の派遣	応急復旧用資機材(トラック、クレーン付トラック、油圧ショベル等の重機、土のう、木杭等の資材)の供給 復旧用資機材(トラック等の重機、山砂等の資材)の供給	

(3) フォーマーション



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県	応援市町村	関係広域機関等
<p>a 要員及び資機材の確保</p>	<p>a 要員及び資機材の確保 《不足の場合》 ・広域連合又は応援府県に応援内容を連絡 【様式2-2,2-3】 (手順の詳細は「1-2 輸送経路・手段の確保」「1-3 応援要員の派遣」を参照)</p> <p>《構成府県・連携県で不足の場合》 ・関係広域機関等に要請</p>	<p>a 府県間調整 【様式2-2,2-3】 (カウンターパート方式)</p> <p>a 府県間調整</p>	<p>a 応援要員の派遣、資機材の供給</p> <p>a 応援要員の派遣、資機材の供給 《不足の場合》 ・広域連合への調整依頼</p>	<p>a 応援要員の派遣、資機材の供給</p>	<p>a 応援協定ブック b 全国知事会 c 国土交通省、地方整備局 d 国土交通省、地方運輸局 e 国土交通省、地方航空局 f 農林水産省、地方農政局 g 水産庁</p> <p>c 国土交通省、地方整備局 h 高速道路管理者 d 国土交通省、地方運輸局 i 鉄道事業者 e 国土交通省、地方航空局 j 民間空港等管理者 k 局 海上保安庁 l</p>
<p>b 緊急対策 ・施設の利用規制 ・緊急点検・情報収集 ・障害物の除去、道路・航路の啓開 ・施設の利用可否情報等の周知</p> <p>c 応急復旧 ・管理施設の応急復旧工事</p> <p>d 復旧 ・管理施設の復旧工事</p>	<p>b 緊急対策 ・施設の利用規制 ・緊急点検・情報収集 ・障害物の除去、道路・航路の啓開 ・施設の利用可否情報等の周知</p> <p>c 応急復旧 ・管理施設の応急復旧工事</p> <p>d 復旧 ・管理施設の復旧工事</p>	<p>b 施設管理者等への早期復旧要請</p>			

広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 要員及び資機材の確保	管理施設等の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要な要員及び資機材（点検器具、重機等）を確保する。 自市町村内で必要な要員及び資機材を確保できない場合は、近隣市町村又は被災府県に応援を要請する。
b 緊急対策	管理施設等の緊急点検を行うとともに、関係機関から情報を収集する。 管理施設等の利用規制を実施する。 施設上の障害物を除去する。道路・航路の啓開を行う。 管理施設の被害状況・利用可否情報、危険箇所の点検結果等を報道機関、インターネット等を通じて広く周知する。
c 応急復旧	がれきを撤去し、管理施設等の応急復旧工事を実施する。 災害査定に係る資料を作成する。
d 復旧	管理施設等の復旧工事を実施する。

被災府県の業務

項目	内容
a 要員及び資機材の確保	管理施設等の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要な要員及び資機材（点検器具、重機等）を確保する。 被災市町村から応援要請があった場合は、管内の被災していない市町村と調整し、必要な要員及び資機材を確保する。 緊急対策、応急復旧及び復旧において府県内で要員・資機材を確保できない場合は、広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）に、応援要請内訳書1（様式2-2）又は同内訳書2（様式2-3）により応援内容を連絡する。 構成団体・連携県で必要とする要員・資機材を確保できない場合は、関係省庁へ支援を要請する。
b 緊急対策	管理施設等の緊急点検を行うとともに、関係機関から情報を収集する。 管理施設等の利用規制を実施する。 施設上の障害物を除去する。道路・航路の啓開を行う。 管理施設等の被害状況・利用可否情報、危険箇所の点検結果等を報道機関、インターネット等を通じて広く周知する。
c 応急復旧	がれきを撤去し、管理施設等の応急復旧工事を実施する。 災害査定に係る資料を作成する。
d 復旧	管理施設等の復旧工事を実施する。

広域連合の業務

項目	内容
a 要員及び資機材の確保	
(a) 府県間調整	被災府県から応援要員、資機材（点検器具、重機等）に係る応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援府県と調整の上、応援計画内訳書1（様式2-2）又は同内訳書2（様式2-3）を作成し、被災府県及び応援府県に連絡する。 （カウンターパート方式の場合） 幹事府県から応援要員又は資機材を確保できない旨の連絡があった場合は、他の被災府県を応援する幹事府県に応援要員の派遣等を依頼する。
(b) 応援要請	構成団体・連携県で必要とする要員・資機材を確保できない場合は、協定等に基づき、応援協定ブロック、全国知事会へ応援を要請する。
b 施設管理者への早期復旧要請	必要に応じ、施設管理者に施設の早期復旧を要請する。〔道路：国土交通省、高速道路管理者、鉄道：国土交通省、鉄道事業者、空港：国土交通省、民間空港等管理者〕

応援府県の業務

項目	内容
a 応援要員の派遣、資機材の供給	広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援要員又は資機材（点検器具、重機等）を、管内市町村と連携して確保し、派遣又は供給する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で応援要員又は資機材を確保できない場合は、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 応援要員の派遣、資機材の供給	応援府県等から要請のあった応援要員又は資機材(点検器具、重機等)を、応援府県と連携して確保し、派遣又は供給する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、応援要員又は資機材(点検器具、重機等)を確保し、被災自治体へ派遣・供給する。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援都道府県を被災府県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災府県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災府県を応援することとされた都道府県は、物資を調達し、被災地へ供給する。
c 国土交通省、地方整備局	国管理施設の啓開・復旧を行う。 必要に応じて、災害対策現地情報連絡員(リエゾン)、緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設、設備の応急復旧活動等に関して被災府県等が行う活動に対する支援を実施する。
d 国土交通省、地方運輸局	鉄道の被害状況を早急に把握し、鉄道事業者に対して早期復旧を要請する。
e 国土交通省、地方航空局	国管理施設の復旧を行う。〔空港〕
f 農林水産省、地方農政局	必要に応じて、水土里災害派遣隊を被災地に派遣し、農地、農業用施設、集落排水施設及び農地海岸の被災状況を把握し、府県、市町村が行う災害復旧事業(応急復旧を含む)に関する指導、調整を行う。
g 水産庁	被災府県からの要請に基づき、応援要員等の調整を行い、被災地の早期復旧を支援する。〔漁港〕
h 高速道路管理者	高速道路の啓開・復旧を行う。
i 鉄道事業者	管理施設の被害状況を早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、復旧を行う。
j 民間空港等管理者	管理施設の被害状況を早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、復旧を行う。
k 林野庁、森林管理局	被災府県からの要請に基づき、応援要員等の調整を行い、被災地の早期復旧を支援する。〔治山施設及び林業用施設〕 国管理施設の復旧を行う。〔山地〕
l 海上保安庁	港内における船舶交通の安全確保のための航行の制限、航路標識の復旧、水深の調査等を行う。

<留意事項>

(道路)

道路管理者は、緊急輸送道路や幹線道路など、重要な路線の早期啓開、応急復旧を優先して実施する。

(港湾・漁港・海岸・河川)

港湾施設、漁港施設、海岸保全施設、河川管理施設の緊急点検に当たっては、津波の襲来に十分注意し、職員等の安全確保を優先する。

(空港・ヘリポート)

防災ヘリ、ドクターヘリが早期に発着できるよう空港・ヘリポートの優先的な復旧、確保を行う。

17 - 2 水道

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.64]

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

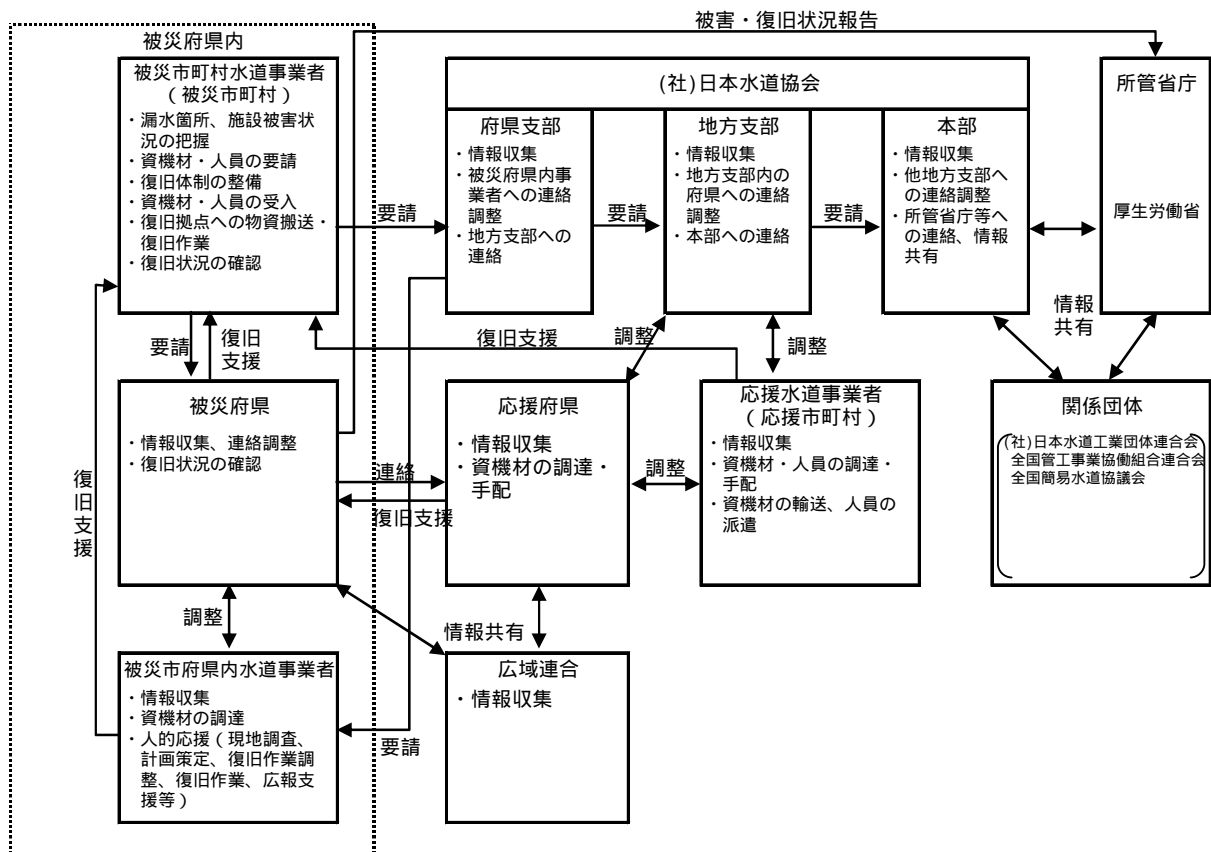
水道の復旧に関する応援・受援活動は、基本的に(社)日本水道協会の相互応援の枠組みにより実施される。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における水道の復旧に関する情報を収集し、(社)日本水道協会地方支部等の求めに応じ、必要な支援を行う。

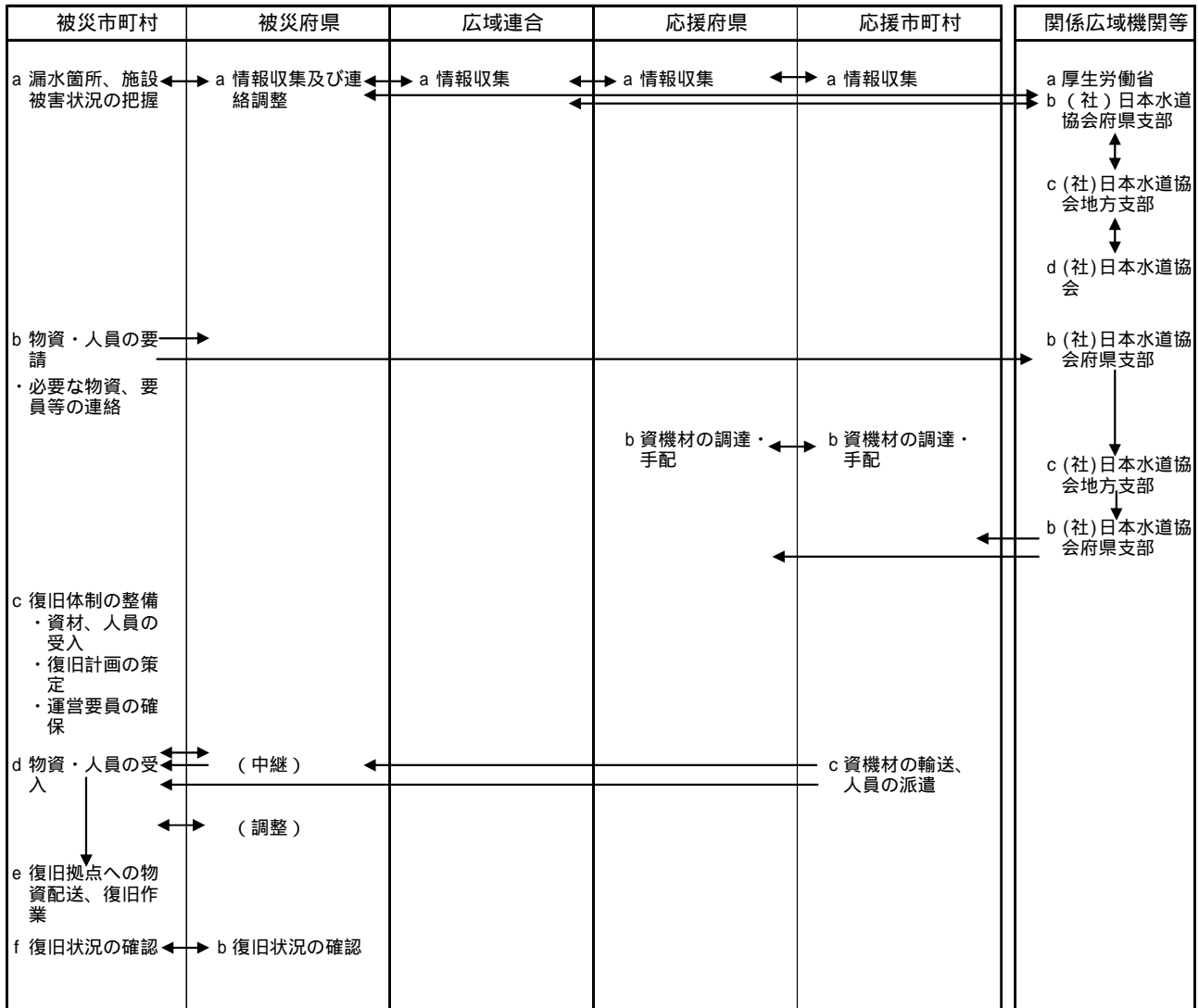
(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	漏水箇所の調査や復旧工事など復旧活動に必要な職員の派遣	復旧資機材の供給 ・水道管 ・接合部材 ・掘削機材 ・土留資材 等	関係機関・団体との連絡調整 その他水道の復旧に必要な事項
応急対応期 (避難所期)	↓	↓	↓
復 旧 期 (仮設住宅期)	↓	↓	↓

(3) フォーマーシオン



(4) オペレーション



被災市町村水道事業者（被災市町村）の業務

項目	内容
a 漏水箇所・施設被害状況の把握	被災市町村で管路や水道施設で被害を受けた箇所を確認・点検し、必要な復旧作業及び資機材を把握する。
b 物資・人員の要請	被害状況により、被災市町村が自ら復旧作業を行うことが難しい場合は被災府県もしくは(社)日本水道協会府県支部へ応援要請を行う。
c 復旧体制の整備	復旧拠点の運営に係る人員を確保する。 復旧資機材、作業人員の受け入れ体制を整備する。 復旧人員の割当など復旧計画を作成する。
d 物資・人員の受入	復旧用資機材の集積拠点に要員を待機させ、資機材を受け取る。 復旧作業の応援人員の待機場所の確保、復旧人員の割当等を行う。
e 復旧拠点への物資搬送・復旧作業	復旧拠点に復旧用資機材を搬送する。 確保した人員、資機材により復旧工事を実施する。
f 復旧状況の確認	被災府県と連携し、漏水状況等から復旧状況を確認する。

被災府県の業務

項目	内容
a 情報収集及び連絡調整	被災市町村と連携し、被害状況を確認し、必要な復旧作業及び資機材を把握する。
	管内の水道施設の被害・復旧状況を取りまとめ、厚生労働省に報告する。
b 復旧状況の確認	被災市町村と連携し、漏水状況等から復旧状況を確認する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	被災府県からの報告に基づき、被害状況を確認する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	被災府県からの報告に基づき、被害状況を確認する。
b 資機材の調達・手配	(社)日水協地方支部からの要請に基づき、府県支部と連携するとともに、管内(社)日水協会員(市町村水道事業者等)と調整し、調達・手配する。

応援市町村水道事業者(応援市町村)の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等からの報告に基づき、被害状況を確認する。
b 資機材及び人員の調達・手配	必要に応じ応援府県と連携しながら、管轄府県支部から要請のあった資機材を調達し、また、派遣人員を確保する。
c 資機材の輸送、人員の派遣	bの調整が整った場合は、資機材の輸送、人員の派遣を行う。資機材を提供し、必要に応じて資材の積み下ろし要員を被災地の復旧拠点等に派遣する。 復旧作業人員を派遣する。

関係広域機関等の業務

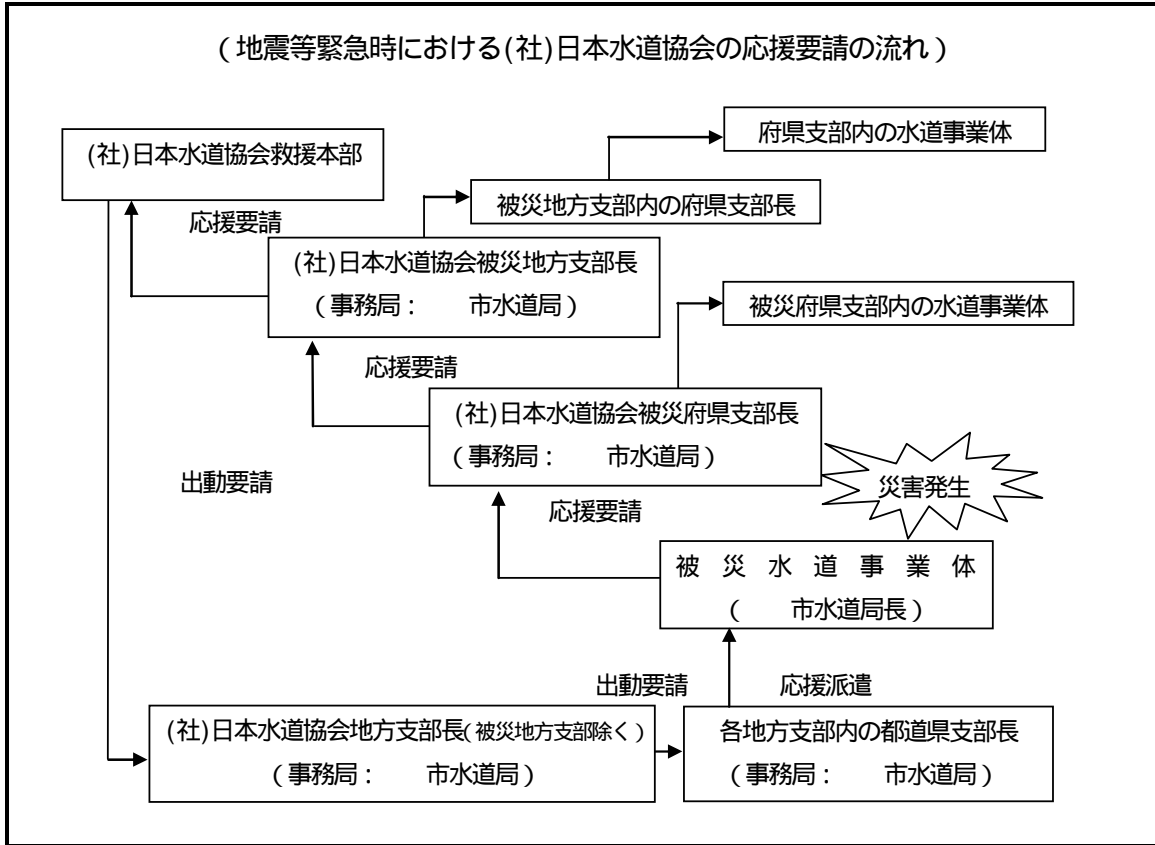
機関・団体名	内容
a 厚生労働省	被災府県からの報告に基づき、被害・復旧状況を公表する。 被災地支援について関係省庁に協力を要請する。
b (社)日本水道協会府県支部	被災市町村(水道事業者)からの要請に基づき、被災府県内の他の市町村(水道事業者)に物資、復旧人員の応援を要請する。 (社)日本水道協会地方支部に応援府県支部との応援調整を要請する
c (社)日本水道協会地方支部	被災府県の(社)日本水道協会府県支部からの要請に基づき、他の(社)日水協各府県支部に物資、復旧人員の応援を要請する。 (社)日本水道協会本部に応援地方支部との応援調整を要請する。
d (社)日本水道協会	被災自治体が所属する(社)日水協地方支部からの要請に基づき、(社)日水協各地方支部に物資、復旧人員の応援を要請する。

<留意事項>

(社)日本水道協会による支援体制への協力)

- ・水道の応急復旧については(社)日本水道協会を主体とする復旧支援体制を基本とし、府県、広域連合、各団体はその支援が円滑に遂行されるよう協力する。

< 参考 >



地方支部・府県支部	支部事務局
関西地方支部	大阪市水道局
大阪府支部	豊中市上下水道局
京都府支部	舞鶴市水道部
兵庫県支部	芦屋市水道部
奈良県支部	奈良市水道局
滋賀県支部	大津市企業局
和歌山県支部	和歌山市水道局
中国四国地方支部	広島市水道局
広島県支部	呉市水道局
岡山県支部	岡山市水道局
山口県支部	下関市上下水道局
鳥取県支部	鳥取市水道局
島根県支部	松江市水道局
香川県支部	高松市上下水道局
愛媛県支部	松山市公営企業局
徳島県支部	徳島市水道局
高知県支部	高知市水道局
中部地方支部	名古屋市上下水道局
愛知県支部	豊橋市上下水道局
三重県支部	津市水道局
静岡県支部	静岡市上下水道局
岐阜県支部	岐阜市上下水道事業部
福井県支部	福井市企業局
石川県支部	金沢市企業局
富山県支部	富山市上下水道局
長野県支部	長野市上下水道局
新潟県支部	新潟市水道局

(平成24年度現在)

17 - 3 下水道

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.64]

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

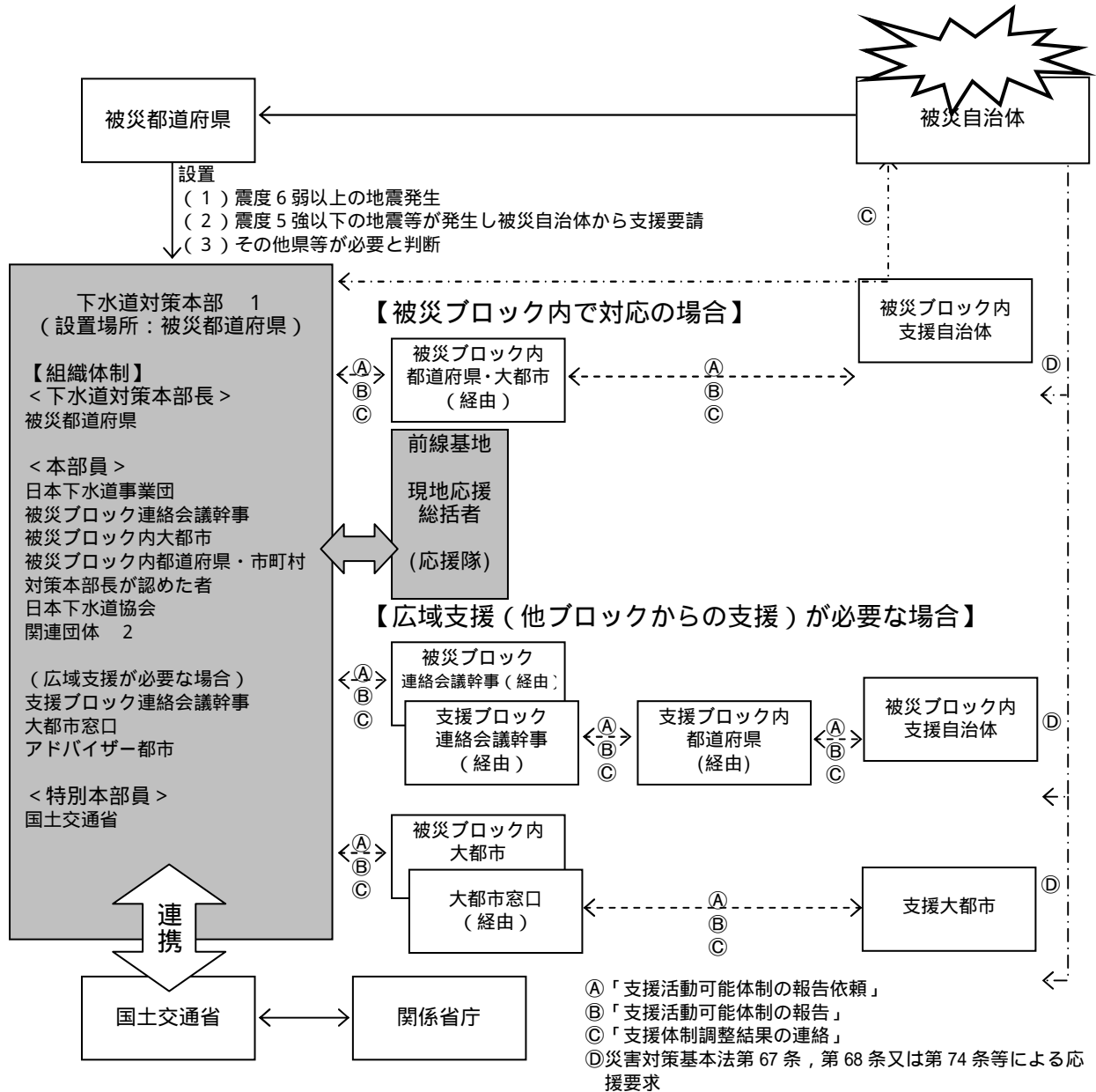
下水道の復旧に関する応援・受援活動は、基本的に「下水道事業における災害時支援に関するルール((公社)日本下水道協会)」及び「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」により実施される。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における下水道の復旧に関する情報を収集し、下水道事業災害時近畿ブロック対策本部の求めに応じ、必要な支援を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	被害箇所の調査や復旧工事など復旧活動に必要な職員の派遣 ・機械職 ・電気職 ・土木職 等	調査、復旧にかかる資機材の供給 ・測量器具 ・記録連絡器具 ・照明機材 ・排水機材 ・車両関係 ・管調査機材 ・管・マンホール使用機材 ・保安用機材 ・前線基地設営機材 等	関係機関・団体との連絡調整 その他下水道の復旧に必要な事項
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	↓	↓	↓

(3) フォーメーション



- 1 下水道対策本部内に事務局を置き, 必要に応じて作業部会を事務局内に設置する。
- 2 関連団体 (財)下水道新技術推進機構
 - (一社) 全国上下水道コンサルタント協会
 - (一社) 日本下水道施設業協会
 - (一社) 日本下水道施設管理業協会
 - (公社) 日本下水道管路管理業協会
 - 全国管工事業共同組合連合会

下水道事業における災害支援に関するルール((公社)日本下水道協会)をもとに作成した。

(4) オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県 (近畿ブロック連絡会幹事等)	応援市町村	関係広域機関等
・情報収集 ・被害状況の連絡 ・支援要請	・情報収集 下水道対策本部 設置・設置の連絡 対策本部長と副 本部長でブロッ ク内で対応可能 か検討し決定		・情報収集	・情報収集	国土交通省、地方整 備局
【近畿ブロック内で対応可能な場合】					
	・支援活動体制報 告依頼・報告・ 結果連絡		・支援活動体制報 告と管内市町村 への報告依頼	・支援活動体制可 能報告	
a 要員及び資機材 の確保	a 要員及び資機材 の確保		a 応援要員の派 遣、資機材の供 給	a 応援要員の派 遣、資機材の供 給	
・情報提供 ・資料提供	・情報提供 ・資料提供				
b 緊急点検、緊急 調査、先遣調 査、緊急措置、 一次調査等	b 緊急点検、緊急 調査、先遣調 査、緊急措置、 一次調査等（流 域下水道が被災 した場合）				
c 応急復旧、二次 調査、災害査定 資料作成	c 応急復旧、二次 調査、災害査定 資料作成（流域 下水道が被災し た場合）				
d 復旧	d 復旧				
【近畿ブロック内で対応困難な場合】					
	・支援活動体制報 告依頼・報告・ 結果連絡				・支援活動可能体制報 告
a 要員及び資機材 の確保	a 要員及び資機材 の確保				・応援要員の派遣、資 機材の供給
・情報提供 ・資料提供	・情報提供 ・資料提供				
b 緊急点検、緊急 調査、先遣調 査、緊急措置、 一次調査等	b 緊急点検、緊急 調査、先遣調 査、緊急措置、 一次調査等（流 域下水道が被災 した場合）				近畿ブロック内部で対応 困難な場合の関係機関 ・被災ブロック以外の連 絡会議幹事の下水道担 当課長 ・大都市連絡窓口 ・災害支援活動経験都市 の下水道担当課長 ・対策本部長が必要と認 めた者
c 応急復旧、二次 調査、災害査定 資料作成	c 応急復旧、二次 調査、災害査定 資料作成（流域 下水道が被災し た場合）				
d 復旧	d 復旧				

被災市町村の業務

項目	内容
a 要員及び資機材の確保	管理施設（公共下水道）の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要な要員及び資機材を確保する。

	<p>自市町村内で必要な要員及び資機材を確保できない場合は、近隣市町村又は被災府県に応援を要請する。</p> <p>先遣隊の誘導や調査班等の円滑な活動の調整、作業場の確保、宿泊施設等の斡旋、調整を行うとともに、支援業務に関し対策本部と緊密な連携をとり円滑な支援活動の遂行に協力する。</p>
b 緊急対策	<p>管理施設（公共下水道）の緊急点検、対策本部設置、緊急調査、先遣調査、緊急措置、一次調査等を実施する。</p>
c 応急復旧	<p>管理施設（公共下水道）の応急復旧、二次調査、災害査定資料作成を実施する。</p>
d 復旧	<p>管理施設（公共下水道）の本復旧を行う。</p>

被災府県の業務

項目	内容
a 要員及び資機材の確保	<p>管理施設（流域下水道）の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要な要員及び資機材を確保する。</p> <p>被災市町村から応援要請があった場合は、管内の被災していない市町村と調整し、必要な要員及び資機材を確保する。</p> <p>先遣隊の誘導や調査班等の円滑な活動の調整、作業場の確保、宿泊施設等の斡旋、調整を行うとともに、支援業務に関し対策本部と緊密な連携をとり円滑な支援活動の遂行に協力する。</p> <p>(下水道事業災害時近畿ブロック対策本部(以下「近畿ブロック対策本部」という。))としての業務</p> <p>日本下水道協会の「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき下水道対策本部を設置し、関係機関に支援を要請する。</p>
b 緊急対策	<p>管理施設（流域下水道）の緊急点検、対策本部設置、緊急調査、先遣調査、緊急措置、一次調査等を実施する。</p>
c 応急復旧	<p>管理施設（流域下水道）の応急復旧、二次調査、災害査定資料作成を実施する。</p>
d 復旧	<p>管理施設（流域下水道）の本復旧を行う。</p>

広域連合の業務

項目	内容
a 情報の入手	<p>被災府県から下水道の被災状況、復旧状況等の情報を入手する。</p>

応援府県の業務

項目	内容
a 要員及び資機材の確保	<p>被災府県(近畿ブロック対策本部)から要請のあった応援要員又は資機材を、管内市町村と連携して確保し、派遣又は供給する。</p>

応援市町村の業務

項目	内容
a 要員及び資機材の確保	<p>被災府県(近畿ブロック対策本部)から要請のあった応援要員又は資機材を、応援府県と連携して確保し、派遣又は供給する。</p>

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 下水道事業災害時各ブロック支援本部(災害時支援全国代表者連絡会議)	<p>近畿ブロック対策本部からの要請に基づき、応援要員又は資機材を確保し、被災自治体へ派遣・供給する。</p>

b 国土交通省	下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行う。
c 近畿地方整備局	下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行う。対策本部への特別本部員としての参加。

< 留意事項 >

(既存マニュアルによる応援・受援)

- ・下水道の復旧については、「下水道事業における災害時支援に関するルール((公社)日本下水道協会)」及び「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」により、応援・受援を実施する。これらが今後改定された際には、最新のルール等によるものとする。

<参考>

下水道事業災害時近畿ブロック対策本部

本部長	被災自治体を所管する府県下水道担当課長
副本部長	大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
〃	兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長（大阪府が被災した場合）
本部員	福井県 土木部 河川課長
〃	滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
〃	京都府 文化環境部 水環境対策課長
〃	奈良県 土木部 下水道課長
〃	和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長
〃	三重県 県土整備部 下水道課長
〃	徳島県 県土整備部 下水環境課長
〃	大阪市 建設局 下水道河川部 調整課長
〃	京都市 上下水道局 下水道部 下水道担当課長
〃	神戸市 建設局 下水道河川部 計画課長
〃	堺市 下水道部長
〃	福井市 下水道部長
〃	大津市 企業局 次長
〃	福知山市 ガス水道部 下水道課長
〃	姫路市 下水道局長
〃	奈良市 建設部 下水道室長
〃	和歌山市 建設局 下水道部長
〃	津市 下水道部長
〃	徳島市 土木部 下水道事務所保全課長
〃	日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長
〃	(公社)日本下水道協会 技術研究部 参事兼技術指針課長
〃	(一社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（機械）
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（電気）
〃	(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
〃	全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長
〃	対策本部長が必要と認めた者 （大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災した場合 東京都 下水道局 計画調整部 計画課長）
特別本部員	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長

17 - 4 電気・ガス・通信

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.64]

(注) 本分野においては、事業者の責任において対応される分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

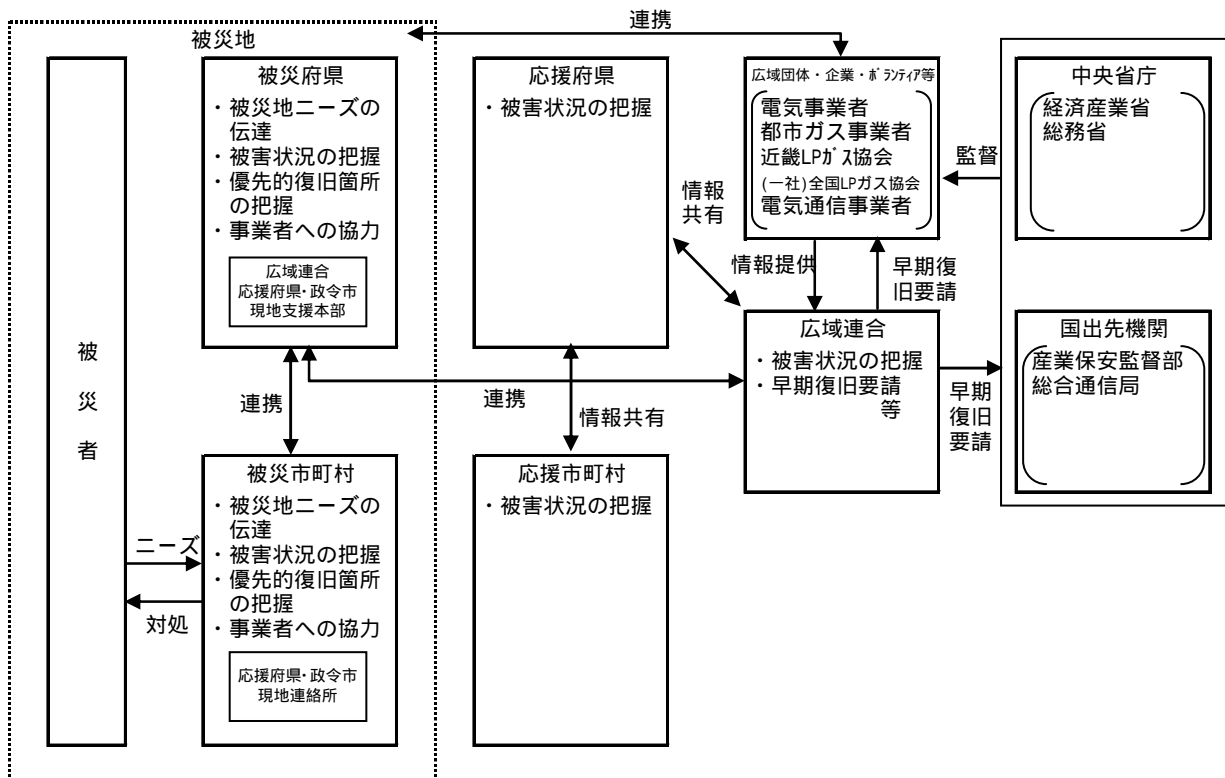
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者の生活確保を図るため、停電、ガス停止及び電話不通に関する情報を収集するとともに、電気、ガス及び通信事業者へ迅速な復旧を要請する。

(2) 応援内容

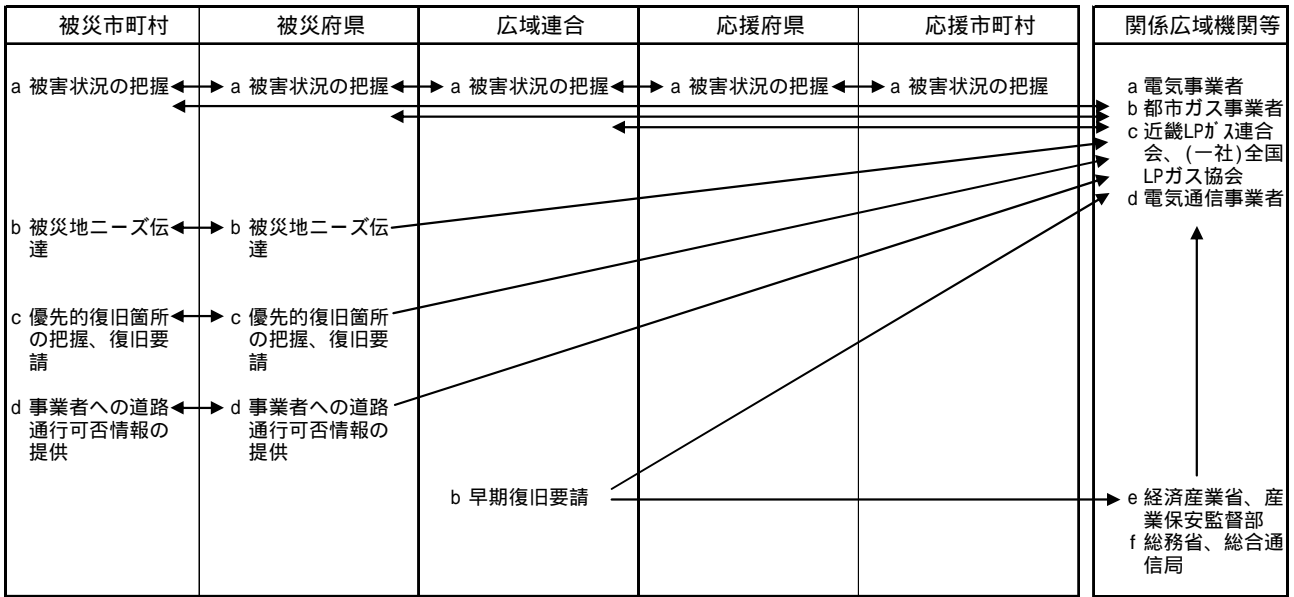
時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)			広域連合による事業者への 早期復旧要請
応急対応期 (避難所期)			↓
復 旧 期 (仮設住宅期)			

(3) フォーマーシオン



政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



被災市町村の業務

項目	内容
a 被害状況の把握	ライフライン事業者等と連携し、被害状況等の情報を収集する。
b 被災地ニーズの伝達	ライフライン事業者に被災地・被災者ニーズを伝達し、申し入れを行う。
c 優先的復旧箇所の把握、復旧要請	優先的復旧箇所（医療機関、公共機関等）の状況を確認し、必要に応じてライフライン事業者へ早期復旧を要請する。
d 事業者への道路通行可否情報の提供	ライフライン事業者へ道路通行可否情報を提供する。

被災府県の業務

項目	内容
a 被害状況の把握	ライフライン事業者等と連携し、被害状況等の情報を収集する。
b 被災地ニーズの伝達	ライフライン事業者に被災地・被災者ニーズを伝達し、申し入れを行う。
c 優先的復旧箇所の把握、復旧要請	優先的復旧箇所（医療機関、公共機関等）の状況を確認し、必要に応じてライフライン事業者へ早期復旧を要請する。
d 事業者への道路通行可否情報の提供	ライフライン事業者へ道路通行可否情報を提供する。

広域連合の業務

項目	内容
a 被害状況の把握	被災府県、ライフライン事業者を通じて被害状況及び復旧状況等の情報を収集する。
b 早期復旧要請	必要に応じて、被災府県と連携し、ライフライン事業者又は経済産業省若しくは総務省へ早期復旧を要請する。

応援府県の業務

項目	内容
a 被害状況の把握	広域連合を通じて、被害状況及び復旧状況等を把握する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 被害状況の把握	応援府県等を通じて、被害状況及び復旧状況等を把握する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 電気事業者	施設の被害状況を迅速に把握し、早急に復旧する。 必要に応じて他の電気事業者に応援を要請する。
b 都市ガス事業者	施設の被害状況を迅速に把握し、早急に復旧する。 必要に応じて他のガス会社に応援を要請する。
c 近畿 LP ガス連合会、 (一社)全国 LP ガス協会	供給施設や LP ガススタンドの被害状況を迅速に把握し、早急に復旧する。 必要に応じて他のガス協会に応援を要請する。
d 電気通信事業者	設備の被害状況を迅速に把握し、早急に復旧する。 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる(NTT西日本)。また、インターネットや携帯電話による災害用伝言板サービスを提供する。 必要に応じて他の電気通信事業者に応援を要請する。
e 経済産業省、産業保安監督部	災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼する。
f 総務省、総合通信局	災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼する。

18 災害廃棄物の処理

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.58、p.68]

(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、災害により大量に発生し、復旧・復興を阻害する廃棄物を早期に処理するため、処理計画策定に係る応援要員の派遣や廃棄物の受入れ等の応援・受援活動を行う。

災害廃棄物の定義

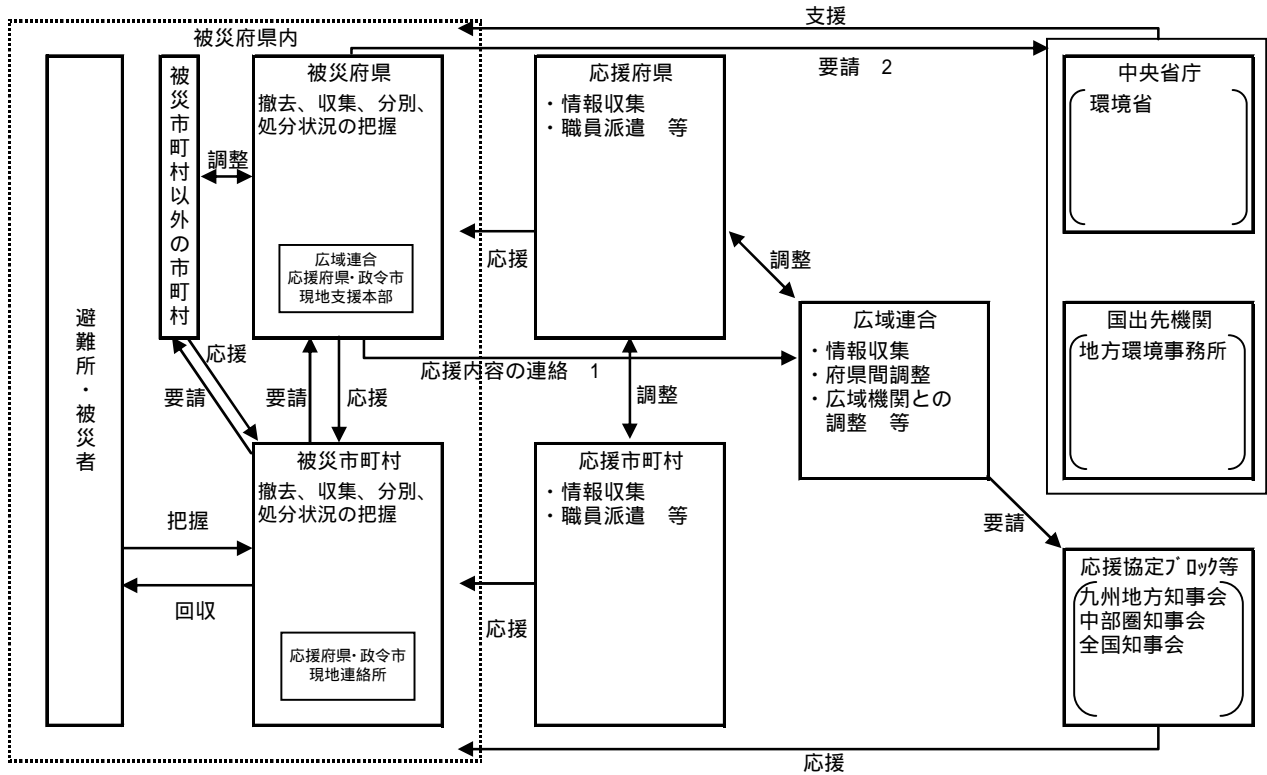
災害廃棄物とは、災害により生じた廃棄物であって、市町村が生活環境の保全上特に処理が必要とした廃棄物のことをいう。(参照：東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(H23法律第99号)災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱(H19.4.2付環廃対発第070402002号、(改正)H23.10.12付環廃対発第111012001号))

<p>【参考】対象とする災害廃棄物及び分類 [出典] 災害廃棄物処理指針(H23.5宮城県)</p> <p>対象とする災害廃棄物は腐敗等により仮置き場での保管ができないもの(腐敗を伴う農産物、水産物、飼料、死亡家畜及び食品等)を除き、概ね、次のものとする。</p> <p>自動車については、別途、指針を定めるものとする。</p> <p>イ 可燃物 木くず、廃プラスチック類、廃タイヤ、可燃粗大ごみ(家具、絨毯、畳等)、その他(紙製品、布製品、衣類等)をいう。</p> <p>ロ 不燃物 がれき類(コンクリートくず、アスファルトくず)、ガラス・陶磁器くず、金属くず、不燃粗大ごみ(自転車、石油ストーブ等)をいう。</p> <p>ハ 特定品目</p> <p>(イ) 家電製品 特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定されるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンとそれ以外の電化製品全般をいう。</p> <p>(ロ) 船舶</p> <p>(ハ) 有害廃棄物 爆発性や毒性等があり、健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものをいう。 (例：アスベスト、PCB、医療系廃棄物、化学物質等 例は広域連合で追記した。)</p> <p>(ニ) 廃棄物が混入した土砂(泥状のものを含む)</p> <p>二 その他 混合ごみ</p>

(2) 応援内容

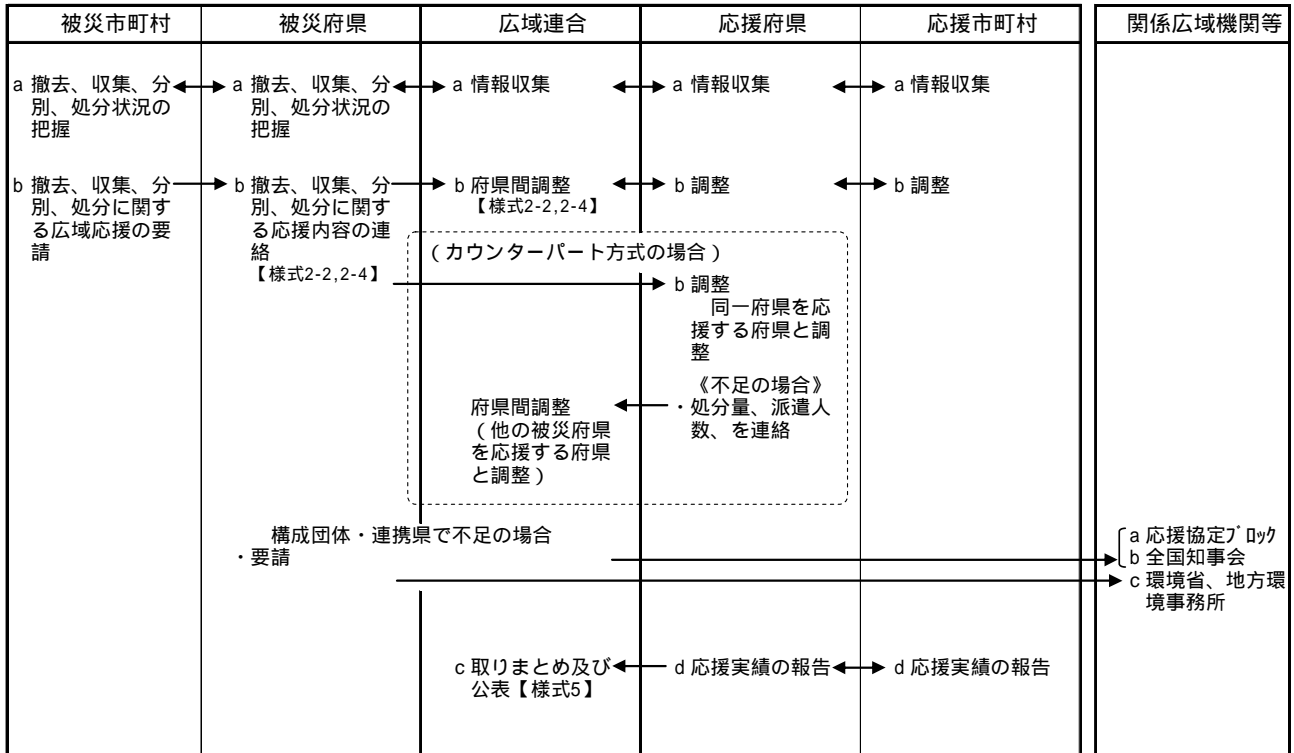
時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期)	処理計画策定にかかる 応援要員の派遣	作業用重機	廃棄物の受入れ
復旧期 (仮設住宅期)			

(3) フォーメーション



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地对策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 撤去、収集、分別、処分状況把握	災害廃棄物の撤去、収集、分別、処分状況を把握する。
b 撤去、収集、分別、処分に関する広域応援の要請	災害廃棄物の撤去、収集、分別、処分状況を被災府県へ連絡する。

被災府県の業務

項目	内容
a 撤去、収集、分別、処分状況把握	災害廃棄物の撤去、収集、分別、処分状況を把握する。
b 撤去、収集、分別、処分に関する応援内容の連絡	災害廃棄物の撤去、収集、分別、処分状況を広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)へ連絡する。 府県内で災害廃棄物を処理できない場合は、応援要請内訳書1(様式2-2)から同内訳書3(様式2-4)により、広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)へ応援内容を連絡する。 構成団体・連携県で対応が困難な場合は、環境省、地方環境事務所へ支援を要請する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、災害廃棄物の処理について応援府県と調整の上、応援計画内訳書1(様式2-2)から同内訳書3(様式2-4)により、環境省、地方環境事務所へ要請する。

	式2-4)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) 幹事府県から応援できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に依頼する。
c 応援要請	構成団体・連携県で対応が困難な場合は、応援協定ブロック、全国知事会に応援を要請する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 調整	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、職員派遣、廃棄物受入れを管内市町村と調整する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で応援できないときは、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
d 応援実績の報告	職員派遣状況、廃棄物受入量等を管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1(様式4-1)及び同報告書2(様式4-2)等により報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 調整	応援府県等から要請のあった職員派遣、廃棄物受入れを調整する。
d 応援実績の報告	職員派遣状況、廃棄物受入量等を管理し、応援府県から依頼があった場合は、状況を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、処理計画策定にかかる応援要員の派遣や廃棄物の受入れについて調整する。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に処理計画策定にかかる応援要員の派遣や廃棄物の受入の広域応援内容を連絡する。
c 環境省、地方環境事務所	迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。

<留意事項>

(環境汚染の防止)

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理について十分に配慮する。

(資源の有効利用)

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(応援府県・市町村の連携)

応援府県は、管内市町村と災害廃棄物の受入れ調整を行うに当たっては、事前に市町村の協力を得て、受入れ可能な廃棄物の種類・量等を調査しておく必要がある。

19 被災者の生活支援

19 - 1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.66]

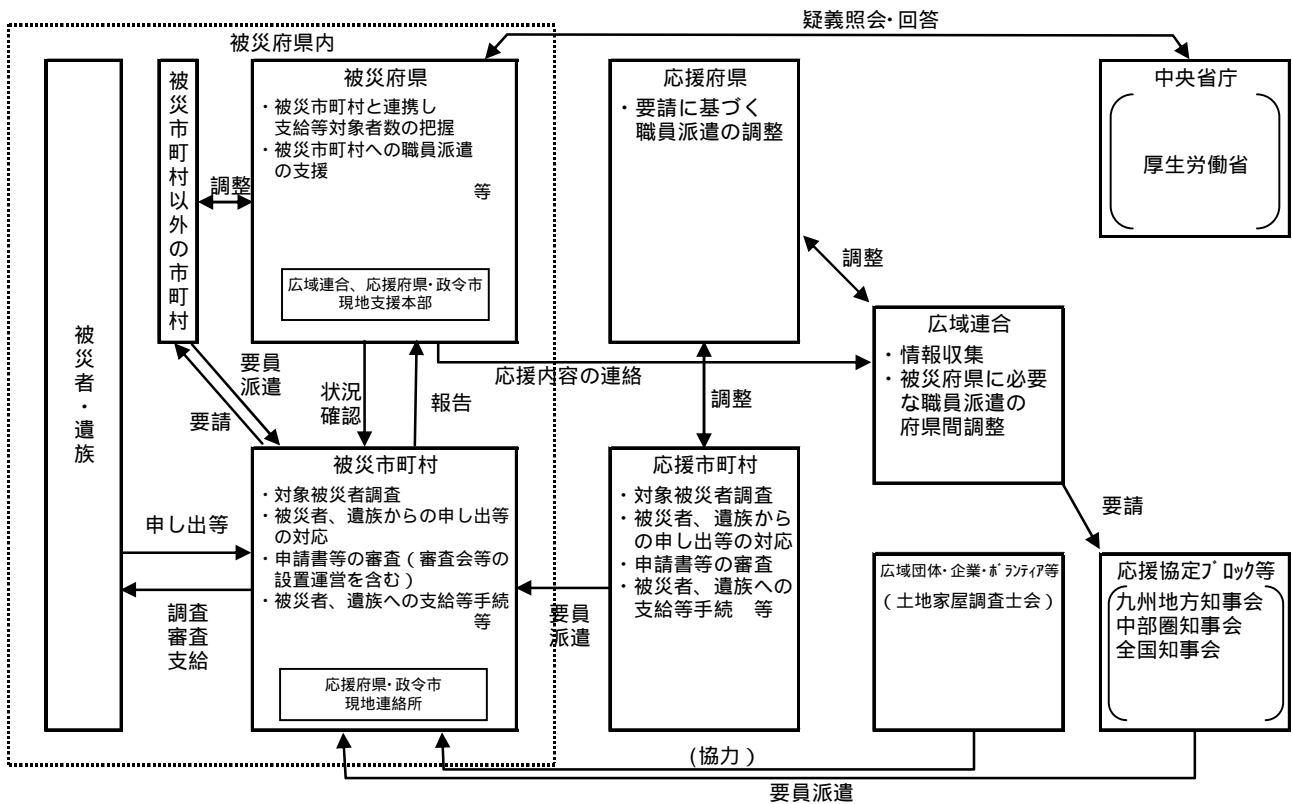
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者の生活の安定化と被災地の速やかな復興を図るため、被災府県・市町村が災害弔慰金、災害障害見舞金の支給業務及び災害援護資金の貸付業務を円滑に行う上で必要な要員の派遣等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期)	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給業務及び災害援護資金の貸付業務に必要な職員		
復旧期 (仮設住宅期)			

(3) フォーマーシオン

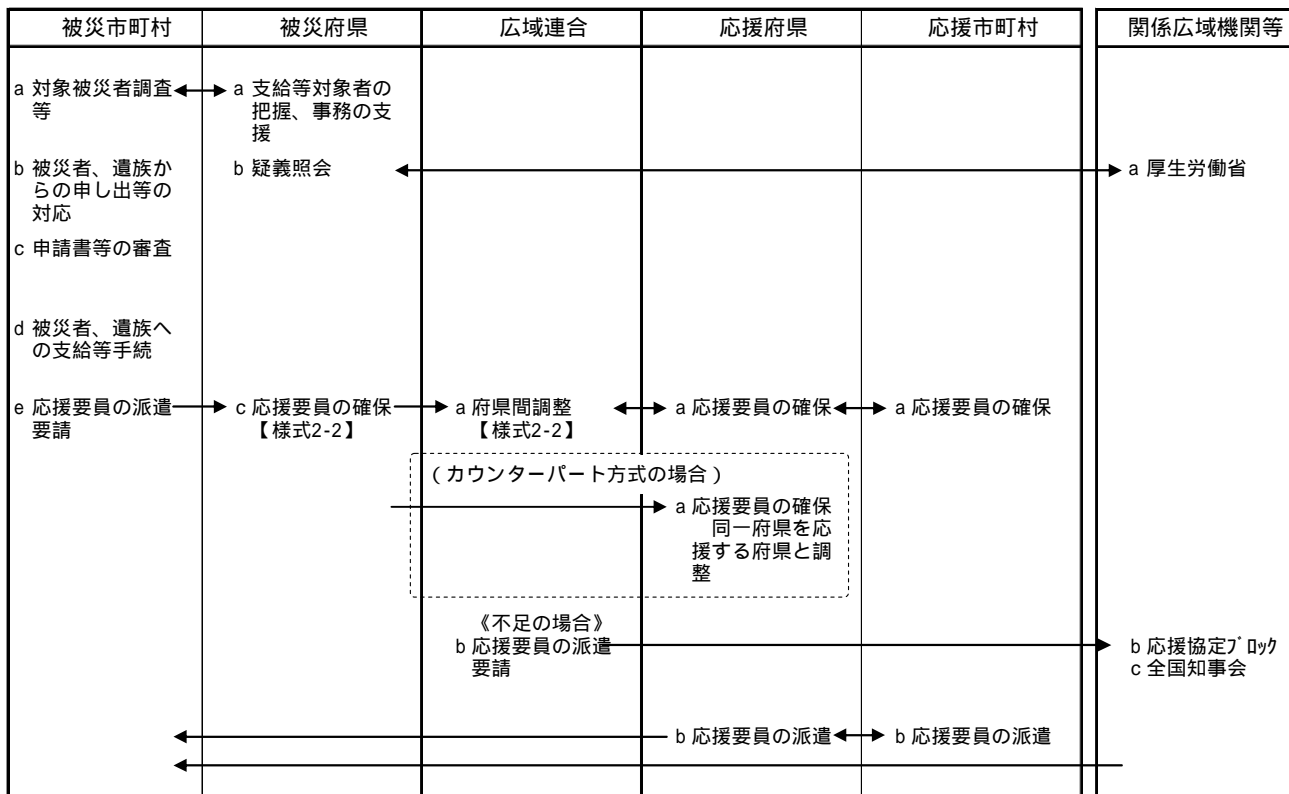


被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。

第4章 応援・受援の手順

19 被災者の生活支援 19-1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(4) オペレーション



広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 対象被災者調査等	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給対象者、災害援護資金の貸付対象者を調査する。 防災行政無線、広報車、CATV等により住民への広報PRを行う。 住家の被害認定については「19-3 被災者生活再建支援金」で記載。
b 被災者、遺族からの申し出等の対応	申込書等の書類を交付する。
c 審査書等の審査	被災者、遺族から提出のあった書類を審査する。 災害弔慰金の支給において、(死因が災害に起因するか否かの判定や遺族の特定等で専門的な医学や法律の知識が必要なことから、)審査委員会等を設けて審査する。
d 被災者、遺族への支給等手続	給付金を口座振込方式等で給付する。 貸付金の借入申込者に対して、貸付(不承認)決定通知書を交付する。
e 応援要員の派遣要請	事務処理要員が不足する場合は、被災府県に支援を要請する。

被災府県の業務

項目	内容
a 支給等対象者の把握、事務の支援	被災市町村へ状況を確認する。 被災市町村への応援要員派遣の支援を行う。 現地支援本部(被災府県内)及び現地連絡所(被災市町村内)からの情報入手体制を確保する。 被災市町村と連携し、支給等対象者数を把握する。 市町村からの質問を集めてQ&A集を作成し、定期的に市町村に配布するとともに、必要に応じ、被災市町村への助言を行う。

b 疑義照会	必要に応じ、厚生労働省に対して災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する疑義について照会する。
c 応援要員の確保	被災市町村へ応援要員を派遣する。 管内市町村に応援要員派遣を要請する。 必要に応じ、広域連合(カウンターパート方式の場合：幹事府県)に対して応援要請内訳書1(様式2-2)により応援要員の必要人数等を連絡する。

広域連合の業務

項目	内容
a 府県間調整	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に派遣可能人数を確認の上、応援計画内訳書1(様式2-2)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) 幹事府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に応援要員の派遣を依頼する。
b 応援要員の派遣要請	関西圏域で応援要員を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等に応援要員の派遣を要請する。

応援府県の業務

項目	内容
a 応援要員の確保	広域連合(カウンターパート方式の場合：被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携して応援要員を確保する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で応援要員を確保できないときは、幹事府県が広域連合へその旨を連絡する
b 応援要員の派遣	管内市町村と連携して応援要員を被災市町村へ派遣する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 応援要員の確保	応援府県等から応援要員の派遣に関する協力要請があった場合は、応援要員を確保する。
b 応援要員の派遣	応援要員を被災市町村へ派遣する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 厚生労働省	被災府県からの、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する照会に対して回答する。
b 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、応援要員を確保し、被災市町村へ派遣する。
c 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる全国知事会の対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、応援要員を確保し、被災市町村へ派遣する。

<留意事項>

(被災者支援制度の充実)

・大規模広域災害の発生に備え、被災者支援制度の充実を図るため、次のことを国に要請していく必要がある。

- 災害障害見舞金の改善

支給対象となる障害程度(現行、労災1級相当に限定)の範囲の拡大により支給要件の緩和

- 災害援護資金貸付金の改善

東日本大震災で特例措置として講じられた免除要件の拡大等の恒久化

都道府県及び政令市から国への貸付原資の償還は現実に返還があった場合のみ行うよう制度を変更

19-2 義援金の募集・配分

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.66]

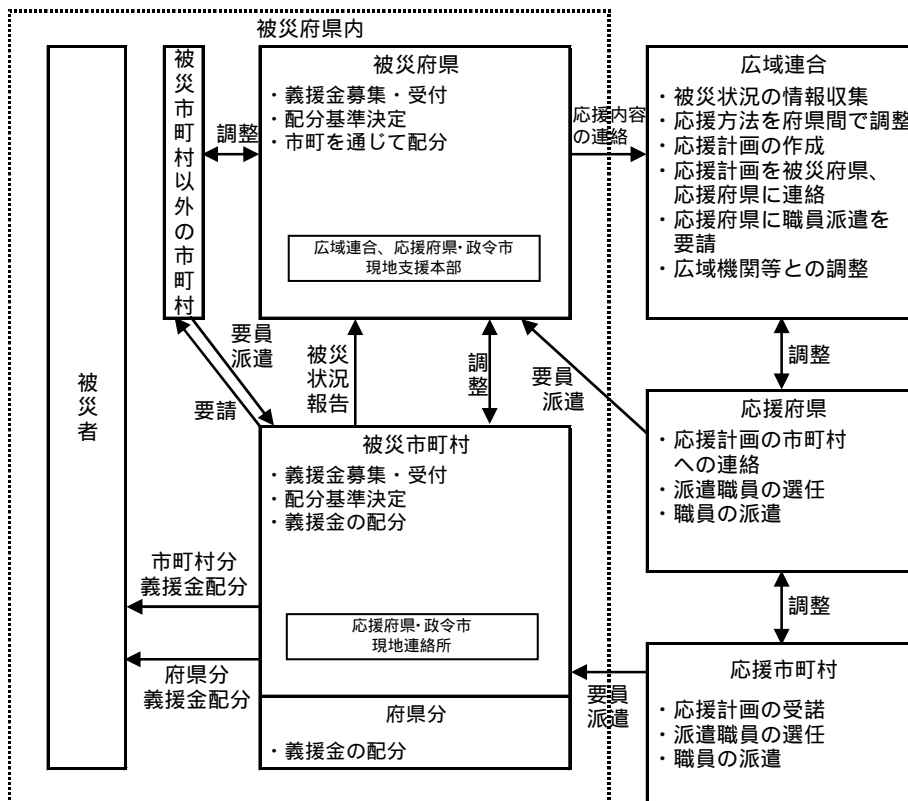
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者の生活の安定化と被災地の速やかな復興を図るため、被災府県・市町村が義援金の募集・配分業務を円滑に行う上で必要な要員の派遣等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

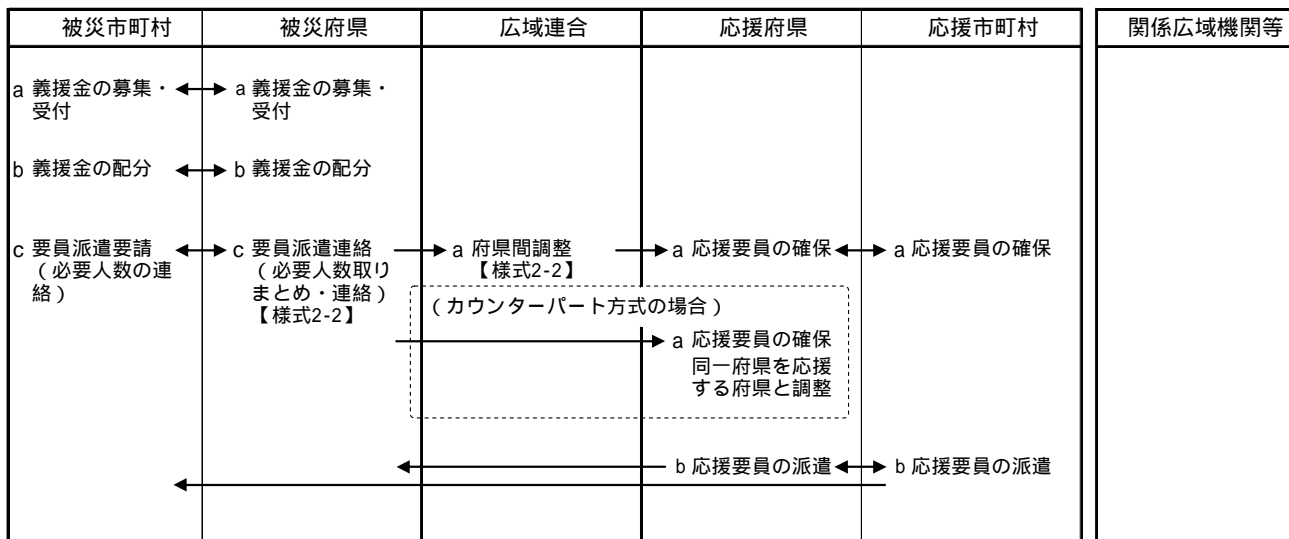
時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期)	義援金の募集・配分業務に必要な職員		
・ 復旧期 (仮設住宅期)			

(3) フォーメーション



被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。

(4) オペレーション



広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 義援金の募集・受付	発災後早急に、募集要領を定め、義援金を募集する。 義援金の募集を広報する(記者発表、HP掲載等)。
b 義援金の配分	一定額応募のあった段階で、義援金の配分基準を決定する。 配分基準決定後、速やかに義援金の配分を開始する。
c 要員派遣要請	a~bの事務にかかる職員が不足する場合、必要人数を被災府県に連絡し、応援要員の派遣を要請する。

被災府県の業務

項目	内容
a 義援金の募集・受付	発災後早急に、募集要領を定め、義援金を募集する。 義援金の募集を広報する(記者発表、HP掲載等)。
b 義援金の配分	一定額応募のあった段階で、義援金の配分基準を決定する。 配分基準決定後、市町村を通じて速やかに義援金の配分を開始する。
c 要員派遣連絡	被災市町村から応援要員の派遣要請があった場合は、自らの職員を派遣するとともに、管内市町村に応援要員の派遣を要請する。 府県内で必要な要員を確保できない場合は、必要人数を取りまとめ、応援要請内訳書1(様式2-2)により、広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)に連絡する。

広域連合の業務

項目	内容
a 府県間調整	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援計画内訳書1(様式2-2)により応援計画を作成する。 応援計画を被災府県及び応援府県に連絡し、応援府県に応援要員の派遣を要請する。 必要に応じて関係広域機関等との調整を行う。 (カウンターパート方式の場合) 幹事府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の

	被災府県を応援する幹事府県に応援要員の派遣を要請する。
--	-----------------------------

応援府県の業務

項 目	内 容
a 応援要員の確保	広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援要員を確保する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で応援要員を確保できないときは、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
b 応援要員の派遣	応援要員を被災府県に派遣する。

応援市町村の業務

項 目	内 容
a 応援要員の確保	応援府県からの要請に応じて、応援要員を確保する。
b 応援要員の派遣	応援要員を被災市町村に派遣する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容

< 留意事項 >

（義援金の早期でわかりやすい基準での配分）

被災者を元気づけるためにも、義援金はできるだけ早期にわかりやすい基準で配分される必要がある。配分の基準策定に当たっては、迅速・公平・透明の三原則に加え、被災者の状況に応じたきめ細かな配分が行われるよう配慮しつつ、義援金配分委員会等において十分協議の上、定めること。また、配分方法についても協議し、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速に被災者に届くよう工夫する。

（個人からの救援物資の抑制）

府県民の寄付による救援物資については、善意によるものとはいえ、仕分け、被災者への配布が困難な物資の処分等で被災地に負担をかけるおそれがあることに鑑み、できるだけ義援金による支援を行うよう呼びかける。

19 - 3 被災者生活再建支援金の支給

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.66]

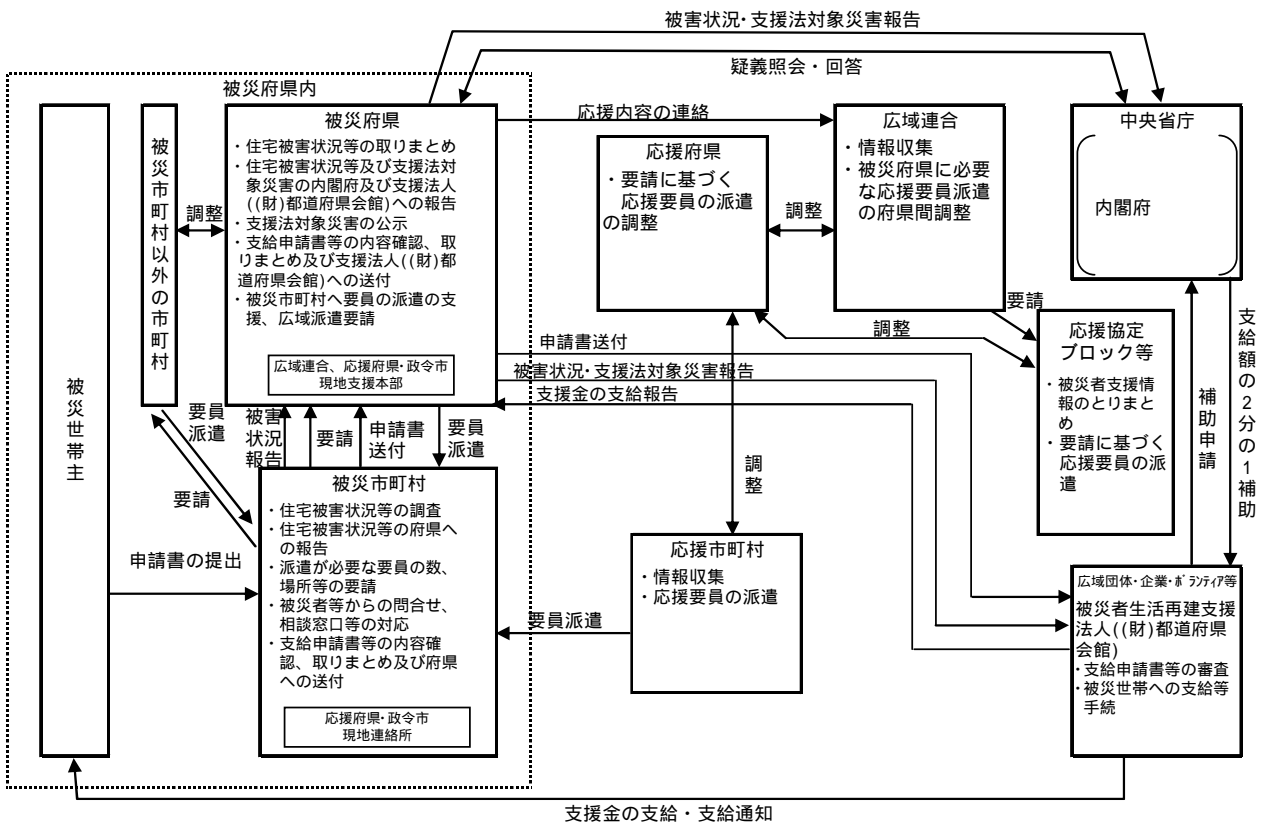
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者の生活の安定化と被災地の速やかな復興を図るため、被災府県・市町村が被災者生活再建支援金の支給業務を円滑に行う上で必要な要員の派遣等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期)	被災者生活再建支援金の支給業務に必要な職員		
復旧期 (仮設住宅期)			

(3) フォーマーション



被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。

(4) オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県	応援市町村	関係広域機関等
a 住宅被害状況等の把握	a 住宅被害状況等の把握、取りまとめ b 被災者生活再建支援法の適用	a 情報収集	a 情報収集	a 情報収集	a 内閣府 b 被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)
b 応援要員の派遣要請	c 応援要員の確保【様式2-2】	b 府県間調整【様式2-2】 (カウンターパート方式の場合) b 府県間調整(他の被災府県を応援する府県と調整) 《不足の場合》・応援要員の派遣要請	b 応援要員の派遣調整 b 応援職員の派遣調整 b 《不足の場合》必要な応援要員の派遣人員、派遣場所を連絡	b 応援要員の派遣	a 内閣府 b 被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館) c 応援協定ブロック d 全国知事会
c 応援要員の受入れ				b 応援要員の派遣	
d 申請書の受理、送付	d 申請書の受理(審査)、送付 e 疑義照会				b 被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館) a 内閣府 b 被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)

広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 住宅被害状況等の把握	住宅被害状況等を調査し、把握する。 住宅被害状況等を府県に報告する。 防災行政無線、広報車、CATV等により住民への広報・PRを行う。
b 応援要員の派遣要請	必要とする人員に関する情報(人数、派遣場所等)を被災府県に連絡し、応援要員の派遣を要請する。
c 応援要員の受入れ	応援要員を受け入れ、配置する。
d 申請書の受理、送付	支給申請書等の内容確認、取りまとめを行い、被災府県に送付する。 被災者等からの問合せ等、相談窓口等における対応を行う。

被災府県の業務

項目	内容
a 住宅被害状況等の把握、取りまとめ	住宅被害状況等を把握し、取りまとめる。 住宅被害状況等を内閣府及び被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)に報告する。
b 被災者生活再建支援法の適用	被災者生活再建支援法対象災害を内閣府及び被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)に報告する。 被災者生活再建支援法対象災害の公示を行う。
c 応援要員の確保	被災市町村が必要とする人員に関する情報(人数、派遣場所等)を取

	りまとめ、被災市町村に応援要員を派遣する。 上記で不足する場合、管内市町村に応援要員の派遣を要請する。 上記で不足する場合、応援要請内訳書(様式2-2)により広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)へ連絡する。
d 申請書の受理(審査)送付	支給申請書等の内容確認、取りまとめを行い、被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)に送付する。 必要に応じ、受付体制や事務処理等被災市町村への助言を行う。
e 疑義照会	必要に応じ、内閣府及び被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)に対して被災者生活再建支援金の支給に関する疑義について照会する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部を通じて被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	被災府県から応援要員の派遣要請があったときは、府県に派遣可能な人員数、派遣にかかる交通手段を確認の上、応援計画内訳書1(様式2-2)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) 幹事府県から応援要員を派遣できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に応援要員の派遣を依頼する。 構成団体・連携県で応援要員を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等に応援要員の派遣を要請する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 応援要員の派遣調整	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援要員の派遣調整を行う。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 応援要員の派遣	要請に基づき、応援要員の派遣を行う。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 内閣府	被災府県から住宅被害状況等及び被災者生活再建支援法対象災害の報告を受ける。 被災府県からの、被災者生活再建支援金の支給に関する照会に対して回答する。
b 被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)	被災府県から住宅被害状況等及び被災者生活再建支援法対象災害の報告を受ける。 被災府県から送付された支給申請書等を審査し、被災世帯へ支援金を支給する。また、その旨を同世帯へ通知する。 被災府県へ支援金を支給した旨を報告する。 被災府県からの、被災者生活再建支援金の支給に関する照会に対して

	回答する。
c 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、応援要員を確保し、被災市町村へ派遣する。
d 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる全国知事会の対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道県は、応援要員を確保し、被災市町村へ派遣する。

< 留意事項 >

(迅速かつ公正な制度運用)

- 被災者の立場に立った迅速かつ公正な制度の運用に努め、被災世帯が円滑に被災者生活再建支援金の支給を受けられるよう配慮する。

19 - 4 相談窓口の開設

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.66]

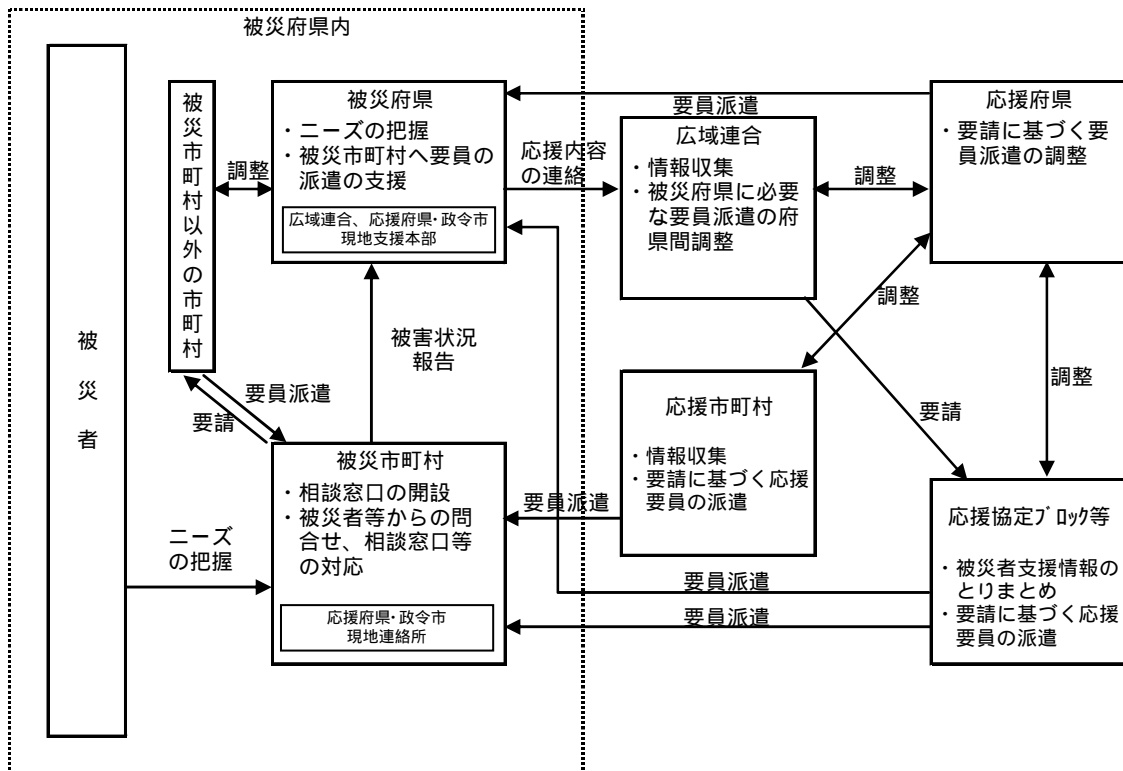
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者の生活の安定化と被災地の速やかな復興を図るため、被災府県・市町村が被災者相談窓口業務を円滑に行う上で必要な要員の派遣等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

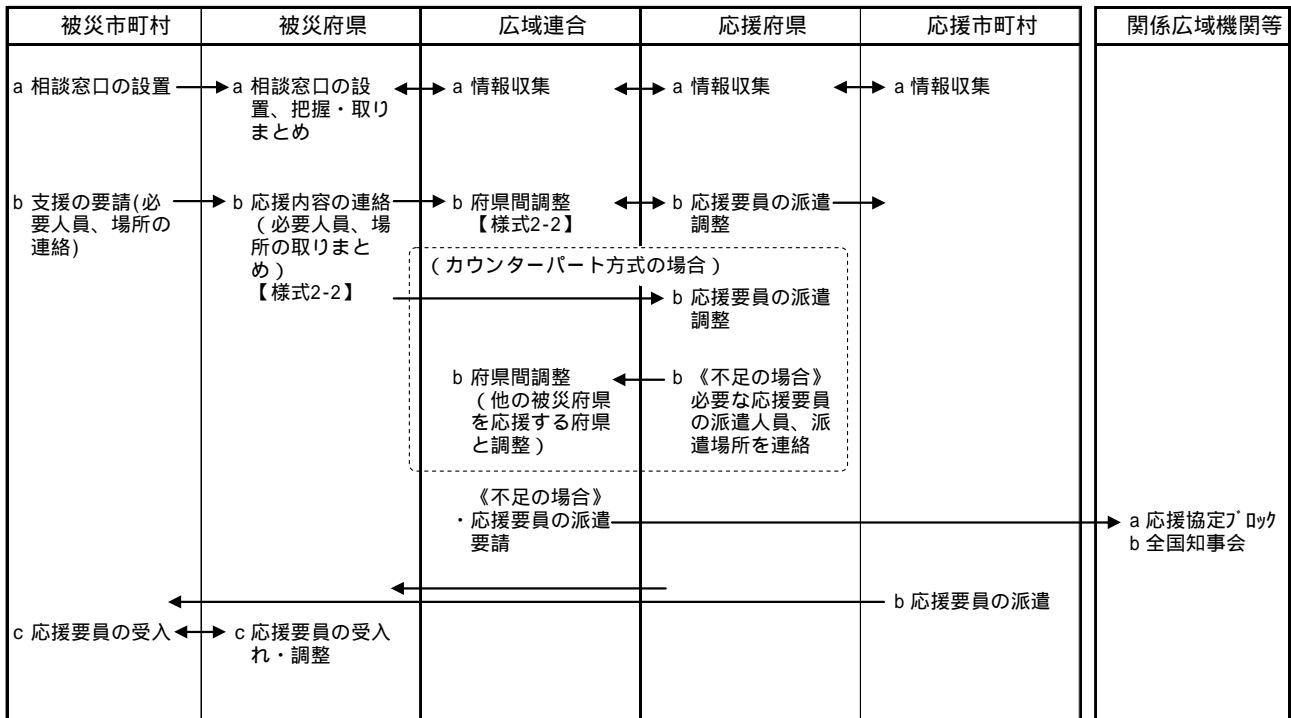
時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期)	被災者相談窓口業務に必要な職員		
復旧期 (仮設住宅期)			

(3) フォーマーシオン



被災府県は広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。

(4) オペレーション



広域連合(カウンターパート方式の場合：被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 相談窓口の設置	相談窓口を開設し、住民にPRする。 被災者ニーズを把握する。
b 支援の要請	必要人員、場所等について、府県災害対策本部に支援を要請する。
c 応援要員の受け入れ	応援要員を受け入れる。

被災府県の業務

項目	内容
a 相談窓口の設置、把握・取りまとめ	相談窓口を設置する。 相談窓口の把握を行い、取りまとめる。 被災者ニーズを把握し、取りまとめる。
b 応援内容の連絡	必要人員、場所等を把握し、取りまとめる。 被災府県及び被災市町村が必要とする人員に関する情報(業務、人数、派遣場所等)を取りまとめ、応援要請内訳書(様式2-2)により広域連合(カウンターパート方式の場合：幹事府県)へ連絡する。
c 応援要員の受入れ・調整	応援要員の受入れ及び被災市町村への応援要員の派遣支援を行う。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部を通じて被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。

b 府県間調整	<p>被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に派遣可能な人員数、派遣にかかる交通手段を確認の上、様式 2-2 により応援計画内訳書を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。</p> <p>(カウンターパート方式の場合) 幹事府県から応援要員を派遣できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に応援要員の派遣を依頼する。</p> <p>構成団体・連携県で応援要員を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等に応援要員の派遣を要請する。</p>
---------	---

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する
b 応援要員の派遣調整	<p>広域連合(カウンターパート方式の場合：被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援要員の派遣及び派遣調整を行う。</p> <p>カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で応援要員を確保できない場合は、幹事府県が広域連合に連絡する。</p>

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 応援要員の派遣	要請に基づき応援要員の派遣を行う。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、構成団体間で調整の上、応援要員を確保し、被災市町村に派遣する。
b 全国知事会	<p>広域連合からの要請に基づき、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災府県に対する広域応援実施要領を作成し、都道県にその内容を連絡する。</p> <p>上記の要領で被災府県を応援することとされた都道県は、応援要員を確保し、被災府県及び被災市町村へ派遣する。</p>

<留意事項>

(公的支援制度の一括提示)

生活や住宅の再建につながる公的支援制度の内容については、被災後の時間軸に沿って整理し、大枠でも一括(パッケージ化)して提示するよう努める。

(総合窓口の開設)

家族や住居を失ったり、災害により障害を負ったなど、被災者が抱える問題は一つとは限らない。被災者がどこに相談して良いのかわからなかったり、あちこちに移動を余儀なくされたりすることを極力防ぐため、幅広い分野の相談にも1カ所できめ細かく対応できる総合相談窓口の早期開設が求められる。

(出張相談等の実施)

相談対応が支援ニーズの把握につながることに鑑み、可能な範囲で出張相談や個別の訪問相談等を柔軟に実施できる体制を整備する必要がある。

<参考：被災者生活相談窓口について>

被災者のための相談窓口としては、総合相談窓口が、国、府県、市町村におかれ、それぞれのレベルで行われる被災者支援事業を中心に相談がなされる。

東日本大震災では、国、府県、市町村において、次の相談窓口を開設している。

国が開設した相談窓口

健康・心、住宅、原子力発電所等、金融・融資・保険等、融資、農林水産業、労働に関する相談窓口

県が開設した相談窓口

行方不明者、医療機器、疾病、障がい福祉、高齢福祉施設、介護保険、国民健康保険、教育、経営・労働相談、経営、金融、労働、就職、県税、消費、一般廃棄物・し尿、郊外、産業廃棄物・不法投棄対策、農林水産業、土木施設、放射線、住宅（公営、民間借上）、住宅の県外避難者支援、ボランティアセンター、災害義援金、避難者入所者情報センターに関する相談窓口

市町村が開設した相談窓口

福祉、農林水産業、商工業のほか、住宅や教育に関することなど、被災者の生活に関する各種相談窓口

20 被災市町村事務全般の支援

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.49]

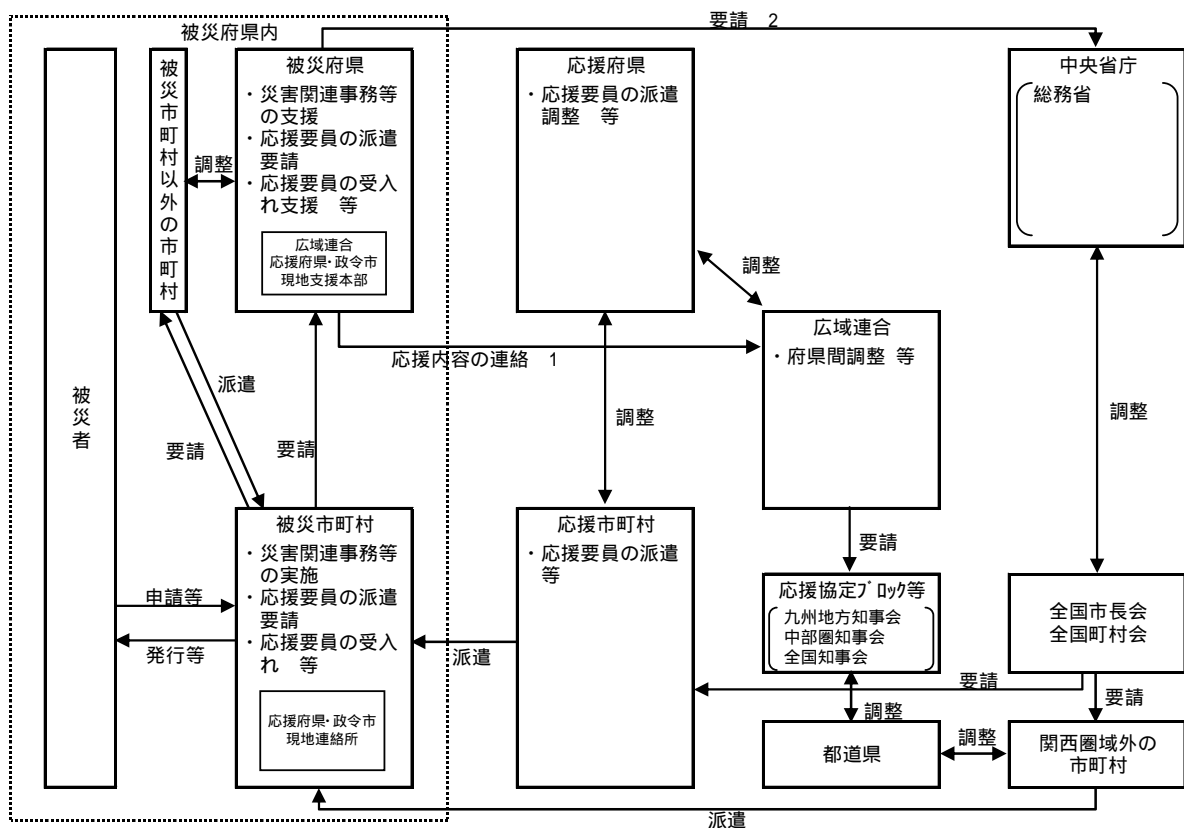
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、家屋被害調査、罹災証明の発行、市町村税の減免事務等、災害により生じた膨大な市町村事務及び職員の死傷等により担い手を失った市町村事務の処理を補完するため、各種事務処理要員（市町村職員）の派遣等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

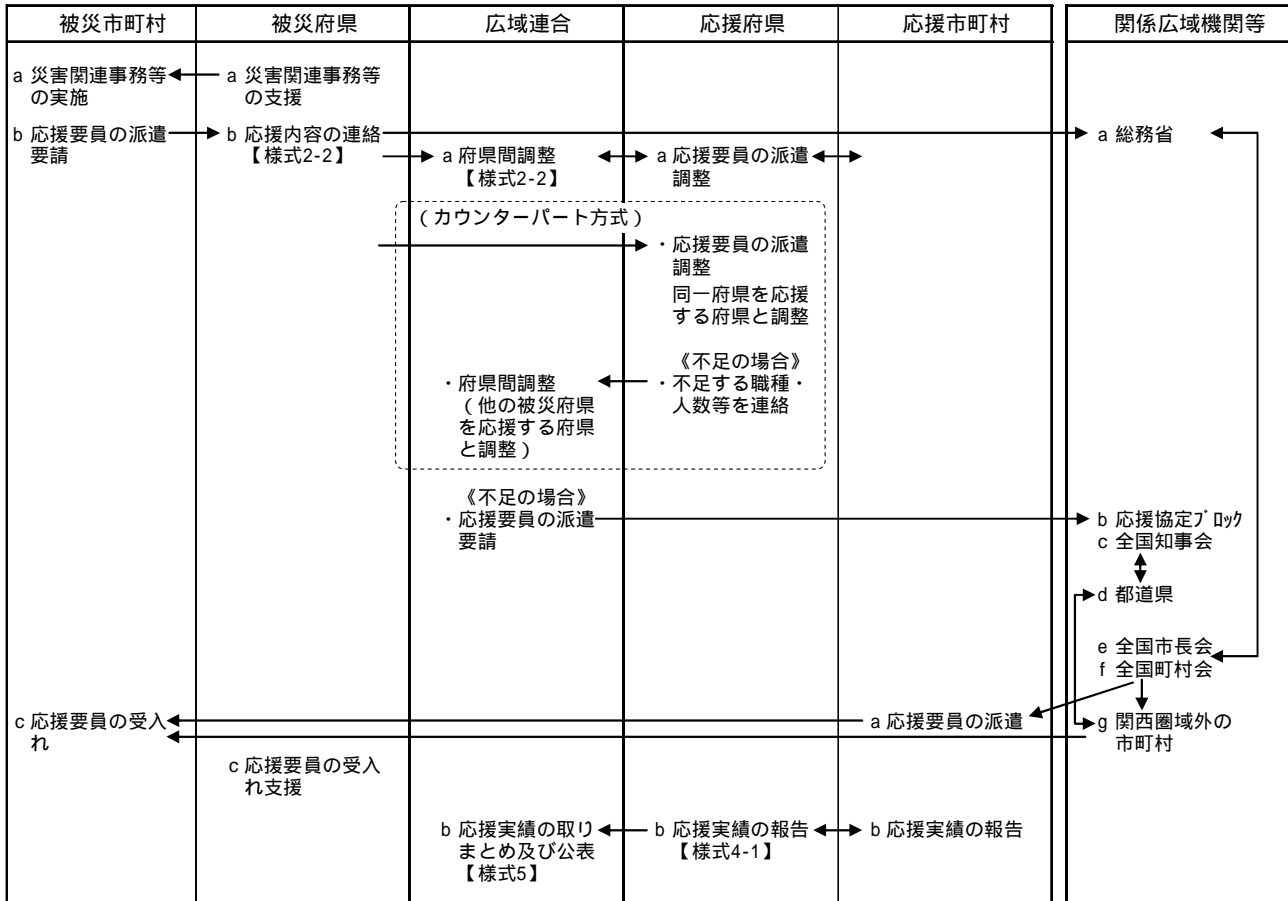
時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	各種事務処理要員（市町村職員）の派遣 ・災害関連事務 [-家屋被害調査 -罹災証明書の発行 -市町村税の減免 -各種給付金事務 -応急仮設住宅入居事務 -住宅応急修理受付 等] ・通常の市町村事務		

(3) フォーマーシオン



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 災害関連事務等の実施	災害関連事務及び職員の死傷等により担い手を失った通常事務を確認し、体制を整備する。 市町村役場内の職員配置を組み替え、可能な限り、災害対策部門に人員を集中させる。 災害関連事務等を実施する。 (災害関連事務) ・ 家屋被害調査 ・ 市町村税の減免 ・ 緊急仮設住宅入居事務 ・ 罹災証明の発行 ・ 各種給付金事務 ・ 住宅応急修理受付 等
b 応援要員の派遣要請	人員が不足する場合は、近隣市町村又は被災府県に応援要員の派遣を要請する。
c 応援要員の受入れ	応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。 応援要員が交替すること等を考慮しながら、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。

被災府県の業務

項目	内容
a 災害関連事務等の支援	災害関連事務等に関する助言を行う。
b 応援内容の連絡	被災市町村の人員が不足する場合は、管内市町村に応援要員の派遣を

	要請する。 管内で応援要員を確保できない場合は、応援要請内訳書1(様式2-2)により、広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)へ必要人数等を連絡するほか、総務省を通じて市町村応援要員の派遣を要請する。
c 応援要員の受入れ支援	被災市町村の応援要員の受入れを支援する。

広域連合の業務

項目	内容
a 府県間調整	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に派遣可能人数を確認の上、応援計画内訳書1(様式2-2)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) 幹事府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に応援要員の派遣を依頼する。 必要に応じて、被災府県・市町村と応援府県・市町村の組み合わせについて、国、全国知事会、全国市長会、全国町村会等に配慮を求める。 構成団体・連携県で応援要員を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等の関係広域機関へ協力を求める。
b 応援実績の取りまとめ及び公表	応援府県の応援実績を取りまとめ、報道発表資料(様式5)により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 応援要員の派遣調整	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を派遣する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で応援要員を確保できない場合は、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
b 応援実績の報告	派遣状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1(様式4-1)により派遣状況を報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 応援要員の派遣	応援府県等から要請のあった応援要員を派遣する。
b 応援実績の報告	派遣状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、派遣状況を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 総務省	被災府県からの要請に基づき、全国市長会、全国町村会と応援要員の確保に向けた調整を行う。
b 応援協定ブロック	広域連合からの求めに応じ、可能な範囲で、管内県と応援要員の派遣調整を行う。
c 全国知事会	広域連合からの求めに応じ、可能な範囲で、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都

	道府県に広域応援の内容を連絡する。
d 都道府県	応援協定ブロック又は全国知事会との調整に基づき、可能な範囲で、管内市町村と応援要員の派遣調整を行う。
e 全国市長会、全国町村会	総務省との調整に基づき、全市町村へ応援要員の派遣を要請する。
f 関西圏域外の市町村	全国市長会、全国町村会の要請に基づき、自市町村域を管轄する都道府県と調整し、応援要員を被災市町村へ派遣する。

21 学校の教育機能の回復

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.68]

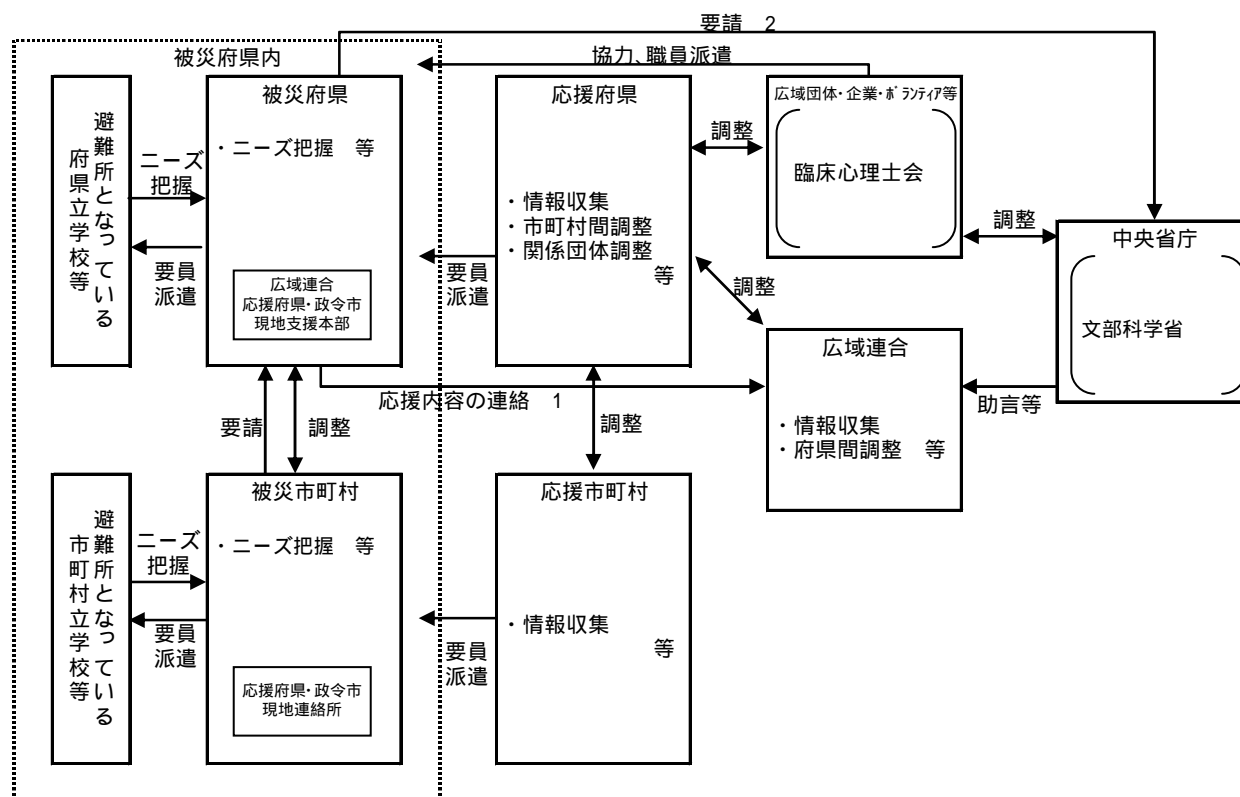
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、学校教育活動の早期回復を図り、児童・生徒の精神的な負担を軽減するため、応援教職員や、教育復旧の経験者・専門家、心のケアの専門家等を派遣する応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	応援教職員 心のケアの専門家(スクールカウンセラー) 学校と福祉をつなぐ専門家(スクールソーシャルワーカー) 教育復旧の経験者・専門家		被災した学校施設の応急復旧・安全確保 学習スペースの確保(避難者との棲み分け) 応急教育の実施

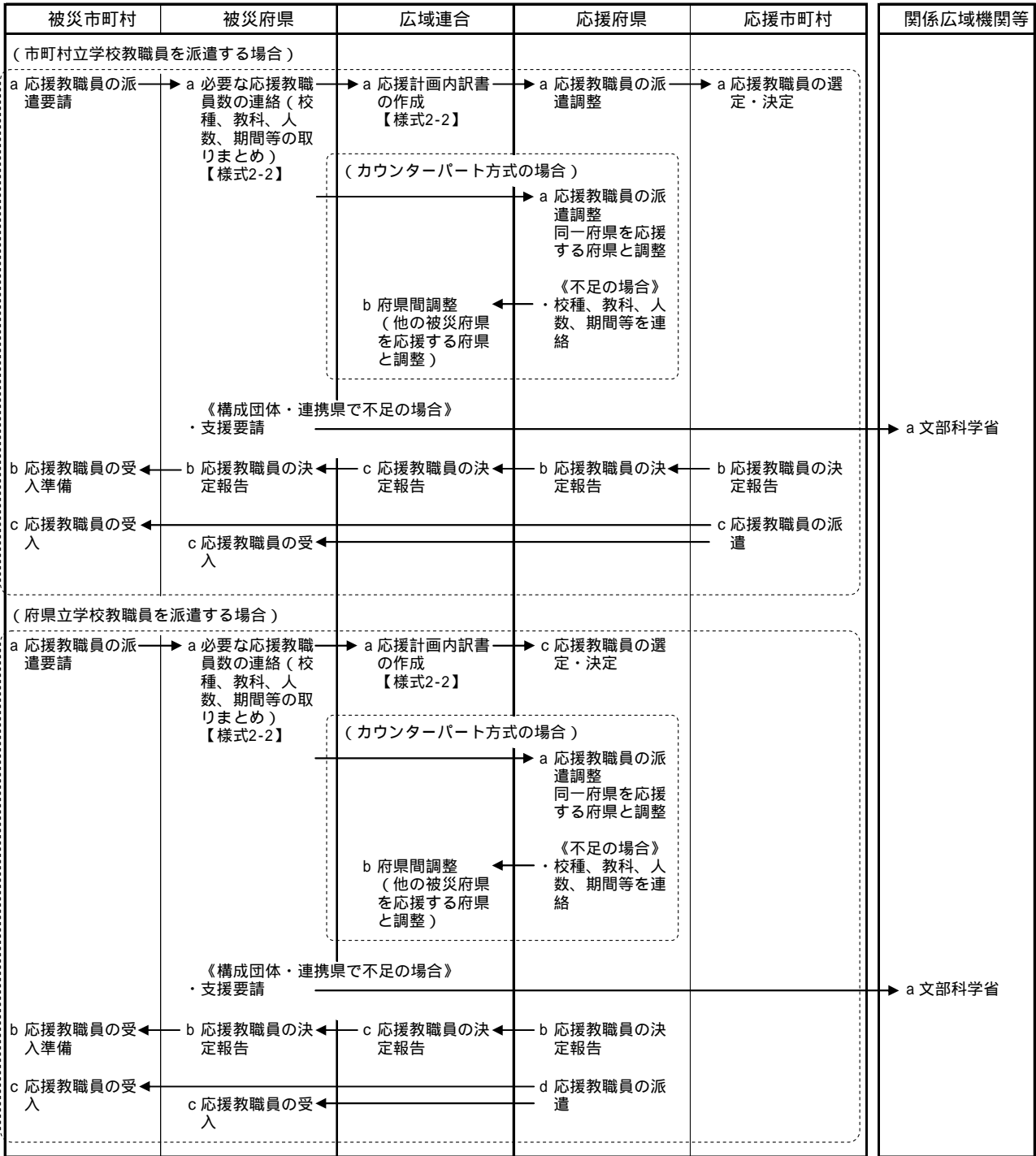
(3) フォーメーション



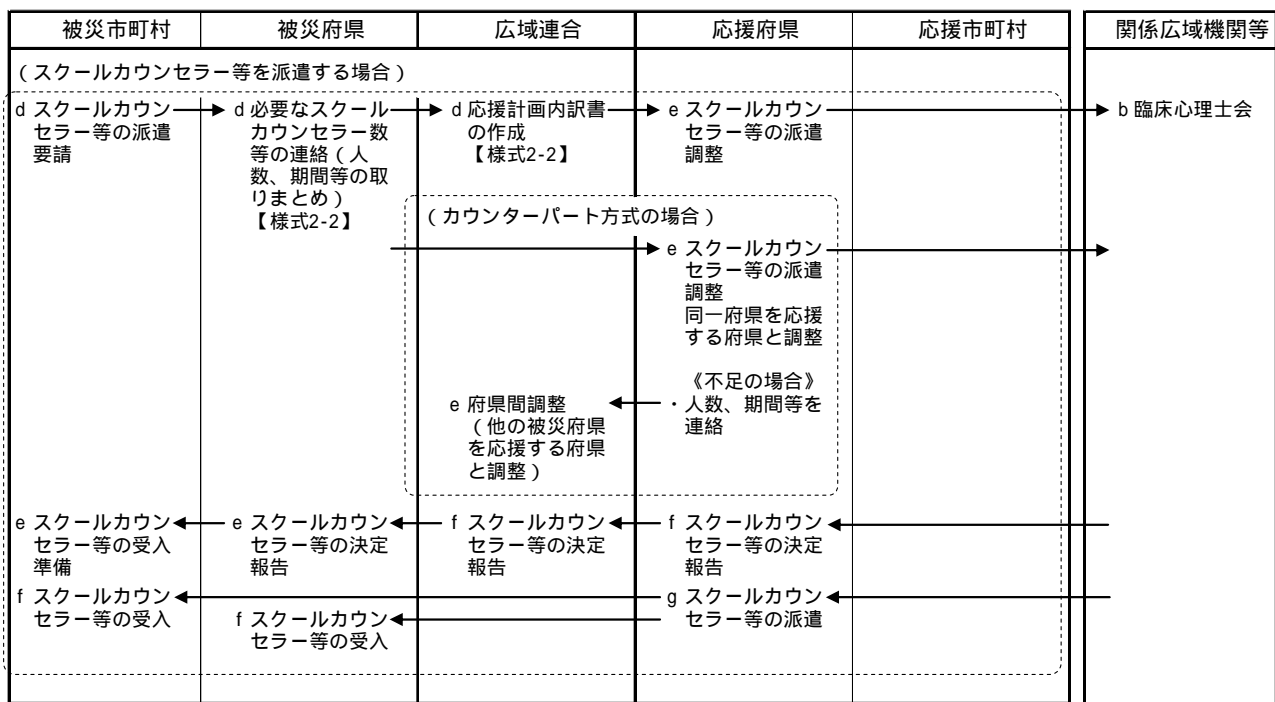
1 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。

2 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



第4章 応援・受援の手順
21 学校の教育機能の回復



広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 応援教職員の派遣要請	管内の学校・教育施設等のニーズ・要望を把握・集約する。 被災府県に応援を要請する。
b 応援教職員の受入準備	被災府県から報告のあった応援教職員を管内の学校・教育施設等に連絡する。 受入態勢を整える(宿泊場所の確保等)。
c 応援教職員の受入	応援府県・応援市町村から派遣された教職員を受け入れる。
d スクールカウンセラー等の派遣要請	管内の学校・教育施設等のニーズ・要望を把握・集約する。 被災府県に応援を要請する。
e スクールカウンセラー等の受入準備	被災府県から報告のあったスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを管内の学校・教育施設等に連絡する。 受入態勢を整える(宿泊場所の確保等)。
f スクールカウンセラー等の受入	応援府県から派遣されたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを受け入れる。

被災府県の業務

項目	内容
a 必要な応援教職員数の連絡	被災市町村の応援要請(校種・教科、人数、期間等)の内容を集約する。 管轄学校・教育施設等のニーズ・要望を把握・集約する。 広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)に応援内容を連絡する。 構成団体・連携県で必要とする教職員を確保できない場合は、文部科学省に支援を要請する。
b 応援教職員の決定報告	広域連合から報告のあった応援教職員を被災市町村に報告する。
c 応援教職員の受入	応援府県・応援市町村から派遣された教職員を受け入れる。

d 必要なスクールカウンセラー数等の連絡	被災市町村の応援要請の内容を集約する。 管轄学校・教育施設等のニーズ・要望を把握・集約する。 広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)に応援内容を連絡する。
e スクールカウンセラー等の決定報告	広域連合から報告のあったスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを被災市町村に報告する。
f スクールカウンセラー等の受入	応援府県から派遣されたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを受け入れる。

広域連合の業務

項目	内容
a 応援計画内訳書の作成	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援計画内訳書1(様式2-2)を作成し、応援府県へ応援内容を連絡する。
b 府県間調整	(カウンターパート方式の場合) 幹事府県から、同一府県を応援する府県・政令市では応援要員を確保できない旨の連絡があった場合は、他の府県を応援する幹事府県に応援要員の派遣を依頼する。
c 応援教職員の決定報告	応援府県から報告のあった応援教職員を被災府県に報告する。
d 応援計画内訳書の作成	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援計画内訳書1(様式2-2)を作成し、応援府県へ応援内容を連絡する。
e 府県間調整	(カウンターパート方式の場合) 幹事府県から、同一府県を応援する府県では応援要員を確保できない旨の連絡があった場合は、他の府県を応援する幹事府県に応援要員の派遣を依頼する。
f スクールカウンセラー等の決定報告	応援府県から報告のあったスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを被災府県に報告する。

応援府県の業務

項目	内容
a 応援教職員の派遣調整	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援市町村へ派遣可能な教職員の選定及び決定を依頼する。 管轄学校・教育施設等から派遣可能な教職員を選定し、決定する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県・政令市で応援教職員を確保できないときは、幹事府県がその旨を広域連合に連絡する。
b 応援教職員の決定報告	応援市町村から報告のあった応援教職員を広域連合に報告する。 管轄学校・教育施設等からの応援教職員を広域連合に報告する。
c 応援教職員の選定・決定	管内の学校・教育施設等から派遣可能な教職員の選定及び決定を行う。
d 応援教職員の派遣	決定した応援教職員を被災府県、被災市町村へ派遣する。
e スクールカウンセラー等の派遣調整	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県臨床心理士会へ派遣可能なスクールカウンセラーの照会を行う。また、必要に応じて府県社会福祉士会等の協力を得て、スクールソーシャルワーカーの派遣調整を行う。
f スクールカウンセラー	派遣が決定したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

一等の決定報告	を広域連合に報告する。
g スクールカウンセラー等の派遣	派遣が決定したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを被災府県、被災市町村へ派遣する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 応援教職員の選定・決定	管内の学校・教育施設等から派遣可能な教職員の選定及び決定を行う。
b 応援教職員の決定報告	決定した応援教職員を応援府県に報告する。
c 応援教職員の派遣	決定した応援教職員を被災市町村へ派遣する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 文部科学省	被災府県からの要請に基づき、学校教育機能の回復に関する助言、支援を行う。
b 臨床心理士会	応援府県からの要請を受け、被災府県へ派遣可能なスクールカウンセラーを決定し、応援府県へ報告する。 スクールカウンセラーは、原則、臨床心理士会に所属。

<留意事項>

(臨床心理士会との連携)

- ・スクールカウンセラーは、原則、臨床心理士会に所属していることから、派遣に当たっては、各府県の臨床心理士会と十分に連絡をとる必要がある。

22 文化財の緊急保全

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.68]

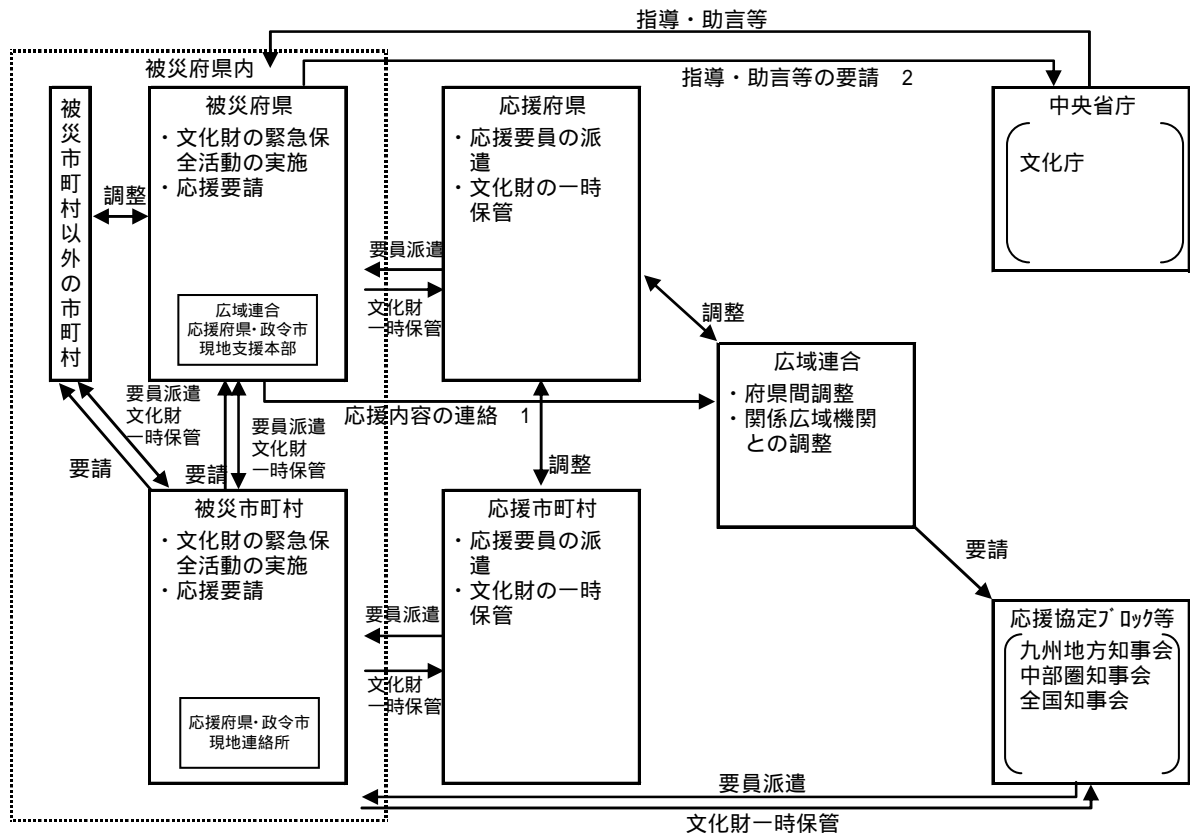
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災文化財を緊急に保全するとともに、損壊建物の撤去等に伴う貴重な建造物等の不動産文化財及び美術工芸品等の動産文化財の廃棄・散逸を防止するため、地震等による直接の被災や保存・展示施設の倒壊又は倒壊の恐れ等により緊急に保全措置を必要とする文化財の応急措置を行う専門家等の派遣及び文化財の一時保管等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期)	文化財緊急保全のための専門家等		文化財の被災状況の確認 文化財の一時保管
復旧期 (仮設住宅期)			

(3) フォーメーション



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて指導・助言等を要請する。

(4) オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県	応援市町村	関係広域機関等
a 文化財の緊急保全活動の実施	a 文化財の緊急保全活動の実施				
b 応援要員の派遣要請	b 必要な応援要員の連絡【様式2-2】	a 府県間調整【様式2-2】 (カウンターパート方式の場合) a 府県間調整(他の被災府県を応援する府県と調整)	a 応援要員の確保	a 応援要員の確保	a 応援協定ブロック b 全国知事会
c 応援要員の受入れ	c 応援要員の受入れ	《不足の場合》・応援要員の派遣要請	b 応援要員の派遣	b 応援要員の派遣	
d 文化財の一時保管要請	d 一時保管を要する文化財の連絡【様式2-4】	a 府県間調整【様式2-4】 (カウンターパート方式の場合) a 府県間調整(他の被災府県を応援する府県と調整)	c 文化財の一時保管施設の確保	c 文化財の一時保管施設の確保	a 応援協定ブロック b 全国知事会
e 文化財の搬送	e 文化財の搬送	《不足の場合》・文化財の一時保管要請	d 文化財の搬入・一時保管	d 文化財の搬入・一時保管	
		b 指導・助言等の要請			c 文化庁
		c 応援実績の取りまとめ及び公表【様式5】	e 応援実績の報告【様式4-1】	e 応援実績の報告	

広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 文化財の緊急保全活動の実施	文化財の被災状況を確認する。 地震等による直接の被災や保存・展示施設の倒壊又は倒壊の恐れ等により緊急に保全措置を必要とする文化財を搬出し応急措置を行う。 搬出した文化財を博物館等保存機能のある施設で一時保管を行う。
b 応援要員の派遣要請	管内で保全活動を実施する専門家等が不足する場合は、近隣市町村又は被災府県に応援要員の派遣を要請する。
c 応援要員の受入れ	応援要員の執務スペースを確保し、業務を適切に割り当てる。
d 文化財の一時保管要請	管内で文化財を一時保管する施設が不足する場合は、近隣市町村又は被災府県に一時保管を要請する。
e 文化財の搬送	文化財を被災市町村外の一時保管施設へ搬送する。

被災府県の業務

項目	内容
a 文化財の緊急保全活動の実施	文化財の被災状況を確認する。 地震等による直接の被災や保存・展示施設の倒壊又は倒壊の恐れ等により緊急に保全措置を必要とする文化財を搬出し応急措置を行う。 搬出した文化財を博物館等保存機能のある施設で一時保管を行う。
b 必要な応援要員の連絡	管内で保全活動を実施する専門家等が不足する場合は、応援要請内訳書1(様式2-2)により、広域連合(カウンターパートの場合:幹事府県)へ応援要員の必要人数等を連絡する。
c 応援要員の受入れ	応援要員の執務スペースを確保し、業務を適切に割り当てる。
d 一時保管を要する文化財の連絡	管内で文化財を一時保管する施設が不足する場合は、応援要請内訳書3(様式2-4)により、広域連合(カウンターパートの場合:幹事府県)へ一時保管を要する文化財等を連絡する。
e 文化財の搬送	文化財を被災府県外の一時的保管施設へ搬送する。

広域連合の業務

項目	内容
a 府県間調整	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援府県と調整の上、応援府県に応援内容を割り当てる。 (カウンターパート方式の場合) 幹事府県から、同一府県を応援する府県では要請に対応できない旨の連絡があった場合は、他の府県を応援する幹事府県に応援を依頼する。 構成団体・連携県で応援要員又は文化財の一時保管施設を確保できない場合は、応援協定ブロック又は全国知事会へ応援を要請する。
b 指導・助言等の要請	対応困難な問題が生じた場合は、文化庁へ指導・助言等を要請する。
c 応援実績の取りまとめ及び公表	応援府県の応援実績を取りまとめ、報道発表資料(様式5)により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 応援要員の確保	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援要員を管内市町村と連携し確保する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で応援要員を確保できない場合は、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
b 応援要員の派遣	応援要員を派遣する。
c 文化財の一時保管施設の確保	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、文化財を一時保管する施設を管内市町村と連携し確保する。
d 文化財の搬入・一時保管	文化財を搬入し、適切に一時保管する。
e 応援実績の報告	応援状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1(様式4-1)により応援状況を報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 応援要員の確保	応援府県等ら派遣要請のあった応援要員を確保する。
b 応援要員の派遣	応援要員を派遣する。
c 文化財の一時保管施設の確保	応援府県等から要請のあった文化財を一時保管する施設を確保する。
d 文化財の搬入・一時保管	文化財を搬入し、適切に一時保管する。
e 応援実績の報告	応援状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、応援状況を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、応援要員の派遣及び文化財の一時保管を行う。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、応援要員の派遣及び文化財の一時保管を行う。
c 文化庁	被災府県からの要請に基づき、文化財の緊急保全に関する指導・助言等を行う。

23 災害ボランティアの活動促進

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.55、p.66]

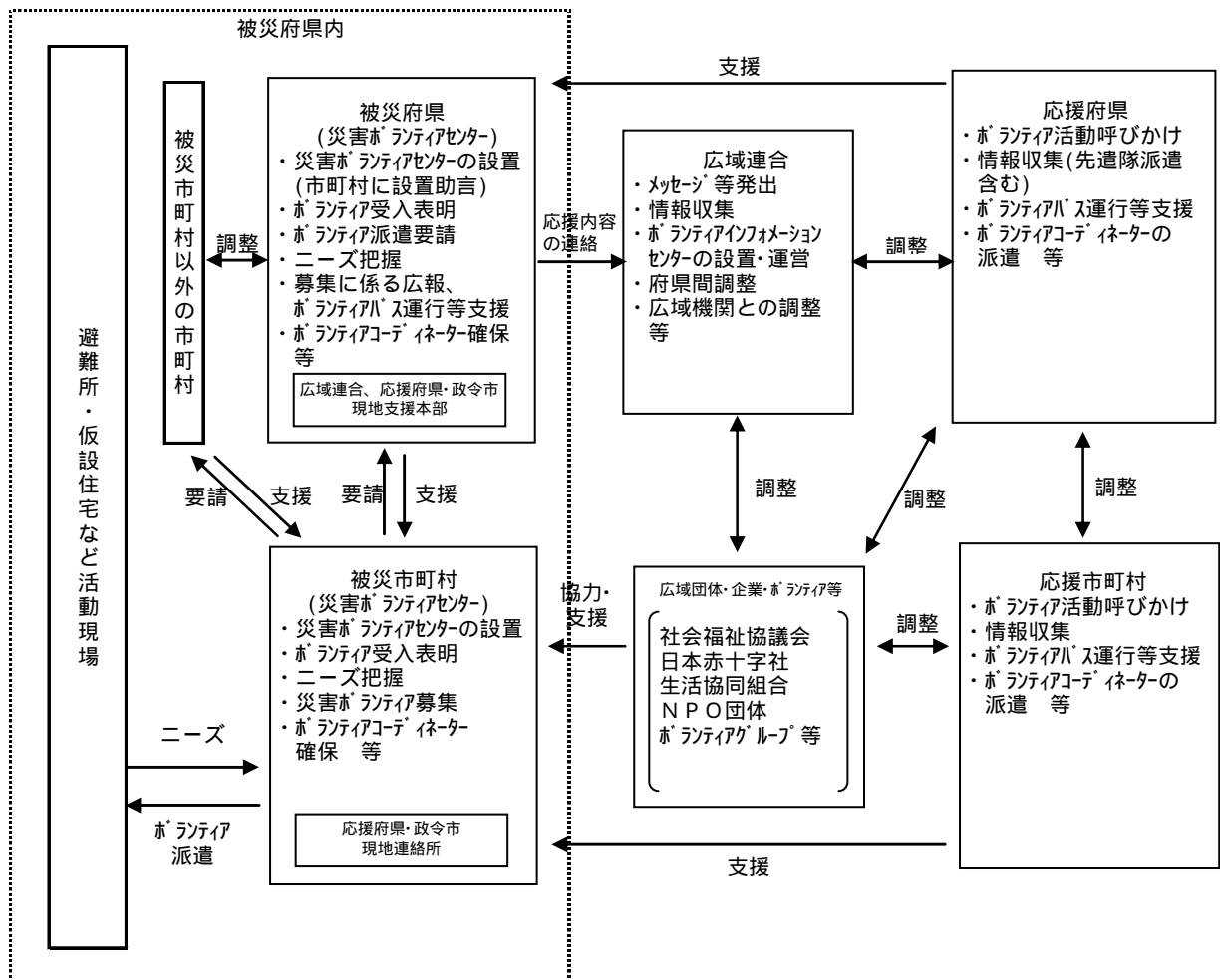
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地の迅速な復旧・復興に資するため、NGO・NPOを含む災害ボランティアを積極的に受け入れるとともに、それらの活動を促進するため、必要な支援を行う。

(2) 応援内容

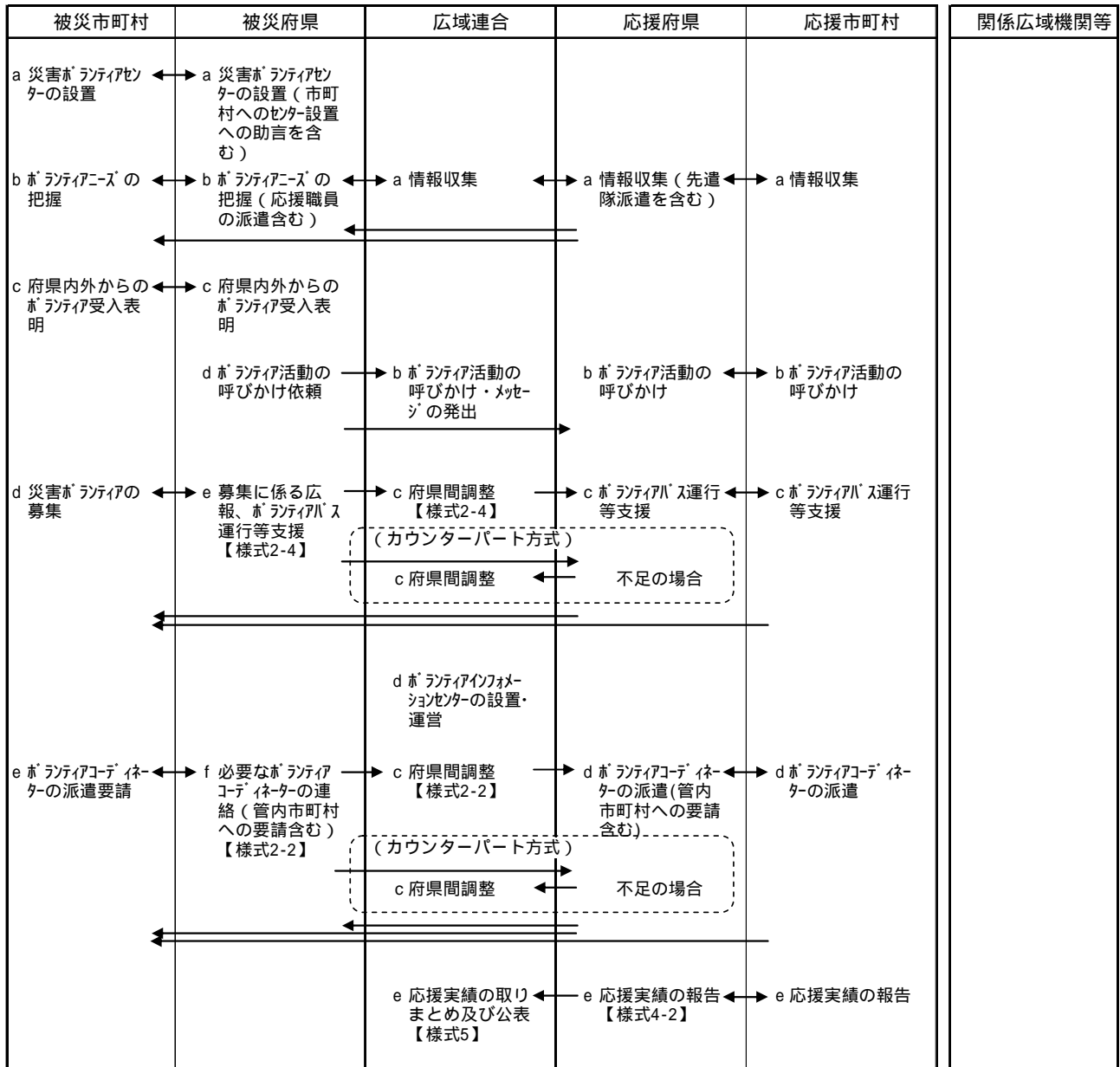
時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	災害ボランティアセンターの運営等に必要なボランティアコーディネーター		災害ボランティアセンターの設置・運営支援 ボランティア活動の呼びかけ、メッセージの発出 ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 その他ボランティア活動の促進に必要な事項

(3) フォーメーション



被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。

(4) オペレーション



広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 災害ボランティアセンターの設置	被害状況を踏まえ、社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアセンターを設置する。
b ボランティアニーズの把握	避難所や被災家屋、仮設住宅の住民等からのニーズの把握に努める。
c 府県内外からのボランティアの受入表明	広報媒体等を通じて、府県内外からのボランティアの受入を表明する。
d 災害ボランティアの募集	活動内容や活動予定場所とともに、必要とするボランティアの規模を示し、広報媒体等を通じて募集する。 ボランティア用資機材を確保する。 災害派遣等従事車両証明書の発行（センターでは受入確認業務）を行う。
e ボランティアコーディネーターの	災害ボランティアセンターの運営等でボランティアコーディネータ

派遣要請	ーが不足する場合は、市町村社会福祉協議会等と調整の上、被災府県（府県社会福祉協議会）へ要請する。
------	--

被災府県の業務

項目	内容
a 災害ボランティアセンターの設置	被害状況を踏まえ、府県社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアセンターを設置する。 被災市町村に対し、センターを設置するよう働きかけるとともに、運営を支援する。
b ボランティアニーズの把握	被災地でのニーズの把握に努める。 必要に応じて、被災地市町村へ応援職員を派遣する。
c 府県内外からのボランティアの受入表明	広報媒体等を通じて、府県内外からのボランティアの受入を表明する。
d ボランティア活動の呼びかけ依頼	災害ボランティア活動を促進するための呼びかけを、応援府県及び広域連合へ依頼する。
e 募集に係る広報、ボランティアバス運行支援等	被災市町村における募集情報を集約し広報する。 必要に応じて、広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）へ、応援要請内訳書3（様式2-4）により、必要なボランティアバスの運行台数等を連絡する。 ボランティアバスの運行等の支援を行う。 ボランティア用資機材の需給調整を行う。 災害派遣等従事車両証明書の発行（センターでは受入確認業務）を行う。
f 必要なボランティアコーディネーターの連絡	府県社会福祉協議会等と調整の上、被災市町村へボランティアコーディネーターを派遣する。 上記で対応が困難な場合、被災市町村及び被災府県が必要とするボランティアコーディネーターの人数等を府県社会福祉協議会等と調整の上、広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県（府県社会福祉協議会））へ応援要請内訳書1（様式2-2）により連絡する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b ボランティア活動の呼びかけ・メッセージの発出	被災府県から依頼があったとき又は情報収集の結果により必要と判断されるときは、府県民及び他都道府県に対して、構成府県知事の連名によるメッセージを発出し、被災地支援のボランティア活動を呼びかける。
c 府県間調整	被災府県から応援内容（ボランティアバスの運行、ボランティアコーディネーターの派遣）の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援計画内訳書1（様式2-2）又は同内訳書3（様式2-4）を作成し、応援府県に応援内容を連絡する。 （カウンターパート方式の場合） 幹事府県から、同一府県を応援する府県・政令市では対応が困難である旨の連絡があった場合は、他の幹事府県に応援内容を連絡する。
d ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営	必要に応じて被災府県の災害ボランティアセンターの後方支援となるインフォメーションセンターを応援府県と連携して設置し、ボランティアに対し、受入状況や道路情報等の支援情報を提供する。
e 応援実績のとりまとめ及び公表	応援府県の応援実績をとりまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。 必要に応じてボランティア先遣チームを派遣し、ニーズを把握する。
b ボランティア活動の呼びかけ	府県民に対して被災地支援のボランティア活動を呼びかける。
c ボランティアバス運行等支援	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、ボランティアバスの運行やボランティアグループへの助成などボランティア活動を促進する支援を行う。 災害派遣等従事車両証明書の発行を行う。
d ボランティアコーディネーターの派遣	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県社会福祉協議会等と調整の上、被災市町村及び被災府県へボランティアコーディネーターを派遣する。
e 応援実績の報告	広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1(様式4-1)により応援状況を報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b ボランティア活動の呼びかけ	市町村民に対して被災地支援のボランティア活動を呼びかける。
c ボランティアバス運行等支援	ボランティアバスの運行やボランティアグループへの助成などボランティア活動を促進する支援を行う。 災害派遣等従事車両証明書の発行を行う。
d ボランティアコーディネーターの派遣	市町村社会福祉協議会等と調整の上、被災市町村へボランティアコーディネーターを派遣する。
e 応援実績の報告	応援府県から依頼があった場合は、応援実績を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容

<留意事項>

(社会福祉協議会等との連携)

災害ボランティアセンターの運営に当たっては、社会福祉協議会、NPO、団体、企業、生活協同組合等との連携に努める。

近畿ブロックの府県・指定都市社会福祉協議会では、災害時の支援協定を締結していることから、ボランティア及びボランティアコーディネーターの要請・派遣等において、社会福祉協議会と十分に調整を行う。

(被災市町村災害ボランティアセンターの設置支援)

被災府県(社会福祉協議会)は災害ボランティアセンターを速やかに設置するとともに、市町村の災害ボランティアセンターが速やかに設置されるよう必要な支援を行うこと。また、災害ボランティアセンターの設置が遅れている市町村にも必要なボランティアが円滑に入ること

ができるよう配慮する。

(情報共有)

ボランティア先遣チームを派遣した応援府県は、関係応援府県・市町村とニーズ等の情報共有に努める。

被災地の状況に合った効果的なボランティア活動が行われるよう、ボランティア団体が集まり、行政や社会福祉協議会などの関係機関も交えて定期的に情報交換する場の開催が求められる。

(ボランティアの誘導)

ボランティア活動を希望する方々に対し、宿营地や交通手段の確保等に際して被災地に負担をかけないように、先遣隊の派遣等により情報収集を行った上で被災地に入るよう呼びかける。

一般ボランティアや応援府県・市町村が運行するボランティアバスが、一部の被災市町村に過度に集中しないよう、情報の収集・提供に努める。

被災府県が複数にわたる場合、被災府県は災害ボランティアセンター間の情報共有を図ることにより、被災地全体にボランティアが過不足なく支援に入ることができるように配慮する。

(被災地外からの情報発信)

マンパワー等が不足している被災地内に代わり、必要なボランティアの規模や専門性についての情報発信等の活動を、被災地外の支援側で担うことも重要である。

(各ステージに応じたボランティア支援)

応援府県・市町村は、災害対応のステージに応じた被災者ニーズを踏まえ、高齢者の見守り、コミュニティづくり、傾聴ボランティアや芸術慰問等を行うボランティアグループへの支援に努める。

復興段階では、継続的な関わりが必要となることから、地元のボランティア団体、地域コミュニティ、専門的な対応が可能な主体等への引継ぎを円滑に行う。

24 海外からの支援の受入れ

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.68]

(注) 本分野においては、基本的には国と被災府県・市町村との間で調整が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

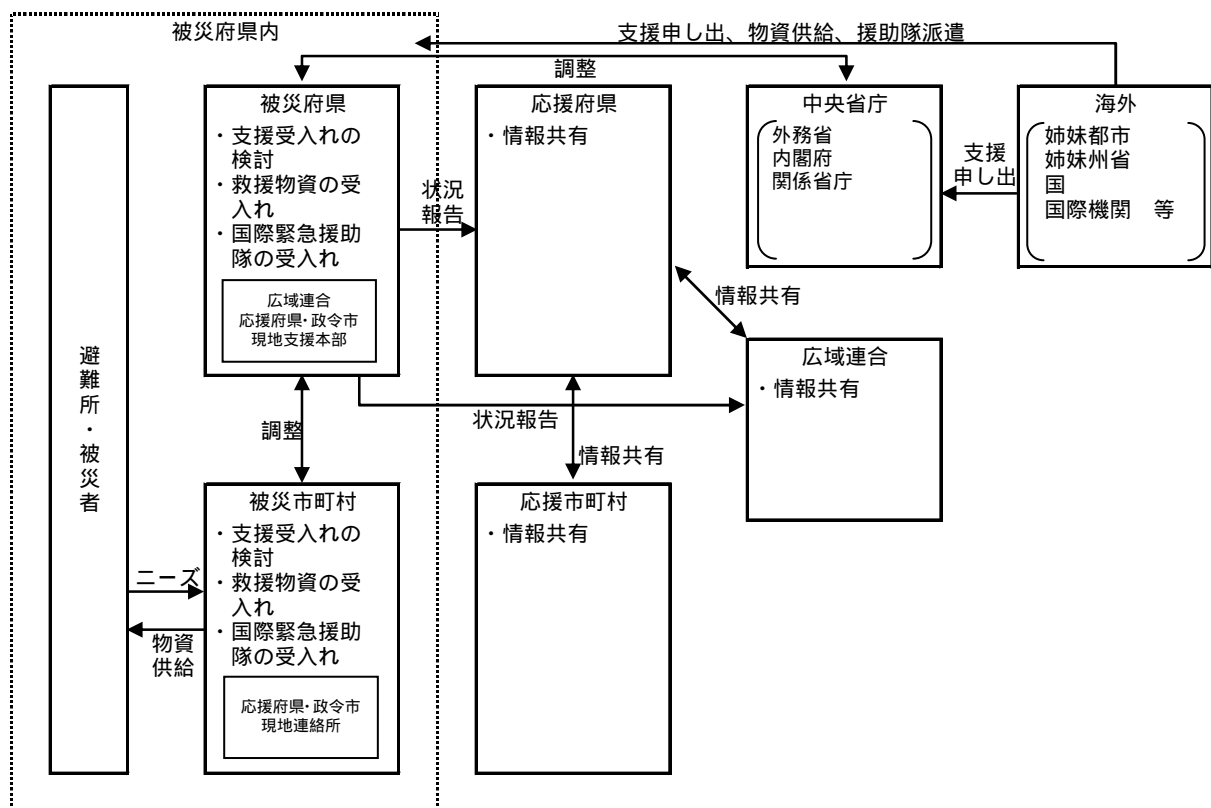
海外からの支援の受入れに関する調整は基本的に外務省、内閣府等により行われる。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、海外からの支援の受入れに関する情報を収集し、必要な支援を行う。

(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			情報共有
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)			情報共有

(3) フォーメーション



(4) オペレーション



被災市町村の業務

項目	内容
a 救援物資の受入れ	一般的に国が窓口となることから、被災府県、外務省等と十分に連絡調整を図りながら対応する。 姉妹都市、在阪の在外公館等から直接支援の申し出があった場合は、申出者に、品目、輸送手段、輸送ルート、搬入場所、到着予定日時等を確認し、被災府県、外務省等と連絡調整を図りながら、受入れの是非を検討の上対応する。 構成市は、広域連合に随時受入れ状況を報告する。
b 国際緊急援助隊の受入れ	一般的に国が窓口となることから、被災府県、外務省等と十分に連絡調整を図りながら対応する。 姉妹都市、在阪の在外公館等から直接支援の申し出があった場合は、協力内容、人数、到着場所、到着日時等を確認し、被災府県、外務省、警察、消防等と連絡調整を図りながら、受入れの是非を検討の上対応する。 通訳等に関して可能な支援を提供する。 構成市は、広域連合に随時受入れ状況を報告する。

被災府県の業務

項目	内容
a 救援物資の受入れ	一般的に国が窓口となることから、被災市町村、外務省等と十分に連絡調整を図りながら対応する。 姉妹州省、在阪の在外公館等から直接支援の申し出があった場合は、申出者に、品目、輸送手段、輸送ルート、搬入場所、到着予定日時等を確認し、被災市町村、外務省等と連絡調整を図りながら、受入れの

	是非を検討の上対応する。 広域連合に随時受入れ状況を報告する。
b 国際緊急援助隊の受入れ	一般的に国が窓口となることから、被災市町村、外務省等と十分に連絡調整を図りながら対応する。 姉妹州省、在阪の在外公館等から直接支援の申し出があった場合は、協力内容、人数、到着場所、到着日時等を確認し、外務省、警察、消防等と連絡調整を図りながら、受入れの是非を検討の上対応する。 通訳等に関して可能な支援を提供する。 広域連合に随時受入れ状況を報告する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報共有	広域連合、構成団体・連携県間で情報を共有する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報共有	広域連合と情報を共有する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報共有	構成市は、広域連合と情報を共有する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 外務省	外交ルートで海外から支援の申し出があった場合は、内閣府にその種類、規模、到着予定日、場所等を連絡する。 内閣府が支援の受入れを決定した場合は、関係省庁が作成する受入れ計画の内容を支援を申し出た国・国際機関等に連絡する。 内閣府が支援を受け入れないと決定した場合は、その決定を速やかに支援を申し出た国・国際機関等に連絡する。
b 内閣府	被災都道府県及び関係省庁の状況等を勘案し、支援の受入れの可能性を検討する。 支援の受入れを決定した場合は、関係省庁が作成する受入れ計画を被災都道府県に提示する。 支援を受け入れないと決定した場合は、被災都道府県及び関係省庁に連絡する。
c 関係省庁	内閣府が支援の受入れを決定した場合は、受入れ計画を作成し、外務省が同計画の内容を支援を申し出た国・国際機関等に連絡した後、受入れを開始する。

<留意事項>

(国レベル)

大規模災害になれば、海外からの支援を円滑により広く受け入れることが不可欠であるため、人員・物資のマッチング、受入判断や受入れ手続きの明確化等について外国政府等との調整を行い、海外からの円滑な支援の受入体制の整備を図るべきである。(平成24年7月31日 中央防災会議 防災対策推進検討会議 最終報告より)

海外からの応援受入の基準を予め明確にしておく。

(自治体レベル)

海外からの応援受入要請があった時の対応窓口と対応部局を分野ごとに定めておく(救助・医療・物資・ボランティアなど)。また、極力多言語対応の体制をとる。

海外からの応援受入については、情報が錯綜しやすいことからあらかじめ情報収集・対応確認の様式を定めておき、関係機関と情報の共有を図る。

<参考：海外からの支援受入実績>

1 阪神・淡路大震災における海外からの支援

- ・76の国及び地域並びに3国際機関(国連、WHO、欧州連合)から支援の申出を受け、44の国及び地域から救援物資、義援金、救助隊員などの支援を受けた。
- ・政府間の支援に加え、民間ベースでも多くの物資、救援活動、義援金等の支援申し入れがあった。
- ・毛布約5万7千枚の提供を始めとする在日米軍の救援活動が行われた他、スイス災害救助隊、フランス災害救助特別隊、民間レベルのイギリスの救助隊などが派遣された。
- ・外国医療チームでは、政府レベルでタイの医療チームが派遣された他、民間レベルで派遣されたものもあった。

出典：平成7年防災白書

2 東日本大震災における海外からの支援

- ・163の国及び地域並びに43の国際機関から支援の申出を受け、24の国と地域から緊急援助隊、医療支援チーム及び復旧支援チームを受入れ、国際機関も活動した。
- ・126の国及び地域並びに国際機関から物資・寄付金を受領した(物資：63件、寄付金：93件(総額約175億円以上)・一部重複あり)。
- ・海外医療支援チームが活動した。

出典：平成24年防災白書

様式

様式 1	(災害等の名称)における関西府県・政令市の体制及び被害状況	213
様式 2 - 1	応援要請書	214
様式 2 - 2	応援要請(計画)内訳書 1 (職員の派遣)	215
様式 2 - 3	応援要請(計画)内訳書 2 (物資・資機材の提供)	216
様式 2 - 4	応援要請(計画)内訳書 3 (その他)	217
様式 3	応援計画書	218
様式 4 - 1	応援実績報告書 1 (職員の派遣)	219
様式 4 - 2	応援実績報告書 2 (物資・資機材の提供)	222
様式 4 - 3	応援実績報告書 3 (避難者等の受入れ)	223
様式 5	(災害等の名称)について(報道発表資料)	224

(様式1)

(災害等の名称)における関西府県・政令市の体制及び被害状況

年 月 日 時現在

区分	団体名	体制	被害状況							避難状況				備考		
			人的被害			住家被害				避難準備情報		自主避難				
			死者(人)	行方不明者(人)	負傷者(人)	全壊(棟)	半壊(棟)	一部破損(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)	避難準備情報 (世帯)	指示による避難 (人)	自主避難 (世帯)		自主避難 (人)	
関西広域連合 構成団体	記入例	災害警戒本部 (月日時分設置) 災害対策本部 (月日時分設置)	17	28	4	53	6	15	226	186	6,183	28,467	119	215		
	滋賀県	(月日時分設置)														
	京都府	(月日時分設置)														
	京都市	(月日時分設置)														
	大阪府	(月日時分設置)														
	大阪市	(月日時分設置)														
	堺市	(月日時分設置)														
	兵庫県	(月日時分設置)														
	神戸市	(月日時分設置)														
	和歌山県	(月日時分設置)														
連携県	徳島県	(月日時分設置)														
	鳥取県	(月日時分設置)														
	福井県	(月日時分設置)														
	三重県	(月日時分設置)														
	奈良県	(月日時分設置)														
合計																

- 可能な限り内容を明記すること。
- 前回からの変更箇所には下線を付けること。

様式

(様式 2 - 1)

平成 第 年 月 日
年 月 日

関西広域連合長 あて

要請府県知事名 印

応 援 要 請 書

関西広域応援・受援実施要綱、関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書及び近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

(鳥取県が要請する場合)

関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書に基づき、下記のとおり応援を要請します。

(福井県、三重県及び奈良県が要請する場合)

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

- ・ 体制及び被害状況 (様式 1)
- ・ 応援要請内訳書 1 (様式 2 - 2) から応援要請内訳書 3 (様式 2 - 4)

3 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

F A X 番号

E - m a i l

当該様式は初回のみ提出し、以降は随時、応援要請内訳書 1 (様式 2 - 2) から応援要請内訳書 3 (様式 2 - 4) のみを関西広域連合 (カウンターパート方式による場合は自府県を応援する幹事府県) に提出すること。

(様式2 - 2)

応援要請(計画)内訳書1(職員の派遣)

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応 援 計 画 内 訳 書 作 成 団 体						

応援要請内訳(被応援府県記入欄)								応援計画内訳(応援計画内訳書作成団体記入欄)					
応援要請内訳書1作成月日時	職種	活動内容	人員	期間	場 所 1	交通手段 2	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	人員	期間	場 所	交通手段	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
記入例								県	5人	00月00日 ~00月00日	土木事務所 (市)	電車	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp
00月00日 00時	土木職	道路災害復旧 事業(設計書 作成等)	30人	00月00日 ~00月00日	土木事務所 (市) ほか 詳細は右記担当部署と調 整してください。	陸路可	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp	府	10人	00月00日 ~00月00日	土木事務所 5人 (市) ××土木事務所 5人 (市)	電車、バス	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp
								県	5人	00月00日 ~00月00日	土木事務所 (市)	公用車	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp
									残10人		全国知事会を通じて他ブ ロックの都道県に要請中		

- 1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
- 2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
- 3 可能な限り内容を明記すること。
- 4 随時更新し提出すること。(充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。)
- 5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式2 - 3)

応援要請(計画)内訳書2(物資・資機材の提供)

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応援計画内訳書作成団体						

応援要請内訳(被応援府県記入欄)									応援計画内訳(応援計画内訳書作成団体記入欄)									
応援要請内訳書2作成月日時	必要時期	品目	規格・用途	数量		場 所 1	輸送手段 2	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	発送時期	品目	規格	数量		場 所	輸送手段	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	
				単位									単位					
記入例	00月00日 00時	00月00日 ~未定	食料	調理が簡単なもの	100,000	食	県 市、 町内 詳細は右記担当部署と調整してください。	陸路可	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp	県	00月00日	アルファ化米		30,000	食	県 市 体育館	陸路 トラック台 運輸(株)	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp
									府	00月00日	アルファ化米	五目ごはん 100g/袋	40,000	食	県 市 センター	陸路 トラック台 運輸(株)	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp	
									県	00月00日	乾パン	100g/缶	10,000	缶	県 町 体育館	陸路 トラック台 運輸(株)	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp	
													残20,000	食	全国知事会を通じて他ブロックの都道県に要請中			

- 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
- 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
- 可能な限り内容を明記すること。
- 随時更新し提出すること。(充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)
- この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式2 - 4)

応援要請(計画)内訳書3(その他)

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応 援 計 画 内 訳 書 作 成 団 体						

応援要請内訳(被応援府県記入欄)						応援計画内訳(応援計画内訳書作成団体記入欄)					
応援要請 内訳書3 作成月日時	内 容	要請元等	期 間	備 考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	内 容	受入れ先等	期 間	備 考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
記入例 00月00日 00時	避難者の受入れ (避難者数約300名)	市	00月00日～ (1か月程度)	移動用バスは被災 府県で確保可	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	府	避難者の受入れ (避難者数約300名)	総合体育館 (市)	00月00日～ (1か月程度)		課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
00月00日 00時	傷病者の受入れ (傷病者1名)	(病院 市)	00月00日～ (終期末定)	疾患 市の救急車に て搬送予定	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	県	傷病者の受入れ (傷病者1名)	病院 (市)	00月00日～ (終期末定)		課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
00月00日 00時	遺体の火葬 (遺体100体)	町	00月00日～	搬送手段は被災府 県で確保可	課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	県	遺体の火葬 (遺体100体)	火葬場 (市)	00月00日～		課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
00月00日 00時	災害廃棄物の処理 (可燃物10万トン)	市	00月00日～		課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	府	災害廃棄物の処理 (可燃物7万トン)	処分場 (市)	00月00日～		課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
						県	災害廃棄物の処理 (可燃物3万トン)	処分場 (市)	00月00日～		課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp

- 可能な限り内容を明記すること。
- 随時更新し提出すること。(既済の案件は削除し、未済の案件のみ記載すること。)
- この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式3)

平成 第 年 月 日

被応援府県知事、応援府県知事及び応援政令市長 へ

関西広域連合長 印

応援計画書

関西広域応援・受援実施要綱、関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書及び近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

(鳥取県に通知する場合)

関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

(福井県、三重県及び奈良県に通知する場合)

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

1 被応援府県名及び応援を要請する理由

2 応援の割当て

(通常の場合(カウンターパート方式によらない場合))

別添の応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)のとおり

(カウンターパート方式による場合)

被応援府県名	左記府県を応援する府県名

被応援府県は、自府県を応援する府県に、応援要請内訳書1(様式2-2)から応援要請内訳書3(様式2-4)を随時提出すること。

3 添付書類

- ・ 応援要請書の写し
- ・ 応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)(カウンターパート方式による場合は応援要請内訳書1から応援要請内訳書3の写し)

4 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX番号

E-mail

当該様式は初回のみ発出し、以降は随時、応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)のみを発出すること。

(様式4 - 1)

応援実績報告書1 (職員の派遣)

(年 月 日現在)

(短期派遣(公務出張による派遣)が中心で派遣内容の変動が多い場合)

派遣先	業務区分	業務内容	派遣元自治体	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	合計		
都道府県内の自治体	連絡要員	現地支援本部、 現地連絡所等における情報収集・伝達	滋賀県	人	人	人	人	人	人	人	人		
			京都府										
			京都市										
			大阪府										
			大阪市										
			堺市										
			兵庫県										
			神戸市										
			和歌山県										
			徳島県										
			鳥取県										
			福井県										
			三重県										
			奈良県										
			小計										
				医療対策	医師、看護師、 薬剤師等による 救護所等での医療活動に関する 支援	滋賀県							
京都府													
京都市													
大阪府													
大阪市													
堺市													
兵庫県													
神戸市													
和歌山県													
徳島県													
鳥取県													
福井県													
三重県													
奈良県													
小計													
	避難所運営	避難所の管理・ 運営に関する支援				滋賀県							
			京都府										
			京都市										
			大阪府										
			大阪市										
			堺市										
			兵庫県										
			神戸市										
			和歌山県										
			徳島県										
			鳥取県										
			福井県										
			三重県										
			奈良県										
			小計										
				物資供給	食料、飲料水、 生活必需品等の 搬送・受入れ等 に関する支援	滋賀県							
京都府													
京都市													
大阪府													
大阪市													
堺市													
兵庫県													
神戸市													
和歌山県													
徳島県													
鳥取県													
福井県													
三重県													
奈良県													
小計													
	健康対策	保健師等による 避難所等での被災者の健康管 理、心のケア等 に関する支援				滋賀県							
			京都府										
			京都市										
			大阪府										
			大阪市										
			堺市										
			兵庫県										
			神戸市										
			和歌山県										
			徳島県										
			鳥取県										
			福井県										
			三重県										
			奈良県										
			小計										

派遣先	業務区分	業務内容	派遣元自治体	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	合計			
			月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	合計				
都道府県内の自治体	住宅対策	建築職員等による被災建築物応急危険度判定、応急仮設住宅の整備、災害公営住宅の整備等に関する支援	滋賀県																
			京都府																
			京都市																
			大阪府																
			大阪市																
			堺市																
			兵庫県																
			神戸市																
			和歌山県																
			徳島県																
			鳥取県																
			福井県																
			三重県																
			奈良県																
			小計																
	公共土木施設等の復旧	土木職員、建築職員等による公共土木施設、農林水産施設、公共建築物等の復旧に関する支援	滋賀県																
			京都府																
			京都市																
			大阪府																
			大阪市																
			堺市																
			兵庫県																
			神戸市																
			和歌山県																
			徳島県																
			鳥取県																
			福井県																
			三重県																
			奈良県																
			小計																
	ライフラインの復旧	土木職員等による水道、下水道の復旧に関する支援	滋賀県																
			京都府																
			京都市																
			大阪府																
			大阪市																
			堺市																
			兵庫県																
			神戸市																
			和歌山県																
			徳島県																
			鳥取県																
			福井県																
			三重県																
			奈良県																
			小計																
教育対策	教員等による学校教育、児童・生徒の心のケアに関する支援	滋賀県																	
		京都府																	
		京都市																	
		大阪府																	
		大阪市																	
		堺市																	
		兵庫県																	
		神戸市																	
		和歌山県																	
		徳島県																	
		鳥取県																	
		福井県																	
		三重県																	
		奈良県																	
		小計																	
その他	家屋被害調査、罹災証明発行等の市町村業務、ボランティアの受入れ、し尿処理、動物愛護、文化財修復、災害対策本部業務等、上記以外の支援	滋賀県																	
		京都府																	
		京都市																	
		大阪府																	
		大阪市																	
		堺市																	
		兵庫県																	
		神戸市																	
		和歌山県																	
		徳島県																	
		鳥取県																	
		福井県																	
		三重県																	
		奈良県																	
		小計																	
合計																			

業務区分は被害状況により適宜修正するものとする。

(中長期派遣(地方自治法第252条の17に基づく派遣等)が中心で派遣内容の変動が少ない場合)

派遣先	派遣元自治体名	派遣先自治体名	期間		職種	業務内容	人数			
			H ~ H	月			人	人・日		
都道府県内の自治体	滋賀県	県				の復旧に関する業務				
			小計							
	京都府									
			小計							
	京都市									
			小計							
	大阪府									
			小計							
	大阪市									
			小計							
	堺市									
			小計							
	兵庫県									
			小計							
	神戸市									
			小計							
	和歌山県									
			小計							
	徳島県									
			小計							
	鳥取県									
			小計							
	福井県									
			小計							
三重県										
		小計								
奈良県										
		小計								
職種別合計					職	の復旧に関する業務	人	人・日		
			合計							

(様式 4 - 2)

応援実績報告書 2 (物資・資機材の提供)

(年 月 日現在・累計)

供給先	区分	品目	単位	備蓄・調達の別	滋賀県	京都府	京都市	大阪府	大阪市	堺市	兵庫県	神戸市	和歌山県	徳島県	鳥取県	福井県	三重県	奈良県	合計			
					備蓄	調達	合計	備蓄	調達	合計	備蓄	調達	合計	備蓄	調達	合計	備蓄	調達	合計	備蓄	調達	合計
都道府県内の自治体	食料	a アルファ化米	食	備蓄																		
				調達																		
				合計																		
		b 乾パン	食	備蓄																		
				調達																		
				合計																		
		c 即席麺	食	備蓄																		
				調達																		
				合計																		
		d 缶詰	缶	備蓄																		
	調達																					
	合計																					
	e レトルト食品	食	備蓄																			
			調達																			
			合計																			
	f パン	食	備蓄																			
			調達																			
			合計																			
	g 育児用調製粉乳	缶	備蓄																			
			調達																			
			合計																			
	h 離乳食	食	備蓄																			
			調達																			
			合計																			
	i その他	食	備蓄																			
			調達																			
			合計																			
	飲料	a 飲料水	本	備蓄																		
				調達																		
				合計																		
		b その他	本	備蓄																		
	調達																					
	合計																					
	生活必需品	a 毛布	枚	備蓄																		
				調達																		
				合計																		
b トイレットペーパー		個	備蓄																			
			調達																			
			合計																			
c 簡易トイレ(テント付き)		台	備蓄																			
			調達																			
			合計																			
d 簡易トイレ(テントなし)		台	備蓄																			
			調達																			
			合計																			
e 小児用おむつ		枚	備蓄																			
			調達																			
			合計																			
f 大人用おむつ		枚	備蓄																			
	調達																					
	合計																					
g 生理用品	枚	備蓄																				
		調達																				
		合計																				
h マスク	枚	備蓄																				
		調達																				
		合計																				
i 医薬品	箱	備蓄																				
		調達																				
		合計																				
j ほ乳瓶	本	備蓄																				
		調達																				
		合計																				
k 飲料水用ポリタンク	個	備蓄																				
		調達																				
		合計																				
l 飲料水用ポリ袋	袋	備蓄																				
		調達																				
		合計																				
その他	a 燃料	リットル	備蓄																			
			調達																			
			合計																			
	b ブルーシート	枚	備蓄																			
調達																						
合計																						
c 土嚢袋	袋	備蓄																				
		調達																				
		合計																				

品目は供給状況により適宜修正するものとする。

(様式4-3)

応援実績報告書3(避難者等の受入れ)

(年 月 日現在)

避難元 都道府県名	避難先 府県市名	避難者数					転入学数 (小・中・高校)
			公営・公社住宅等	府県市職員住宅等	その他		
	滋賀県	人	世帯	人	世帯	人	人
	京都府	人	世帯	人	世帯	人	人
	京都市	人	世帯	人	世帯	人	人
	大阪府	人	世帯	人	世帯	人	人
	大阪市	人	世帯	人	世帯	人	人
	堺市	人	世帯	人	世帯	人	人
	兵庫県	人	世帯	人	世帯	人	人
	神戸市	人	世帯	人	世帯	人	人
	和歌山県	人	世帯	人	世帯	人	人
	徳島県	人	世帯	人	世帯	人	人
	鳥取県	人	世帯	人	世帯	人	人
	福井県	人	世帯	人	世帯	人	人
	三重県	人	世帯	人	世帯	人	人
	奈良県	人	世帯	人	世帯	人	人
	合計	人	世帯	人	世帯	人	人

各府県市で把握している数値を計上。

(様式5)

関西広域連合構成団体・連携県記者クラブ配布			
資料提供			
年月日	発表者	問合せ先	
		電話番号	担当者

(災害等の名称) について

1 災害等の概要

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所(震源地、震源の深さ等)
- (3) その他(規模、各地の震度、津波の状況等)

2 被害状況等

区分	団体名	被害状況							避難状況				
		人的被害			住家被害				避難指示による避難		自主避難		
		死者(人)	行方不明者(人)	負傷者(人)	全壊(棟)	半壊(棟)	一部破損(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)
関西広域連合 構成団体	滋賀県												
	京都府												
	京都市												
	大阪府												
	大阪市												
	堺市												
	兵庫県												
	神戸市												
	和歌山県												
	徳島県												
連携県	鳥取県												
	福井県												
	三重県												
	奈良県												
合計													

関西圏域外における災害等の場合は、1及び2を省略する。

3 関西広域連合、構成団体及び連携県の主な対応

月 日

月 日

4 被災地応援状況

(1) 構成団体及び連携県の職員派遣状況

(短期派遣(公務出張による派遣)が中心で派遣内容の変動が多い場合)

(年 月 日現在)

業 務	派 遣 先			合 計
	都道府県内の自治体	都道府県内の自治体	都道府県内の自治体	
連絡要員 (事務職員の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
医療対策 (医師、看護師等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
避難所運営 (事務職員の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
物資供給 (事務職員の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
健康対策 (保健師等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
住宅対策 (建築職員等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
公共土木施設等の復旧 (土木職員、建築職員等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
ライフラインの復旧 (土木職員等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
教育対策 (教員等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
その他 (事務職員の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
合 計	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)

構成政令市以外の市町村職員の人数は含んでいない。

(中長期派遣(地方自治法第252条の17に基づく派遣等)が中心で派遣内容の変動が少ない場合)

(年 月 日現在)

職 種	派 遣 先			合 計
	都道府県内の自治体	都道府県内の自治体	都道府県内の自治体	
(施設の復旧)	人	人	人	人
	人	人	人	人
	人	人	人	人
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

派遣人数の累計	人・日 (100未満切捨)
---------	------------------

構成政令市以外の市町村職員の人数は含んでいない。

(2) 構成団体及び連携県の物資供給状況(主なもの)

(年 月 日現在・累計)

品目	供給先			合計	
	都道府県内の自治体	都道府県内の自治体	都道府県内の自治体		
食料	a アルファ化米	食	食	食	食
	b 乾パン	食	食	食	食
	c 即席麺	食	食	食	食
	d 缶詰	缶	缶	缶	缶
	e レトルト食品	食	食	食	食
	f パン	食	食	食	食
	g 育児用調整粉乳	缶	缶	缶	缶
	h 離乳食	食	食	食	食
	i その他	食	食	食	食
	飲料	a 飲料水	本	本	本
b その他		本	本	本	本
生活必需品	a 毛布	枚	枚	枚	枚
	b トレット [®] -パ-	個	個	個	個
	c 簡易トイレ(テント付き)	台	台	台	台
	d 簡易トイレ(テントなし)	台	台	台	台
	e 小児用おむつ	枚	枚	枚	枚
	f 大人用おむつ	枚	枚	枚	枚
	g 生理用品	枚	枚	枚	枚
	h マスク	枚	枚	枚	枚
	i 医薬品	箱	箱	箱	箱
	j ほ乳瓶	本	本	本	本
	k 飲料水用ポリタンク	個	個	個	個
	l 飲料水用ポリ袋	袋	袋	袋	袋
その他	a 燃料	リ	リ	リ	リ
	b ブルーシート	枚	枚	枚	枚
	c 土嚢袋	袋	袋	袋	袋

構成団体及び連携県を通じて供給した企業等からの寄付物資を含む。

(3) 都道府県外避難の状況

(年 月 日現在)

避難元		都道府県	都道府県	都道府県	合計
避難先					
関西広域連合 構成団体	滋賀県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	京都府	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	京都市	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	大阪府	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	大阪市	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	堺市	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	兵庫県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	神戸市	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	和歌山県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	徳島県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
連携県	鳥取県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	福井県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	三重県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	奈良県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
合計		世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人

構成団体及び連携県が把握している数値を計上した。